

令和3年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月  
梅光学院大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	50
基準 5. 経営・管理と財務	60
基準 6. 内部質保証	68
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	78
基準 A.	78
V. 特記事項	84
VI. 法令等の遵守状況一覧	84
VII. エビデンス集一覧	96
エビデンス集（データ編）一覧	96
エビデンス集（資料編）一覧	96

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命、目的

梅光学院は、キリスト教の信仰に基づく人格教育を基盤とする学校教育を施すために設立された法人である。本学における今日に至るまでのスクールモットーは「光の子として歩みなさい」であり、建学の精神を示す最も簡潔な表現である。これは「光の子として歩みなさい。光からあらゆる善意と正義と真実とが生じるのです。」という聖書の一節（「エフェソの信徒への手紙」5章8～9節）に由来する。この聖書の箇所を本学がおかれている状況の中で解釈し直したものが、本学院の建学の精神（教育理念）「強くしなやかな精神と新しい世界を切り拓く能力を他者のために用いることのできる人間を育てる」である。これが本学の教育が目指す人間像であり、特に「他者のために」がその根幹をなし、強い使命感を持ち、他者のために献身できる人間を育てることを、本学は使命、目的に掲げ、本学の基本理念としている。

### 2. 本学の個性・特色

本学の個性・特色は普遍的な価値観（キリスト教信仰）に基づきながら時代の要請にすばやく柔軟に応える教育機関であることにある。たとえば、2019年に竣工した「The Learning Station CROSS LIGHT」（以下 CL という）の完成によって、フリーアドレス制のオフィスを導入した教職員（本学では、教員を TS (Teaching Staff)、職員を MS (Management Staff) と定義している。以下文中の職員は「MS」、教員は「TS」という）の働き方改革の促進、アクティブ・ラーニングを重視した学生の学びの多様化、TS・MS 協働のチューター制度や留学制度を支える学内ワークスタディ報奨事業の導入などが、さらに学生との距離を近づけ、サポート体制の強化につながっている。学生主体の大学づくりにも良い効果を生み出している。さらに本学は留学制度を重視している。英語、中国語、韓国語の3言語による留学プログラムはすべて単位認定され、3段階構成となっている。学部・学科・専攻を問わず希望者全員が参加できる「第1段階」の語学・文化研修。文学部の英語コミュニケーション専攻、東アジア言語文化専攻の2年生、子ども学部の子ども英語コースの2年生を対象とした、半年から1年間にわたる「第2段階」の語学留学。さらに「第2段階」の修了者のなかで一定以上の語学能力を持つ3年生を対象とした「第3段階」には、これまで培ってきた語学力を活かし、海外で専門分野が学べる半年から1年間の留学へとつなぐ仕組みにより高い留学率を保っている。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

明治 5(1872)年	ヘンリー・スタウト夫妻、長崎に聖書及び英語塾開設
明治 23(1890)年	梅香崎女学校となる
大正 3(1914)年	梅香崎女学校と光城女学院の合併校として下関梅光女学院が誕生
昭和 16(1941)年	財団法人下関梅光女学院設立
昭和 26(1951)年	学校法人梅光女学院を設立、校名は梅光女学院高等学校、同中学校となる
昭和 28(1953)年	梅光女学院幼稚園を開設
昭和 39(1964)年	梅光女学院短期大学英米文学科を開設、翌年日本文学科を増設
昭和 42(1967)年	梅光女学院大学文学部日本文学科、英米文学科を開設
昭和 51(1976)年	大学院修士課程を開設
昭和 53(1978)年	西日本の女子大として初めての博士後期課程（博士課程）を開設
昭和 57(1982)年	文学部に英米語学科を増設
平成 11(1999)年	英米語学科が発展的に移行し、現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科を開設
平成 12(2000)年	短期大学の日本文学科・英米文学科を改組・再編し、言語コミュニケーション科を開設
平成 13(2001)年	開学 130 周年を機に法人名を学校法人梅光学院と改称大学は梅光学院大学と改称され男女共学となる短大は梅光学院大学女子短期大学部と改称
平成 14(2002)年	東駅キャンパスへ大学を移転開始
平成 15(2003)年	東駅キャンパスへ大学・大学院が移転完了
平成 17(2005)年	大学に子ども学部を新設、現代コミュニケーション学部を国際言語文化学部へ改編し、英米語学科、東アジア言語文化学科を開設
平成 18(2006)年	女子短期大学部が閉学
平成 21(2009)年	文学部英米文学科と国際言語文化学部英米語学科を改組・再編し、国際言語文化学部へ英語英文学科を開設
平成 24(2012)年	中学校・高校は梅光学院中学校・高等学校と改称され、中学校は男女共学となる（高等学校は 2015 年度より）
平成 27(2015)年	文学部日本文学科と国際言語文化学部英語英文学科、東アジア言語文化学科を改組・再編し、文学部人文学科を開設
平成 31・令和元(2019)年	CL 竣工

### 2. 本学の現況

- ・ 大学名            梅光学院大学
- ・ 所在地           山口県下関市向洋町一丁目 1 番 1 号
- ・ 学部構成  
梅光学院大学

梅光学院大学

学部	学科
文学部	人文学科
子ども学部	子ども未来学科

梅光学院大学大学院

研究科	専攻
文学研究科	日本文学専攻博士後期課程 日本文学専攻博士前期課程
	英米文学専攻博士後期課程 英米文学専攻博士前期課程

・学生数、教員数、職員数

(1) 学生数

1) 〔学部〕

学部	学科	1年次			2年次			3年次			4年次			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
文学	人文	73	172	245	62	203	265	66	169	235	69	136	205	270	680	950
子ども	子ども未来	34	43	77	53	54	107	38	42	80	48	57	105	173	196	369
合計		107	215	322	115	257	372	104	211	315	117	193	310	443	876	1319

2) 〔大学院博士後期課程〕在籍者なし

研究科	専攻	1年次			2年次			3年次			計			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
文学研究科	日本文学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	英米文学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3) [大学院修士課程] 在籍者なし

研究科	専攻	1年次			2年次			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
文学研究科	日本文学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	英米文学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 教員数

学 部	専任	兼任
文学部	31	29
子ども学部	15	8
合 計	46	37

(3) 職員数

専 任	39
嘱 託	5
派 遣	9
合 計	53

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学院および本学は、学校法人梅光学院寄附行為【資料 F-1】（以下「寄附行為」という）第 3 条及び梅光学院大学学則【資料 F-3】（以下「大学学則」という）第 1 章第 1 条ならびに梅光学院大学大学院学則【資料 F-3】（以下「大学院学則」という）第 1 条において、使命・目的及び教育目的を明確に規定している。またスクールモットー「光の子として歩みなさい」と建学の精神である「強くしなやかな精神と、新しい世界を切り拓く能力を、他者のために用いることのできる人間を育てる」は、大学の教育の使命・目的として示され、学部教育ならびに大学院の教育にも反映し、人材育成を行っている。

本学の使命・目的については以下のとおりである。

##### ・寄附行為 第 3 条

その目的を「この法人は、キリスト教の信仰に基づく人格教育を基盤とし、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を養成すること」と明記している。

##### ・大学学則 第 1 条

この寄附行為に基づき、その教育の目的を「本学は、高い教養と専門的知識、技能を教授研究し、キリスト教の信仰に基づく人格教育を基盤とし、愛と奉仕に生きるよき社会人を育成すること」と明記している。

##### ・大学院学則 第 1 条

その教育目的を「キリストの信仰に基づく人間形成を教育の基盤とし、専門の学術的理論及び応用を教授研究し、その真実を究めて、文化の進展と人類の福祉に貢献すること」と明記している。

##### ・梅光学院全体のスクールモットー

「光の子として歩みなさい」（聖書エフェソの信徒への手紙 5 章 8 節）【資料 1-1-1】

「光の子として歩みなさい」というスクールモットーは、建学の精神の最も簡潔な表現。

神様の光を受けながら、世の光となって生きることを意味し、「強くしなやかな精神」と「新しい世界を切り拓く能力」を「他者のために用いることのできる人間として生きる」ことを指し示している。「強くしなやかな精神と新しい世界を切り拓く能力を他者のために用いることのできる人間」。これが本学の建学の精神の求める人間像であり、特に他者のために献身できる人間を育てることを目標とし、大学の基本理念としている。この聖書の言葉を大学の主要行事(入学式、学位記授与式、新入生オリエンテーション、学院礼拝)を行うスタージェスホール(以下は「ホール」という)の講壇正面に掲げ、そこで建学の精神を語ることによって、学生およびTS・MSにスクールモットーが理解されるように努めている。

・建学の精神

「強くしなやかな精神と、新しい世界を切り拓く能力を、他者のために用いることのできる人間を育てる」【資料 1-1-2】

建学の精神を、教育の現場で具現化するため、本学の学びを通して身につけた精神や能力を、自分のためだけでなく、他者や社会のために用いることのできる人間を養成することを教育方針の根幹に置き、この言葉をスクールモットーとともに、大学案内【資料 F-2】、学生便覧【資料 F-5】、大学 Web サイト等に掲載し、明確に提示している。また、学院礼拝でも折にふれ取り上げられている。

本学における教育目的については、梅光学院大学文学部履修規程(以下「文学部履修規程」という)、梅光学院大学子ども学部履修規程(以下「子ども学部履修規程」という)、梅光学院大学大学院履修規程(以下「大学院履修規程」という)に「教育研究の目的」を明記している。各学科の教育目的は、以下のとおりである。また、これらの教育目的を達成するために、どのような教育を行っているかを大学案内【資料 F-2】で具体的に示している。

(教育研究の目的)

・文学部履修規程第 4 条【資料 1-1-3】

キリスト教精神と深い人間理解に支えられ、他者に寄り添い、ユニバーサルな視野をもって地域社会につながることのできる人(ひと)を育てる。

・子ども学部履修規程第 4 条【資料 1-1-4】

子ども未来学科における教育研究の目的は、次のとおりとする。  
家庭、学校、地域社会における保育・教育の重要性について学び、次世代を担う子どもの健全な育成にかかわる幅広い保育・教育研究を行い、子どもたちの成長に関するあらゆる場面において、専門的知識及び技能を修得した現場力のある人材を養成する。

・大学院文学研究科履修規程第 2 条【資料 1-1-5】

(1)日本文学専攻は、日本文学・日本語学・地域文化学・国語教育において深い知識を持つとともに、これらの分野における学術研究の方法を身につけ、学際的な視野に立ち、社会において貢献できる人材を育成することを目的とする。

(2)英米文学専攻は、高い英語運用能力を基盤とし、英語学・英米文学・英語教育において幅広い知識を持つとともに、これらの分野において学術研究の方法を身につけ、学際的な視野に立ち、国際社会で貢献できる人材を育成することを目的とする。

【資料 1-1-1】 聖書エフェソの信徒への手紙 5 章 8 節

【資料 1-1-2】 梅光学院の基本 スクールモットーと建学の精神

【資料 1-1-3】 梅光学院大学文学部履修規程

【資料 1-1-4】 梅光学院大学子ども学部履修規程

【資料 1-1-5】 梅光学院大学大学院履修規程

### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、前項のとおり、学則、大学案内、学生便覧に「簡潔な文章」で明記している。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の学士課程における個性・特色を一言で表現すれば、キリスト教信仰に基づく教育である。本学のスクールモットーは聖書の一節「光の子として歩みなさい」であり、それが本学院の建学の精神「強くしなやかな精神と、新しい世界を切り拓く能力を、他者のために用いることのできる人間を育てる」となって本学の教育理念の根幹をなしている。

これは具体的には、きめ細かい学修指導や、TS・MS と学生の親密なコミュニケーションに基づく学生サポートシステム、学生一人ひとりの向上心をしっかり受け止めながら、社会で必要とされる力を育み、学生の可能性を引き出し、学生主体の大学づくりを行う。さらに、長い伝統を持つミッションスクールとして、聖書の教えを土台とし建学の精神に基づく一貫した人間教育を礼拝やキリスト教関係の授業において行っている。聖書を学ぶことを通して自分自身のあるべき姿や使命について深く学び、それを具体的に国内外のボランティア活動等に反映している。各学部共通の学びのプログラム「梅光コモンズ」【資料 1-1-6】や、それぞれの専門分野において専門性を身につけられるよう、カリキュラムの改善に努めている。

また、留学率の高さも本学の特徴といえる。語学力や目的に応じて選べる 3 段階の留学プログラムや、国内外のボランティア実習、フィールドワーク、国内外のインターンシップ等実践的教育を拡充してきた。

私立大学はまさしく「志立大学」である。高い志を持ち、小規模校の特性をいかしながら地域から世界へ羽ばたく人材や他者のために仕える人材の養成を続けることが本学の使命であると考えます。

個性・特性の明示については、大学案内、Web サイト、広報誌「HIKARI」【資料 1-1-7】等により公表している。毎日の学院礼拝のメッセージでもとりあげ発信している。

【資料 1-1-6】 梅光コモンズ (大学案内 P4)

【資料 1-1-7】 広報誌 HIKARI Web 紹介ページ

### 1-1-④ 変化への対応

時代に即した改組・改編は、大学運営の仕組みによって達成される。毎週開催する「大学運営会議」は TS・MS の責任者が集まり、大学全体のその時々の課題を TS・MS が共有し、即応する機関となっている。学部、学科、さらに専攻や教育プログラムの問題、課題は、

コーディネーターが随時主催する小さな専攻単位の会議や、毎月開催する学部会で取り上げられ、丁寧な対応が実現できる仕組みとなっている。さらに、毎月開催の教授会では法律に基づく審議事項を議論し、学長が決裁して進めることとなっている。こうした日々の大学運営は、経営側の機関である、常任理事会（隔週開催）で支えられ、大学のもっとも大きな課題は、年間4回開催される理事会・評議員会で討議、決定される。

このように、いくつかの会議体があるものの、大学がその時々細かな課題に即応できるように、それぞれの役割が決められており、時間の浪費や無駄がないようになっている。

### **(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）**

本学の使命・目的は、一貫して具体的かつ明確に表現するように努めている。それを前述の印刷物（大学案内等）および大学 Web サイトの「情報公開」等で明示し、公表している。今後も、意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を保ちながら、地域社会や受験生が大学に求める要望に応えるため、小規模私立大学としての存在意義や社会の期待、大学を取り巻く社会や環境の変化等も踏まえ、使命・目的及び教育目的につながる見直し等を実施していく。

#### **1-2. 使命・目的及び教育目的の反映**

##### **1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

##### **1-2-② 学内外への周知**

##### **1-2-③ 中長期的な計画への反映**

##### **1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

##### **1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

###### **(1) 1-2の自己判定**

「基準項目 1-2 を満たしている。」

###### **(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

本学院および本学の目的・使命は、それぞれ寄附行為、大学学則および大学院学則等に明記されている。寄附行為の制定・改訂は常任理事会、理事会の承認を必要とし、学則の制定・改訂は TS のみでなく MS も参画する大学運営会議に諮ったうえで、教授会もしくは大学院研究科委員会の協議決定を経て、最終的に理事会の承認を必要とする。現行の寄附行為や学則においてはこのような手続きを経て定められているため、役員、TS・MS の理解と支持を得ていると言える。

寄附行為及び学則、その他の規程は、平成 30（2018）年度より学内にて TS・MS のパソコンを通して、規程集管理システム（じょうれいくん）（以下は「じょうれいくん」という）にアクセスできるように設定、全 TS・MS には「規程集の閲覧方法」【資料 1-2-1】の一斉配信により共有し、現行においても常時閲覧、参照でき、理解することができる。

新任 TS・MS には辞令交付式・着任オリエンテーション時に学院長から説明がおこなわれる。さらに本学の使命・目的及び教育目的の理解を促す学長の講話で周知を図っている。

非常勤講師に対しては、最初の授業開始後の一定期間内で、「非常勤講師連絡会」【資料

1-2-2】を実施し、学長による本学の建学の精神、教育方針および現状等についての説明や、意見交換の場を設けている。

【資料 1-2-1】 規程集の閲覧方法(規程集管理システム「じょうれいくん」アクセス方法資料)

【資料 1-2-2】 非常勤講師連絡会資料 (案内メール)

### 1-2-② 学内外への周知

建学の精神に基づく本学の使命・目的についての学内外の周知については、入学式・学位記授与式、開学記念式典などの行事での学長の式辞や講話、大学 Web サイト、大学案内【資料 F-2】、学生便覧【資料 F-5】、広報誌「HIKARI」【資料 1-1-7】などに明記したものを公開している。また、平成 30 (2018) 年より大学 Web サイト「情報公開」の中で、「学校法人梅光学院法人運営の基本方針」【資料 1-2-3】を表明し、特に教育と研究の目的、建学の精神に基づく教育目的を明確に公開し周知している。

また、本学では理事会、常任理事会、教授会、大学運営会議などの会議では、学院長(学長)による聖書・祈祷による開会と終了時の黙祷をもつての閉会は、本学の目的・使命を共有、周知する機会にもなっている。毎日の大学事務局の朝礼も同様(大学事務局長による祈祷・黙祷)である。

【資料 F-2】 大学案内

【資料 F-5】 学生便覧

【資料 1-2-3】 学校法人梅光学院法人運営の基本方針

第 1 章梅光学院の自律性 1-1 建学の精神 1-2 教育と研究の目的【大学】

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、全 TS・MS を対象とし、梅光学院及び梅光学院大学をはじめとする設置学校の重要課題を分析し、意見交換を行う「政策レビュー」を通して経営陣と TS・MS が中長期計画を共有するとともに中長期計画の改訂及び次期中長期計画の策定に反映している。この中長期計画には、建学の精神に基づき育成する人材像とこれを実現する教育目標などが盛り込まれる。【資料 1-2-4】

本学の使命・目的及び教育目的を中長期的な計画へ反映させたものとして、2016 年 BAIKO VISION for 2020「総合学園としての宣言」(以下「BAIKO VISION」という)がある。平成 30 (2018) 年度にはこれを改訂した。【資料 1-2-5】この中長期計画書は、学院の Web サイトより BAIKO VISION として公表し、年度末には、部門ごとのアクションプランに沿った年次計画に対する進捗状況のまとめ、計画の見直しなどを行い、昨年度、次期中長期計画について TS と MS それぞれの研修で取り上げた。現在令和 7 (2025) 年度までの中長期計画を策定し大学 Web サイト「BAIKO VISION for 2025」として掲載するための準備を行っている。

【資料 1-2-4】 学校法人梅光学院法人運営の基本方針

第 1 章梅光学院の自律性 1-3 中期計画の策定と実現に必要な取り組み

【資料 1-2-5】 BAIKO VISION for 2020 中長期計画書

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では学院全体のスクールモットーと、大学における建学の精神を基本とした教育目的にかなう人材を養成するために、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を定めている。そしてこのディプロマ・ポリシーで掲げた学修成果をもたらすための具体的な取組みとなる教育課程編成・実施の方針であるカリキュラム・ポリシーを定め、これらを受けてアドミッション・ポリシーを定め、本学の人材育成と求める入学者の方針を明確に明示している。このように建学の精神に基づく本学の使命・目的は三つのポリシーに反映されている。特に受験生にはアドミッション・ポリシーによって、在学生にはカリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーによって明示されている。ディプロマ・ポリシーは、シラバスや各学部のカリキュラムマップにも明示している。【資料 1-2-6】カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに基づいて策定されることにより教育目標を反映するものとなっている。これらによって教育の質保証がなされることを意図している。

【資料 F13】 三つのポリシー一覧

【資料 1-2-6】 各学部カリキュラムマップ(学生便覧)

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的は学則第 1 条及び大学院学則第 1 条等に定められ、この目的を達成するための教育研究組織として以下の表のとおり 2 学部 2 学科、1 研究科 2 専攻を設置している。

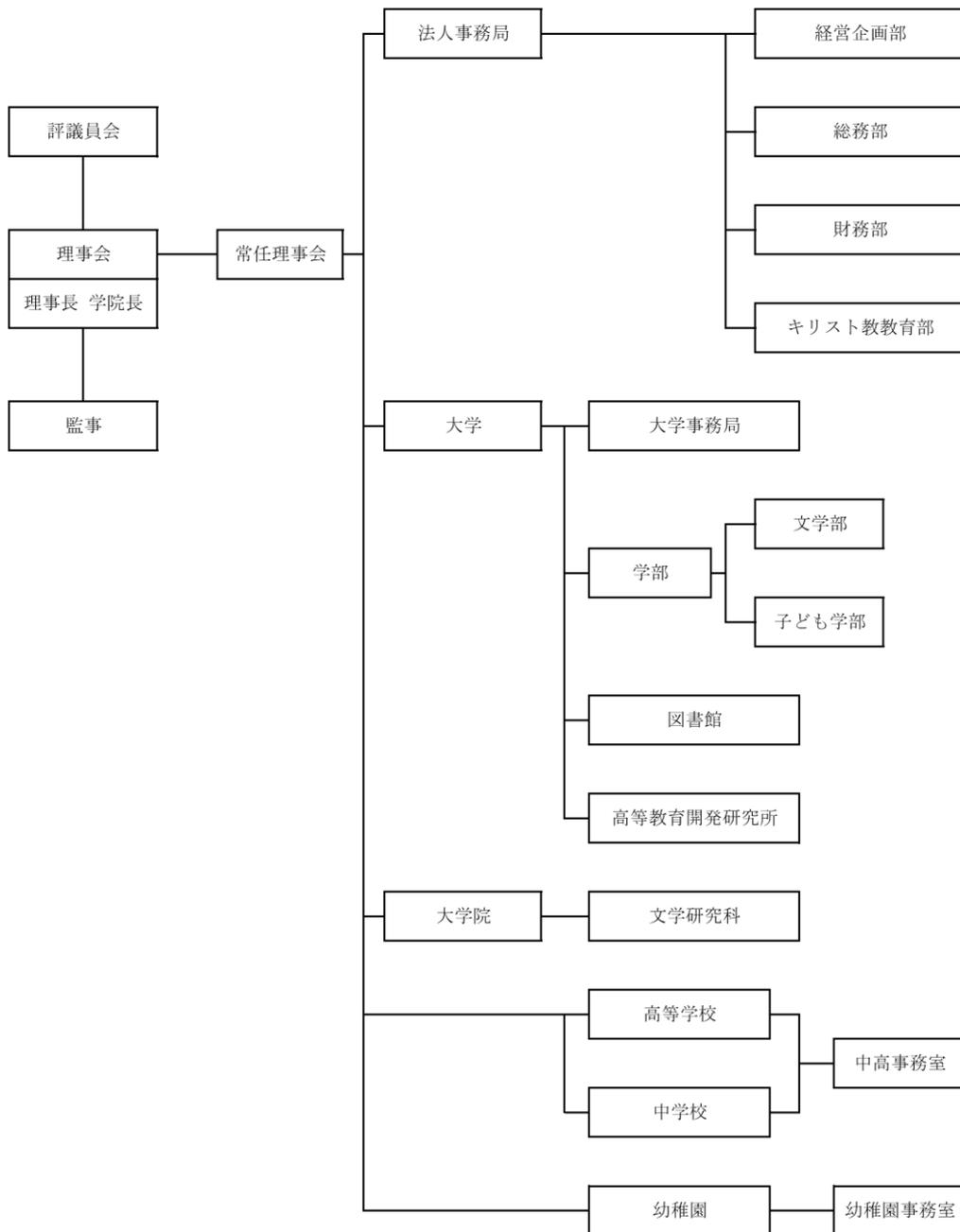
学部	学科	専攻
文学部	人文学科	日本語日本文化専攻 英語コミュニケーション専攻 国際ビジネスコミュニケーション専攻 東アジア言語文化専攻（中国語・韓国語）
子ども学部	子ども未来学科	児童教育専攻（教育総合・子ども英語・子ども心理） 幼児保育専攻

大学院

研究科（博士前期課程・博士後期課程）	専攻
文学研究科	日本文学専攻 英米文学専攻

また、本学の使命・目的を教育の現場に反映させるべく、学院全体では学院長をトップに、大学においては学長をトップとして以下の組織図のとおり体制を組んでいる。

(学院組織図・大学組織図)



### **(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）**

使命・目的及び教育目的を明確に定め、その教育目的に沿って、各学部学科、研究科にて人材育成を行っている。建学の精神である「強くしなやかな精神と、新しい世界を切り拓く能力を、他者のために用いることのできる人間を育てる」は、本学の教育の使命・目的として、教育に反映されている。今後さらに IR への取組み等を強化することで、学院の将来（長期計画）を戦略的に策定するための検討材料を収集準備し、大学の使命・目的及び教育目的に基づき、時代に即した大学の教育のあり方を再検討する。さらにこの建学の精神をどう具現化していくかについて重視する。

#### **【基準 1 の自己評価】**

本学の開学以来のスクールモットーである「光の子として歩みなさい」（聖書エフェソの信徒への手紙 5 章 8 節）【資料 1-1-5】をもとにした建学の精神、「強くしなやかな精神と新しい世界を切り拓く能力を他者のために用いることのできる人間を育てる」を、大学の教育目的、大学が養成する人材像として簡潔に明文化している。また、大学の個性・特色を明示するとともに、社会の変化に対応する姿勢を維持している。大学の建学の精神、教育目的、大学が養成する人材像は、役員・TS・MS の理解と支持を得ており、学内外に周知されている。三つのポリシーや中長期計画「BAIKO VISION」には、大学の使命・目的・教育目的が適切に反映され、設置されている教育研究組織は、大学の使命・目的、教育目的との整合性を有している。以上により、基準 1 を満たしている。

**基準 2. 学生**

**2-1. 学生の受入れ**

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

**2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

**(1) 2-1 の自己判定**

「基準項目 2-1 を満たしている。」

**(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

本学は、建学の精神「強くしなやかな精神と、新しい世界を切り拓く能力を、他者のために用いることのできる人間を育てる」を基本精神として大学の学科、大学院の専攻ごとに以下のとおりアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を策定している。

**【学部入学志望者に対する基本方針】**

<b>文学部人文学科アドミッション・ポリシー</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① キリスト教に出会い、「生きる力」を養いたい人。</li> <li>② 日本の文学・文化を学んで、卒業後の仕事に生かしたい人。</li> <li>③ 日本語・日本文学の学びを生かして、創作活動をしたい人。</li> <li>④ 地域の文化や歴史を学んで、地域で活躍したい人。</li> <li>⑤ 英語や世界の文化を学んで、卒業後の仕事に生かしたい人。</li> <li>⑥ 英語力を生かして、ビジネスの世界や国際交流の場で活躍したい人。</li> <li>⑦ 韓国語・中国語と東アジアの文化を学び、地域間の交流やビジネスの世界で活躍したい人。</li> </ul>
<b>子ども学部 子ども未来学科アドミッション・ポリシー</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 幼児・児童の教育に関心を持ち、将来、小学校の教員になりたい人。</li> <li>② 乳幼児の保育・教育に関心を持ち、将来、幼稚園教員や保育士になりたい人。</li> <li>③ 子どもの福祉や文化に関心を持ち、福祉や教育に関する公務員になりたい人。</li> <li>④ 教員免許、保育士の資格を生かしたさまざまな仕事に就きたい人。</li> </ul>

**【大学院入学志望者に対する基本方針】**

<b>大学院文学研究科博士課程前期課程（修士課程）日本文学専攻アドミッション・ポリシー</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. キリスト教信仰に基づく人間形成を基盤とする本学の基本精神を理解し、専門的な研究能力や教育能力を高め、広く社会に貢献しようとする者</li> <li>2. 日本語・日本文学・地域文化及び国語教育に深い関心を持ち、学際的な視野に立って専門的に学ぼうとする意欲のある者</li> <li>3. 教育関連や文化事業に従事することを希望する者、また、これまでの研究をさらに深め、学問的成果をまとめたいと希望する者</li> </ul>
<b>大学院文学研究科博士課程前期課程（修士課程）英米文学専攻アドミッション・ポリシー</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. キリスト教信仰に基づく人間形成を基盤とする本学の基本精神を理解し、専門的な研究能力や教育能力を高め、広く社会に貢献しようとする者</li> </ul>

<p>2. 英米文学（イギリス・アメリカ等の英語文学）、英語学、英語教育に深い関心を持ち、学際的な視野に立って専門的に学ぼうとする意欲のある者</p> <p>3. 教育関連や文化事業に従事することを希望する者、また、これまでの研究をさらに深め、学問的成果をまとめたいと希望する者</p>
<p><b>大学院文学研究科博士課程後期課程（博士課程）日本文学専攻アドミッション・ポリシー</b></p> <p>専攻分野（日本語・日本文学・地域文化など）について、広く学際的な視野に立って専門的研究活動を継続・深化し、高度な専門職に従事するのに必要な研究能力及びその基盤となる豊かな学識を滋養したいと考える者</p>
<p><b>大学院文学研究科博士課程後期課程（博士課程）英米文学専攻アドミッション・ポリシー</b></p> <p>専攻分野（英語・英米文学など）について、広く学際的な視野に立って専門的研究活動を継続・深化し、高度な専門職に従事するのに必要な研究能力及びその基盤となる豊かな学識を滋養したいと考える者</p>

アドミッション・ポリシーは、大学案内、学生募集要項、大学 Web サイトに掲載し、志願者等に告知している。【資料 F-13】

さらに、オープンキャンパス、各種進学ガイダンス、高校出前授業、高校生大学訪問、高校訪問などの学生募集活動や高大連携事業（夏期英語集中講座）の実施の際には、高校生、保護者、高校教員等の関係者に説明を行っている。

【資料 F-13】 三つのポリシー一覧

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

### （1）学士課程

本学では、募集要項等にアドミッション・ポリシーを明記し、入学者を受け入れるために、総合型選抜【資料 2-1-1】、学校等推薦選抜【資料 2-1-2】、一般選抜（個別試験・大学入学共通テスト利用）【資料 2-1-3】、外国人留学生入試【資料 2-1-4】、社会人入試【資料 2-1-5】、帰国子女入試【資料 2-1-6】、3年次編入学入試【資料 2-1-7】を実施している。

【資料 F-4】 【資料 2-1-1】～【資料 2-1-4】

【資料 2-1-1】 2021 年度学生募集要項第 1 年次入学生 P5-7 総合型選抜

【資料 2-1-2】 2021 年度学生募集要項第 1 年次入学生 P8-11 学校等推薦型選抜

【資料 2-1-3】 2021 年度学生募集要項第 1 年次入学生 P12-16 一般選抜

【資料 2-1-4】 2021 年度外国人留学生入試要項

【資料 2-1-5】 2021 年度社会人入試要項

【資料 2-1-6】 2021 年度帰国子女入試要項

【資料 2-1-7】 2021 年度 3 年次編入学入試要項

### （2）大学院

大学院においては、文学研究科博士前期課程および文学研究科博士後期課程の入学者の選抜を実施している。選考にあたっては、アドミッション・ポリシーに沿って、入学試験を実施している。

入学選抜方法、入試日程、学生募集要項については、入試担当が大学院委員会との協議により立案し、大学運営会議で決定している。入試実施運営および入試選考は、大学事務局入試担当と大学院委員会が連携して実施している。

入学試験の実施要項はアドミッション・ポリシーとともに、「大学院生募集要項」に記載するとともに、大学 Web サイトにも掲載し、志願者等に広く告知している。【資料 2-1-8】

【資料 2-1-8】 2021 年度大学院生募集要項

## 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### (1) 学士課程

本学では、平成 28(2016)年度に子ども学部子ども未来学科で 80 人から 100 人へ、平成 31・令和元(2019)年度に文学部人文学科で 190 人から 210 人への入学定員増が認可された。これは小学校教員養成および保育士養成に対する人材需要の拡大（子ども学部子ども未来学科）、留学制度や国際教育によるグローバル人材養成への期待（文学部人文学科）によるもので、大学全体では平成 28(2016)年度以降、途切れることなく入学定員を充足させてきた。【表 2017 年度～2021 年度入学定員充足率】のとおり、この 5 年間適正規模（0.9～1.3 倍以内）を維持し入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

【表】 2017 年度～2021 年度入学定員充足率

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
入学定員	290 名	290 名	310 名	310 名	310 名
入学者数	330 名	346 名	354 名	379 名	322 名
入学定員充足率	113.8%	119.3%	114.2%	122.3%	103.9%

### (2) 大学院

大学院入学者の過去 5 年の推移は【表 過去 5 年大学院入学者数】の通りである。博士前期課程、博士後期課程ともに入学定員未充足が続いており、過去 2 か年、両課程とも入学者数はゼロであった。これは平成 28（2016）年度以降の改組により、以前に比べ、学部の教育課程と大学院の修士課程との接続が困難になったことと、学内外に対しての広報活動が不十分であることに起因している。今後、大学院の修士、博士課程を改組・改編すること、教育の研究力の高さと TS の充実度を広く発信することが求められている。

【表】 過去 5 年大学院入学者数

区 分		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
博士前期課程 (入学定員各 6 名)	日本文学	4 名	3 名	2 名	0 名	0 名
	英米文学	1 名	0 名	0 名	0 名	0 名
博士後期課程 (入学定員各 2 名)	日本文学	1 名	0 名	0 名	0 名	0 名
	英米文学	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、アドミッション・ポリシーを見直し、アドミッション・ポリシーと教育内容・目的の更なる一致を目指し、受験者層へのわかりやすい説明と周知の徹底を行うことで志願者数を増やし入学者を確保する。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### (1) 学修支援に関する方針

本学では平成 28（2016）年度より中長期計画「BAIKO VISION」を策定後、「第一期中長期計画 2018 年度改訂版中長期計画」の一部項目を継続している。現在次の中長期計画「BAIKO VISION」を新規策定し完成を目指している。これまでの重点目標の一つとして、次のように学修支援に関する方針等を定めてきた。【資料 1-2-6】

#### ■学生主体の大学づくり、学生の居場所確保と学生満足度No.1 の実現

最大のステークホルダーである学生を、大学教育や学修・生活環境の在り方に主体的に関わらせることによって、「自分たちの大学」という確固たる帰属意識を持たせる。そのことによって、学生中心、学生主体の大学づくりを目指す。同時に、小規模大学の利点を生かし、学生が自主的な学修や課外活動や、学生同士の交流、打ち合わせ等に気軽に使うことのできるスペース（学生の居場所）を拡充する。

- ① 学生全員の「ポートフォリオ」を作成し、キャリア形成、学修支援などに活用する。
- ② 学生が主体的に関わることのできる教育手法（アクティブ・ラーニングや PBL 型の授業、フィールドワーク等）をより取り入れ、学生が自ら学び、成長することのできる授業のシステムを構築する。全体の 50%の授業をアクティブ・ラーニング化することを目指す。
- ③ 学生が授業の内容や、授業方法、教員評価方法を決定するプロセスに参加できる仕組みを構築すると同時に、学生 による授業評価を完全実施する。
- ④ 学生が教員や各センターの職員と協働して、他の学生の生活、学修、就職をサポートできる仕掛け（ピアサポーター 制）を構築する。
- ⑤ 施設整備計画の策定にあたり、学生が参加できるシステムを構築する。
- ⑥ 教育、学生生活、課外活動などに関し、学生と学長、学部長等との定期的な意見交

換の場を設ける。

⑦ 本学独自の「学生満足度アンケート」を開発し、毎年実施して、その結果を教育の改善、学生生活支援の充実、教育環境の改善につなげる。

⑧ 心身の問題や障がいを抱える学生への適切な対応。

⑨ 図書館を、資料保存、学術 DB（データベース）拠点としての機能に加え、学生の自主的学修拠点、アクティブ・ラーニングの拠点、さらには地域との交流拠点として再定義し、施設・整備の改修を行う。

⑩ 図書館との連携の下、学生・TS・MS の交流・憩いの場、地域に対する広報拠点、図書館分館機能を併せ持った「オープン・カフェ」を開設すべく、検討を進める。

こうした方針の下で、進んだものとそうでないものについて改善を求めていく。また、次の3点に注力するきめ細かいサポートに取り組んでいる。

- ① 学生一人ひとりがその能力を発揮できるように TS と MS が相互連携して学修相談・指導を実施する。
- ② 成績不振の学生や欠席が多い学生には、TS と MS が相互連携して具体的な対策を講じる。
- ③ 学内外の奨学金制度を活用して、安定した学生生活を支援する。

## (2) 教職協働体制

令和2（2020）年9月より本学での学修支援体制は、これまでの大学事務組織の部署体制を廃止し、大学事務局長兼務の TS とその事務局長補佐の MS5 名を中心に、学長補佐、学部長をはじめとする TS ならびに大学事務局所属 MS と法人事務局所属 MS が一体となって連携協力する形で行っている。本学は法人事務局本部が大学キャンパス内に所在し、大学運営の各事業に対し、学院 MS として大学 MS と法人 MS との連携協力を進めており、学院朝礼（毎週：水曜日<第一水曜日：清掃日以外>）、大学事務局朝会（月曜日～金曜日）において学院連絡、共有情報、ミニ研修会等の共有が日常的に行われている背景がある。

本学では、2003 年より TS によるチューター制度（1 年クラス担任からチューターへ）を導入し、2020 年では全学生一人一人に対し、TS または MS によるチューターを配置しており、前・後期の開始・終了時の年 4 回程度定期で個別面談等を実施し、学生の学修状況の確認と把握に努め、学生生活や進路の相談も受けとめている。また、履修指導等においても、TS・学生支援・教務の業務担当 MS とチューター間にて状況共有を行うと共にガイダンス等も開催するなど、きめ細かい対応を行っている。チューターの担当者には「チューターハンドブック」【資料 2-2-1】を配布し、入学時の研修を実施。参加により役割をチューター間でも共有し、確実な共通理解の上で対応を行っている。また定期開会の学部会議において、チューターが抱える問題等をシェアし合うことで、問題解決に取り組んでいる。大学全体で共有すべき検討事案がでた場合には、大学運営会議、教授会等へ課題を諮り、検討や協議を経て、迅速に共有化する全学的な支援体制の仕組みが機能している。

## (3) TS と MS が一体となったオフィス環境による日常的な支援体制等

平成 31・令和元（2019）年度より稼働している CL の 1 階フロア内においては、TS と MS

が共存するフリーアドレス制のオフィス環境を導入して以降、このオフィスを中心に TS と MS が一体となり、日常的に学生の学修状況や課題を共有把握し、その支援体制の強化を図っている。

【資料 2-2-1】チューターハンドブック 2020

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 1. 障がいのある学生への配慮

本学では「梅光学院大学障がい学生修学等支援規程」に基づき、障がいのある学生が修学上、特別な配慮が必要な場合、合理的配慮の提供を実施する体制を整備している。【資料 2-2-2】

現在は、大学事務局が相談窓口となり、事前相談を受け、配慮に関する希望を、配慮申請書とその根拠となる情報、医師の診断書、障がい者手帳の写しなど提出してもらい、当該学生と学部長、大学事務局長補佐、保健室 MS、必要に応じて保護者も交えヒアリング面談を行い、大学事務局で合理的配慮確認書を作成し大学運営会議にて配慮内容を決定承認し、学生がその合理的配慮確認書に署名をすることで合意を確認し、合理的配慮の開始に向け TS・MS 全体への周知を図っている。【資料 2-2-3】

【資料 2-2-2】梅光学院大学障がい学生修学等支援規程

【資料 2-2-3】合理的配慮提供の流れ（2020 年・2021 年学生便覧より）

### 2. オフィスアワー制度

本学では、専任 TS のオフィスアワー、読書会や研究会【資料 2-2-4】は教務システムで学生に通知し、「教員時間割」から専任 TS の授業時間並びにオフィスアワーが閲覧できるようになっている。【資料 2-2-5】その開示情報によって、学生は授業時間外でも質問に行くことができる。非常勤講師は本学のメールアドレスを学生に公開し、授業時間外での質問に対応している。平成 31・令和元（2019）年度より学長の改革「学びを変える、働き方を変える」に基づき、「オープン・オフィスのスタイルでの始動により、専任 TS は出勤後、CL1 階のフリーアドレス・オフィス（8 エリアと 7 ブース）で教育研究等の仕事をする事となっている。また専任 TS はインフォメーションカウンターに当番制で待機し、オフィスアワーとして、学生の相談や指導の時間としていたが、昨年度よりコロナ禍のため中断し、オンラインなどで実施している。

【資料 2-2-4】読書会・研究会一覧

【資料 2-2-5】オフィスアワーの紹介

### 3. SA(Student Assistant)・MS によるサポートの実施

本学では大学院生による TA( Teaching Assistant)はここ数年実施していないが、SA(Student Assistant)においては平成 29（2017）年度より試行的に上級生が下級生の授業に参加し、グループワークのサポートを行い、教職課程の授業においては学生指導案の具体的な指導補助の対応を行っている。令和 2（2020）年度では、会話も含め英語能力の習熟度が高い学生が英語のネイティブの授業内で、外国人 TS のサポート対応を行っている。

【資料 2-2-6】

MSによるサポートの実施については、本学の全校舎においてWi-Fi環境を整備、全教室にプロジェクターとスクリーン(ホワイトボード等)を配備するに伴い、各教室へ簡易操作マニュアルを設置、また電子版使用説明マニュアルも作成して、全TSが閲覧できる。また、ICT担当MSにより機器の不具合等の必要時にはいつでも対応可能な状態となっている。また、コロナ禍により令和2(2020)年5月より全学的にMicrosoftのTeamsを用いた即時双方向型のオンライン授業へ切り替えた。その際、非常勤も含め全TSへの研修会はMSが担当した。さらに、オンライン授業中のトラブルにもMSが対処している。【資料2-2-7】

【資料2-2-8】

【資料2-2-6】SAに関する資料(出勤簿写し)

【資料2-2-7】プロジェクター等簡易操作マニュアル

【資料2-2-8】オンライン授業研修会資料

#### 4. 修学困難な学生、中途退学、休学、留年者に対する学修支援

##### (1) 早期対応

出席状況をチューターや大学MS(教務担当)がチェックを行い、連続欠席が3回以上の学生に対しては、チューターが当該学生に連絡を取り、具体的な相談や個別指導を行っている。また、GPA(Grade Point Average)が1.00未満の学生には、規程により、次学期の履修登録までにチューターにより指導・助言を行い、さらに学部長からも激励や警告を行うが、それでも3学期連続してGPAが1.00未満の者には、学長が本人並びに保護者に対して退学を勧告することができる。【資料2-2-9】チューターは学生の意思を尊重しさらに丁寧な個別指導や必要な助言を行って退学の回避に努めている。

【資料2-2-9】梅光学院大学退学勧告に関する内規

##### (2) 保護者との連携

入学時、期中にそれぞれ保護者対象に大学の状況を説明すると共に、個別相談会を実施している。また、夏期海外派遣プログラムの参加学生の保護者にも説明会を開き、本学の危機管理体制について説明を行っている。【資料2-2-10】特に障がい等のある配慮申請の提出のある学生の保護者とは、毎学期面談を行い、理解と協力を得ながら、学生の卒業に向けて支援を行っている。令和2(2020)年度においてはコロナ禍感染防止対策を取り、保護者説明会・個別相談会は実施せず、各保護者へ学長より中止のお知らせと本学のコロナ対策に関する文書を送付した。なお、配慮学生や、希望がある保護者との面談は随時行っている。【資料2-2-11】

【資料2-2-10】留学説明会危機管理安全管理説明会資料

【資料2-2-11】2020年度保護者懇談会中止のお知らせ及び本学のコロナ対策送付文書

#### 5. Buchi サポーター(新入生応援サポーター)

本学の新入生オリエンテーションは、「自己を知る」「他者を知る」「梅光を知る」をテーマとして行っている。このプログラムは、大学MSによる事前研修を受けた新入生を応援する学生サポーター「Buchi サポーター」が中心に企画と運営おこない大学MSはサポートしていた。【資料2-2-12】また、Buchi サポーターは5月の連休に入るまで、学内で学校生活

相談窓口を設け、新入生が気軽に相談できる環境をつくっていたが、令和 2（2020）年度よりコロナ禍のため一時中断している。

【資料 2-2-12】 8 代目 BUCHI サポーター募集要項

#### 6. 学生リーダーズ・スクール(BGLS)

「梅光学院大学学生リーダーズ・スクール」(BAIKO GAKUIN UNIVERSITY Student Leaders School 以下「BGLS」という)とは、「強くしなやかな精神と、新しい世界を切り拓く能力を、他者のために用いることのできる人間を育てる」という建学の精神を具現化した学生教育プログラムである。各グループで将来リーダーとなる学生、リーダーを目指す学生を対象に12月に実施。実施前にSEQ(スチューデントEQ Student Emotional Intelligence Quotient「心の知能指数」)を受ける。以下3つのプログラムがある。

##### (1) モチベーション

大学生協のSEQを受け、自己分析をして自分の成長プランを考える。自己の特徴、自分の強みや弱いところを知り、グループ内で共有し、自分がそのグループやチームでどの様なことに貢献できるのか、弱いところはお互いに補いながらチームを作り上げていくことを体験する。

##### (2) チャレンジ

モチベーションで体験し学んだことを、実際の各自が活動する場、グループ内での目標に向け、どう生かし実践するかを学ぶ。たとえば大学祭実行委員なら大学祭の成功に向けてどのようにチームを作り協力し実践していくかなど。

##### (3) リフレクション

1年後に再びSEQを受け、振り返りを行う。学びの軌跡として発表を行う。自分の成長のみでなく、リーダーに成長することで学生の諸活動が活発化することで学生の学生による支援へとつながる。具体的な目標にはBGLSの上記3つのプログラム(モチベーション・チャレンジ・リフレクション)の参加とプレゼンテーション&カンファレンスを通じて、学内外の諸機関と連携し、学内の学生団体等で活動する学生を中心に、学生一人ひとりがリーダーシップを見出し、体験型の学習を通じて実践的な学生リーダーとしての素質を体系的、段階的かつ継続的に身に付け、社会性や対人関係、コミュニケーション力の向上を目的として、他大学の学生や海外の学生達とも交流しながら学び合える環境づくりを目指して実施している。5.のBuchis サポーター(新入生応援サポーター)はこのBGLS参加サポーター団体の一つである。そのほか、留学生サポーター、図書館サポーター、博物館サポーター、学友会総務部、宗教委員会、大学祭実行委員会等も参加している。なお、これらプログラムの多くは、2020年度以降、コロナ禍の影響により、中断を余儀なくされている。【資料 2-2-13】

【資料 2-2-13】 ①梅光学院大学 学生リーダーズ・スクール (BGLS) 資料

②2020 年度チームビルディング&ピアサポート研修資料

#### (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

表 2-3 に見られるとおり、本学では、ここ数年退学率は大きく変わらないが、少なくはない。その要因の一つには入学後、本学に馴染めず進路変更を希望する場合がある。さら

に、不本意入学や本学の留学プログラムに触発されて海外に進路を求めるなど様々である。また、経済的な困窮、コロナ禍の影響もある。普段からのチューターによる定期的な面談や、学生生活アンケート等の実施を行い、今後も、退学や休学、留年についての理由の分析を進める。また学生の修学意欲、モチベーションの低下に、敏感に対応できるよう学部、チューター間、保健室などとの情報交換を密にする仕組みづくりをはじめ、毎週開会する大学運営会議での情報共有、課題の検討など、退学者や休学、留年する学生を減らすための学修支援の在り方を模索している。

学修支援に対して本学では、TS と MS との教職協働体制が強化され、チューター制度によるきめ細かな学生対応を行い、学生の自立を促すことを意識して対応している。「梅光で学んでよかった」と実感をもって卒業する学生を一人でも増やすための学修支援を目指す。その一つには、SA 制度のさらなる拡大や学生リーダーズ・スクール(BGLS)への参加を推奨しつつ、学生が体験や実践を通して成長を実感し、活躍できる場を学内外問わず増やしていく。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1. 組織と支援体制

本学では、キャリア支援部を設置し、一般就職及び教職・保育職への就業等に関する支援・指導、相談・助言体制を整備している。キャリア支援部はキャリア支援部部長（1名）、一般就職担当（2名）と教職・保育職担当（2名）、計5名に分かれて学生の進路支援を行ってきたが、令和2（2020）年9月より新体制となり、大学事務局のキャリア支援グループの担当 MS 複数名で同様の支援を行っている。

各担当者は学部の TS やチューターと情報共有をしながら、職業指導、就職斡旋及び就職先の開拓などの就職支援をしている。このように進路に応じた就職支援体制の下、学生の就職状況は大学全体で把握・共有しており、課題等が発見された場合には都度情報を共有するなど、適切に対処している。

【表 2-4】就職相談室等の状況

##### 2. 支援の取組み

#### (1) 教育課程内でのキャリア支援

本学は2学部2学科の構成である。その教育課程において共通する科目として、5つの科目から構成される「梅光コモンズ」科目群【資料 2-3-1】を開講している。「梅光コモンズ」では、キリスト教精神に基づいた社会奉仕と社会参加を通して自己の生き方を見つめること等を目指しており、ここで社会人としての基礎を築いていく。また、同じくそれぞれの学部で共通する科目として自己のキャリアを計画し、将来に向けた就業力・進学力を

身に着ける「キャリアデザイン」が開講されているが、同科目については留学生、学部や希望（教職、一般就職）などでシラバスが異なり、それぞれの学部生の進路ニーズに応じた実践的な内容となっている。【資料 2-3-2】

【資料 2-3-1】「梅光コモンズ」科目群

【資料 2-3-2】「キャリアデザイン」シラバス（前期担当者 7 名分）

## （2）教育課程外での取組み

教育課程以外の取組みについては、主に大学事務局キャリア支援担当が担っているが、TS と MS が協働して実施している。2 学部に通ずる取組みとしては 1 年次・2 年次に行われる「進路デー」（自身の卒業後の進路を見据え、今後の学生生活を計画する。）

【資料 2-3-3】や就職が決まった 4 年生と共に過ごし、自身のキャリアイメージを固める合宿「梅旅」（2020 年度はコロナ禍で中止）【資料 2-3-4】などが設けられている。更に、入学式や保護者会などを通じて、学生だけではなく保護者に対してもキャリア意識の啓蒙に努めている。また、一般就職希望学生に対しては、3 年次に個別面談を行い、それぞれの進路意向等の把握及び助言等を行っている。そして、就職活動が本格化する 4 年次には、TS との情報共有も進めながら、学生個々の相談に応じると共に、面接練習・エントリーシート等の添削を行い、学生の希望する進路決定に向けてきめ細かい支援を行っている。更に、大手航空会社のグループ企業との連携等も進め、航空業界を志望する学生へのサポートを拡充する等、今後の需要が見込まれるインバウンド関連人材の育成にも注力している。【資料 2-3-5】一方、教職・保育職志望学生に対しては、学部と連携しながら学生の個別面談を実施し、学生の状況に見合った適切な進路指導・支援を行っている。こうした取組みと併せて、行政と連携し、教職・保育職としてのキャリアイメージを醸成するプログラム「山口県教師力養成プログラム」、「北九州教師養成みらい塾」に学生を参加させている。更に、採用試験対策として学部による夏休み教員採用試験対策特別講座で模擬授業等の指導と併せて、東京アカデミーによる採用試験対策のための「教員の星」を開講するなど、一般就職同様に進路決定に向けてきめ細かい支援を行っている。【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】【資料 2-3-8】

【資料 2-3-3】進路デーに関する資料（2019 年）

【資料 2-3-4】「梅旅」資料

【資料 2-3-5】 エアラインプログラム (BAIKO 2021 大学案内 P9.) 学内講座説明会配布資料

【資料 2-3-6】「山口県教師力養成プログラム」資料 修了者について（通知）

【資料 2-3-7】「北九州教師養成みらい塾」in 梅光 チラシ資料

【資料 2-3-8】夏休み教員採用試験対策特別講座資料

## 3. 進路決定状況(就職実績)

過去の進路決定状況は、資料データ編表 2-5 就職の状況で示されているとおり、令和 2（2020）年度卒業生まで就職率が向上している。これは前述「キャリアデザイン」の必修化や学部と大学事務局によるきめ細かいキャリア支援によるところが大きい。さらに、教職希望者についても、年々現役学生の教員採用試験合格率が高まっており、同様に学部と大学事務局による学生一人一人に対する手厚い指導によるところが大きい。【表 2020 年(令

和 2 年) 度教員採用試験合格者数】

また、令和 2 (2020) 年度より一般就職先への「本学の卒業生評価調査」アンケートを実施し、その結果は大学運営会議にて共有、大学 Web サイトにて公表している。【資料 2-3-9】

【資料 2-3-9】「本学の卒業生（一般就職先）評価調査」アンケート資料

## 2020年(令和2年)度教員採用試験 合格者数

## ■在学学生

		2020年度		2019年度		2018年度	
		受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者
国語	山口県(中学)	2	0	2	2		
	山口県(高校)			1	0		
	北九州市			1	1	2	1
	福岡市(高校)			1	0	1	0
	福岡県						
	佐賀県	1	0	3	1		
	東京都					1	0
	長崎県					1	0
	<b>小計</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>1</b>
英語	山口県			2	0	2	1
	北九州市	3	1			2	1
	福岡県	2	1				
	佐賀県			1	1		
	<b>小計</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>2</b>
小学校	山口県	9	6	13	8	11	7
	北九州市	9	8	14	13	16	11
	福岡県	3	1	6	4	7	7
	福岡市						
	佐賀県	2	1	1	1	2	0
	大分県			1	0		
	熊本県			1	1		
	宮崎県						
	横浜市					1	1
	神奈川県					6	1
	長崎県	1	1				
	千葉県					4	0
	<b>小計</b>	<b>24</b>	<b>17</b>	<b>36</b>	<b>27</b>	<b>47</b>	<b>27</b>
<b>合計</b>		<b>32</b>	<b>19</b>	<b>47</b>	<b>32</b>	<b>56</b>	<b>30</b>

## ■卒業生(報告があったもののみ。科目等履修生含む。)

		2020年度		2019年度		2018年度	
		受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者
国語	山口県			1	1		
	福岡県			2	2		
	北九州市			1	1	1	1
英語	福岡県						
	福岡市						
	山口県(高校)			1	1	1	0
	北九州市	1	1	1	1	2	1
小学校	山口県	1	1	2	1	3	0
	北九州市	3	0	2	1	1	0
	福岡県					2	0
	福岡市	1	1	1	1		
	東京都	1	1				
<b>合計</b>		<b>7</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>2</b>

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年度の就職率は 90.5%と一定の高水準となったが、今後は企業の採用需要の更なる冷え込みも想定されるなど、コロナ禍の影響はここ数年続くことも予測される。

本学におけるキャリア支援において、就職率や教員採用試験合格率の維持・向上を目指す上では、これまでと同等以上のキャリア支援体制による業務の効率化と共に教職協働の推進を図り、以下の対応を着実に進めていく。

② オンライン型と対面型を共存させた就職支援を一層強化する。

②TS、チューターとの連携をさらに強化し、進路未決定者の早期把握と採用活動継続企業の状況把握を行う。

③ 企業の情報をキャッチし、未内定学生を中心に漏れなく情報提供を行い、特にコロナ禍の影響で就職活動に乗り遅れた学生には適切なフォローアップを行う。

また、一定規模存在する教職や航空業界志望者の中で、入学後何らかの理由で進路変更を行う学生への対応が課題になっている。こうした学生に対しては早期に情報を収集し、新たな選択肢の提示が求められることから、前述の①から③も踏まえ、小規模大学の特色を生かした教職協働体制を強化していく。

さらに今後は、梅ネット（卒業生に登録してもらう卒業生 web 管理システム）を活用し、定期的に卒業生の情報について確認し支援に役立てることも視野にしている。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1. 支援体制

本学の学生サービスと厚生補導については、大学事務局補佐をチーフとする担当：学生支援組織（生活支援チーム、課外活動支援チーム、奨学金チーム）によって対応し、健康管理、心的支援に関する相談については保健室（法人 2 名・大学 1 名）との連携協力体制で行っている。

大学設置基準第 42 条（厚生補導の組織）に則り、「梅光学院事務分掌規程大学事務局第 7 条(2) 学生支援」の規定により、①学生支援の企画・実施に関する事②学生の課外活動及び課外活動団体等に関する事③学生のボランティア活動等に関する事④障がい学生支援に関する事⑤学生相談等に関する事⑥学費減免等に関する事⑦学生寮の管理運営等に関する事⑧学生の健康管理に関する事⑨その他学生支援にかかる業務に関する事について等、以上の 9 項目を定めている。【資料 2-4-1】

## 2. 支援状況

### (1) 心身の健康に関する支援

#### (ア) 保健室・学生相談室「学生こころの相談室」

身体や健康に関することは、主に保健室担当チーム体制(保健師・看護師・事務 MS)常勤 3 名による対応で行っている。さらに専門的なこころのケアを要する場合は、保健室に隣接する別室「学生こころの相談室」にてカウンセラー(臨床心理士)が非常勤 3 名体制で週 3 日間(1 日 6 時間)相談に応じている。予約は保健室で行い、保健室担当 MS とカウンセラー・関係 TS・MS と連携を図っている。【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】

学修支援や生活相談はチューター TS・MS が対応し、また必要に応じてノートテイカーの依頼などを行う。

本学では個人情報の保護の範囲内において、学生情報を関係者と共有し連携してサポートを行うこととしている。そのため、学期毎に学生相談室、保健室、大学事務局担当者、各学部長同席のもと、報告会を開催している。また必要に応じて、学部と大学事務局間において、情報を共有しつつ学生対応に取り組んでいる。

【表 2-9】学生相談室、保健室等状況

【資料 2-4-1】梅光学院事務分掌規程

【資料 2-4-2】保健室利用状況資料 2020 年度通期保健室利用者集計

【資料 2-4-3】保健室からのお知らせ

#### (イ) コロナ禍に対する対策と支援

令和 2(2020)年 3 月より、学内に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、随時会議を開催し、以下の体制を整えて現在も継続している。

- ① 大学 Web サイトや学内情報ツール(UNIPA、teams)・電光掲示板(デジタルサイネージ)に新型コロナウイルスに関する情報提供。【資料 2-4-4】
- ② 相談窓口の 3 密を避ける。
- ③ 渡航禁止などの啓発を随時実施する。
- ④ 本館 1 カ所、CL の 2 カ所入口玄関に自動体温測定器を 3 台設置。
- ⑤ 学内の各教室に消毒液を設置。
- ⑥ 毎日学内の特別清掃(消毒)を行う。
- ⑦ トイレに設置したハンドドライヤー使用中止の措置。
- ⑧ 学生・TS・MS の毎日健康チェックの記録登録の実施。【資料 2-4-5】

【資料 2-4-4】デジタルサイネージ資料(コロナ対策)

【資料 2-4-5】健康チェック学内設置掲示資料

### (2) 経済的支援

#### (ア) 奨学金制度

本学では学生への経済的支援として、独自の奨学金制度を設けている。【資料 2-4-6】

また、家計が急変した場合の緊急貸与奨学金や被災者学費等納付金減免など、経済支援も行っている。【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】

【表 2-7】 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）

【資料 2-4-6】 本学の奨学金一覧

【資料 2-4-7】 梅光学院緊急貸与奨学金規程

【資料 2-4-8】 梅光学院被災者学費等納付金減免に関する規程

（イ） 学内ワークスタディ（通称「うめワーク」）について

本学では留学や海外インターンシップなど、海外派遣プログラムに参加することを希望しているが、経済的に困窮している学生を対象に、学内でワークをした分報酬を出す学内ワークスタディ通称「うめワーク」制度（以下「うめワーク」と記載）を平成 31・令和元（2019）年度より導入している。【資料 2-4-9】 これは、真のグローバル人材育成に注力するための学内ワークスタディの 1 つであり、「うめワーク」で働いた学生は留学を申し込む段階で更に働いた金額に応じて留学奨学金を得ることができる。【資料 2-4-10】 学内ワーク業務は、主にインフォメーションカウンター、図書館カウンター、オープンキャンパス、CL の見学者の案内、TA など教育研究活動に係る補助的な業務や修学環境整備に係る補助的な業務を行う。

「うめワーク」は単なるアルバイトではなく、業務の報告やその後の留学で経験したことを教務システムに入力し、ポートフォリオにして、就職活動の際のガクチカ（学生時代に力をいれたこと）として活用でき、後輩や TS・MS へ成果報告をすることで自己の成長の確認や学びを他者へ発信する仕組みもある。【資料 2-4-11】

【資料 2-4-9】 学内ワークスタディ報奨事業に関する運営規程

【資料 2-4-10】 海外留学支援奨学金規定

【資料 2-4-11】 web 説明会用「うめワーク」資料

（ウ） 課外活動等育成金

本学ではクラブ・サークル活動や「学生リーダーズ・スクール」（以下は「BGLS」という）の目標に沿ったサポーター制度に参加する団体に対して、活動振興のための課外活動等育成金を設けており、本学独自のその他の奨学金として位置づけられている育成金である。

対象となる団体は地域貢献や今後の活躍が期待されるクラブ・サークル及び各部署所属のサポーター等で、研修や遠征、大会のための旅費や宿泊費、その他活動費を助成するものである。

1 団体につき、5 万～10 万円の支給額を基本とし、学生活動の推奨として「学生便覧」に掲載、周知を図り、募集時には「UNIPA」で応募を促している。

なお、2019 年度課外活動育成金は図書館サポーター、博物館サポーター、バレーボール部に支給した。学外のシンポジウム、博物館の視察や研修参加、または中国・九州の大会に出場する費用として活用した。【資料 2-4-12】 令和 2（2020）年度は本学のコロナ感染防止対策の方針により、学生活動には休止または一定制限をかけた活動の在り方を推進したため、募集は次年度へ先送りされている。

【資料 2-4-12】 2019 年度課外活動等育成費の申請についての資料

【表 2-8】 学生の課外活動への支援状況

### (3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生の心身の健康に関しては引き続き保健室を中心に、メンタルヘルスに関するアンケートを全学生に実施しスクリーニングするなどサポート体制を強化していく。また、学生の喫煙問題についても、学生の意思を尊重しながらも健康被害等の啓発や喫煙マナーの向上に注力する。

経済的困窮を抱える学生に対しては、学納金の延納や分割納入手続きを認め、緊急貸与奨学金や被災者学費等納付金減免などの経済支援や、日本学生支援機構の奨学金や提携の教育ローンを紹介するなど行っている。コロナ禍の留学生に対しては、学内のTS・MS有志により昨年夏休み帰国できなかった留学生全員に食料品の提供をおこなった。これからも状況に応じて支援を考え続ける。

「うめワーク」については、コロナ禍の影響が続くが、これからさらに本格的に展開していく事業である。実際にこの制度を利用して海外を訪問した学生もいるが、目標とする留学制度への有機的な接続にいたる成果としては未だ途上にある。また、課外活動等育成金を活用する団体も多くはなく、学生への周知徹底と実際に活躍している団体を表彰する機会等も設け、学生たちの積極的な活動を後押しする。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

#### (2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地等および校舎は、エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式1のとおり、設置基準を充たしている。

本学のキャンパスは、本館、スタージェス棟、図書館、CL、学生会館、スタージェスハウス（食堂）、体育館の建物からなる施設設備を適切に整備し、有効に活用している。【資料2-5-1】

特に平成31・令和元（2019）年竣工したCLと本館と図書館をつなぐアプローチの発想により図書館東側へ新たな入館口を増設するとともに図書館1階の事務室、閲覧室・ラーニングcommonsのエリアもリニューアルした。さらに令和2（2020）年に本館1階へ「The Global Lounge CROSSROADS」（以下「CROSSROADS」という）を開設し、英語・中国語・韓国語などの多言語とその異文化との接触を通じて、多岐の授業を展開する学びと交流の空間となっている。

CLは「学びを変える、働き方を変える、場が人を成長させる」というコンセプトのもと、1階は、スチューデントサービスセンター&インフォメーションコーナー、フリーアドレ

ス制のオフィス・研究室として TS・MS が活動している。オフィスでは一部低層区画壁があるのみのオープンフロアと個別相談もできる 5 つのブースがあり、学生と TS・MS が交流する機会も増えている。また、カフェレストラン「Pane di Vita」（聖書に記された「命のパン」を意味する）では、学外の利用も可能であり、地域住民との交流の場にもなる。2 階には、ガラス張りの教室や 3 階と同様に人数や用途に応じて使い分けられる空間が配置されている。【資料 2-5-2】

スタージェス棟には、ミッションスクールを象徴する荘厳な光を映すステンドグラスを配した、礼拝や学校行事が行われる講堂スタージェスホールがある。

学生会館の 1 階には、学友会室、大学祭実行委員会室、図工教室の他、大学生協ショップがある。新入生のほとんどが、大学生協でパソコンを購入するため、大学生協ショップの一角には、パソコンの専用相談カウンターがある。【資料 2-5-3】

本学では、すべての校舎で Wi-Fi の環境を整え、令和 2（2020）年より在籍学生全員が PC を持参するようになり、情報サービス施設については特に設けず、スチューデントサービスセンターで対応している。また、学生寮については、老朽化により、令和 3（2021）年度より閉寮した一方、東館跡のセントラルパークについては、学生 TS・MS 等の憩いのスペースとしての活用を予定している。なお、本学の校舎はすべて耐震基準を満たしている。

【資料 2-5-1】 キャンパス配置資料

【資料 2-5-2】 CROSSLIGHT 資料

【資料 2-5-3】 大学生協資料（PC サポート、新入生の PC 購入に関する資料）

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### (1) 実習施設等について

実習施設については、教育目的を達成するために整備している。保育士、幼稚園、小学校教諭を育成する子ども学部関係の実習施設として、音楽室（電子ピアノ教室）を本館 1 階、スタージェス棟 1 階に 2 部屋 S-1、S-2 教室に設置している。本館 1 階に調理準備室・調理室、理科準備室・理科室、理科室は書道教室と兼ねている。子ども学部幼児保育専攻学生のための保育演習室、本館の 5 階に児童教育専攻学生の実習準備室があり、学生会館の 1 階には、造形室・図工教室がある。運動施設としては、体育館と鉄棒を設置している。

その他、コンピュータや洋書、DVD、TOEIC 関連書籍を配備し、外国語としての日本語を含む 4 か国の言語（英語・中国語・韓国語・日本語）を学ぶ学生の学修を支援し、外国人留学生やネイティブ・スピーカーの TS との、交流や自習のできるスペース「CROSSROADS」として本館 1 階に整備し、令和 2 年（2020 年）4 月にオープンした。外国語としての日本語を含む 4 か国の言語の教育研究等に有効に活用している。初年度の学生による施設利活用は、コロナ禍対策で対面授業等が激減したが、比較的 3 密の回避ができるオープンスペースとして活用が見られた。また、すべての教室にスクリーンやプロジェクターがあり、ICT を使った模擬授業の教室としても適している。

### (2) 図書館について

教育研究活動の中心である図書館は、キャンパスの中央にあり、学生、TS・MS のほかに、地域住民を含む一般にも開放してきた。令和 2（2020）年度はコロナ禍により一般開放を不可としたことと、システムリプレイスのための閉館もあったため開館日数は、168 日と

激減した。開館状況はエビデンス集（データ編）表 2-11 のとおりである。平日の開館時間は 9 時から 18 時半までであるが、令和 2（2020）年に完成した図書館 1 階ラーニングコモンズは、21 時まで開放している。なお、入館者数は年間 8727 人であった。（参考：平成 31・令和元（2019）年度入館者：23,934 名）

建物は鉄筋コンクリート 4 階建、閲覧座席数は 221 席、令和 3（2021）年 3 月末の蔵書数は約 26 万 5 千冊（うち、電子書籍 329 タイトル、DVD210 タイトル）、定期刊行物は内国書、外国書合計 802 種である。電子書籍は、「丸善 e-book」「紀伊國屋ライブラリエ」の 2 種類を導入した。データベースは、辞書・事典データベースの「ジャパンナレッジ」、新聞記事データベースの「朝日新聞聞蔵」、洋雑誌の「Gale in context」、論文検索の「ざっさくプラス」を導入した。【資料 2-5-4】コロナ禍において在宅を余儀なくされた学生たちに提供することができた。

1 階の閲覧スペースは、平成 31・令和元（2019）年～令和 2（2020）年に、ラーニングコモンズのスペース（学生の多様な学びの空間）へと大きく改修した。そのスペースには、新聞・雑誌の他に、TS からのおすすめ本、読書の導入としてのマンガ、教職や幼稚園教諭を目指す学生のための絵本を置いている。

【資料 2-5-4】図書館統計資料（2019 年度・2020 年度）

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学の施設の利便性については、本館 6 階、スタージェス棟 3 階、図書館 4 階、CL3 階へのエレベーターを完備している。

図書館正面入口には車椅子用リフトを設置している。図書館正面右手奥横の出入口と東側にあたる CL 側出入口ならびにスタージェスハウス（食堂）入口に車椅子用スロープを設置し、本館、図書館、CL には緊急呼び出しボタンを有する多目的トイレを設置している。施設校舎内すべての領域でインターネットを用いた学修、授業、指導を含む事務や研究が行える環境が整備されている。本館、図書館、CL 1 階の出入り口付近にはデジタルサイネージを設置することで、学生、TS・MS、来訪者への情報伝達を行っている。

またほぼすべての教室やエリアにプロジェクター等の設備を備え、配受信を可能にしている。令和 2（2020）年度学位記授与式と令和 3（2021）年度入学式はコロナ禍の三密防止により各教室に分かれてオンラインでの同時配信での実施となった。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の定員数は基準を超えることなく、本学の授業開講については、各学部の履修規程に則り開講しており、クラスサイズは受講者数と授業内容にあわせて適切に調整し管理している。【資料 2-5-5】

【資料 2-5-5】教室一覧（施設名教室座席数等資料）

### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

校地・校舎ともに大学設置基準上の面積を満たし、教育研究目的を達成するための教室、機器等についても、今日の教育ニーズや水準に照らして改善され、適切に管理されている。ただし、運動場については、不足している。しかし幸い隣接する市の体育館の利用が可能

であるため特に問題はないと考える。施設設備の安全性については総務部営繕担当による学内見回りや防火災機器点検や搬入設置した専門業者によるエレベーター等の定期点検などを行い、施設における不具合の早期発見・対応を行っている。令和 3 (2021) 年に旧東館跡地に整備されるセントラルパークは、学生、TS・MS、来学者の憩いのスペースとなるよう整備する。

今後、コロナ禍に対する継続的な対策のみでなく、学外から参加可能な学生主体のアクティブ・ラーニングの改善のためにも大学と学生即時双方型のオンライン授業の改良等に取り組んでいく。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では学期ごとに「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートは中間と期末に実施し、中間アンケートでは「この授業の後半に改善してほしいこと」を記入し、授業担当 TS は必要に応じて後半の授業改善に役立てている。また期末アンケートでは「中間アンケートの結果が反映されているか」の学生回答から担当 TS は、受講生による教育内容や指導法についての評価を確認する。【資料 2-6-1】アンケートの結果は教務システムで公開し、授業担当 TS は授業の最終回 (振り返りの授業) で学生にフィードバックをするようにしている。アンケート結果は TS 評価の基準の一つとなっている。さらに専任 TS は、梅光学院大学大学教員評価制度規程により、教育活動シート・自己評価シートを提出し、学部長による一次評価と学長・副学長による二次評価を受ける。【資料 2-6-2】アンケート結果や評価の結果が思わしくない TS は授業改善報告書の提出・改善が求められる。その際学長、教学担当副学長が相談を受ける。評価が顕著に良かった TS は教授会にて「ベストティーチャー賞」の対象者として表彰される。【資料 2-6-3】

【資料 2-6-1】 学生による授業評価アンケート

【資料 2-6-2】 梅光学院大学大学教員評価制度規程

【資料 2-6-3】 ベストティーチャー賞規程

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

令和2年(2020)年度前期は特にコロナの影響で心身に関することや、経済面での困窮度について、チューターがオンラインで聞き取りを行い、聞き取った内容を集計し、本学の学生の状況を教授会で共有し、経済的支援が必要な学生には学びの継続のための緊急給付金や家計急変の給付奨学金の案内をした。【資料2-6-4】

また、入学時オリエンテーションでは、「保健室」や「学生こころの相談室」について丁寧に説明し、利用についてポスターやチラシを作成し、掲示・配布している。【資料2-4-3】

入学時に行う健康調査では、新入生に健康調査票(Forms)を配布しWEB上で回答してもらい、保健室で健康調査票を集計し、「健康調査一覧票」を作成・各学部長や担当チューター・大学事務局等と情報共有を行っている。

持病や普段の体調について気になる学生と連絡を取り、面談もしくは電話にて詳細を確認するなどし、保健室では、学生の健康管理・健康教育を行っている。

その他、禁煙サポート、アルコールパッチテスト、インフルエンザ予防、手洗い励行、手指消毒など健康教育資料を作成し、デジタルサイネージやポスター掲示等おこなっている。【資料2-4-4】

【資料2-6-4】 オンライン授業&家計急変に関するアンケート結果

【資料2-4-3】 保健室からのお知らせ

【資料2-4-4】 デジタルサイネージ資料

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

東館の老朽化に伴い、新校舎を建設することになり、平成29(2017)年度より「北館ワークショップ」を3回実施、学生、TS・MS、設計事務所、生協など関係者が参加し、新校舎での新しい学びのかたちについて意見を出し合い、その設計に反映させた。【資料2-6-5】

障がいのある学生への配慮について本学では「梅光学院大学障がい学生修学等支援規程」に基づき、障がいのある学生が修学上特別な配慮が必要な場合、合理的配慮の提供を実施する体制を整備している。学期毎に当該学生及び保護者と面談をし、「配慮願」【資料2-6-6】の記載どおり授業における合理的配慮が提供されたか確認をし、改善してほしい点がないか聞き取り、必要に応じて次の学期で改善を行っている。

【資料2-6-5】 北館ワークショップ資料

【資料2-6-6】 配慮申請書

#### (3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

学生による授業評価アンケートについては、毎学期実施できているが、回答率を現在の50~60%から上げる取組みが必要なため、回答率の低い授業の担当TSに対し回答率が低い原因を尋ね、再度実施を徹底するよう求める。

また、CLの活用方法やマナーに関してや、図書館や語学センター等改装したラーニングコモンズや「CROSSROADS」などの施設の活用方法についても今後も学友会代議員を通して学長懇談会等、学生の声を直接学長に届ける機会を設ける。

本学には喫煙個所(喫煙ルーム)が敷地内に1ヵ所設置されているが、禁煙サポート体制も強化する。

障がいのある学生への配慮については、TS・MSの入れ替わりがあるため、毎年4月にTS・

MS 研修を実施し、国が示している方針や本学の障がい学生修学支援の方針について理解し、合理的配慮において TS・MS の中で温度差が生じないようにする。

### **【基準 2 の自己評価】**

本学の学生受入れについては、各学部、学科、研究科、専攻のアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示し、高校訪問、ガイダンス等、募集要項や大学 Web サイト等において公表するなど周知している。入学者の選考に関することは学長を中心に、大学運営会議で審議し各規則に則り適切に実施し、適切な学生受け入れ数の維持に努めている。

学修支援については、TS と MS との協働体制により、学生ひとりひとりにチューターを配し、必要に応じた、あるいは定期的な面談を通し、学部、大学事務局、保健室等と情報を共有し合いながら、学生の修学意欲の向上や修学環境、生活実態の把握に努め改善を図っている。

キャリア支援については、教育内外を通じ、支援体制を整備している。また、特に就職活動の開始が遅い学生、未内定学生を中心にフォローアップを行っている。

学生サービスについては、奨学金や課外活動への経済的支援や、障がいのある学生への合理的配慮もふくめ、学生一人一人の身体や心のケアに注力している。

学修環境については、校地、校舎面積については大学設置基準を満たしており、継続して教育目的達成のため、各施設や設備を整備している。

学生の意見・要望への対応には、全学生を対象とした「学生生活実態調査」の実施や授業評価アンケート、学長懇談会など学生の意見や要望を聴取する体制を整備している。以上のことから基準 2 を満たしている。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

###### 1. ディプロマ・ポリシーの策定

ミッションスクールである本学のスクール・モットー、建学の理念に基づいた教育目的を踏まえて、卒業・修了までに学生が身につけることが期待される資質や能力また卒業時にめざす人材像・方針を策定し改組の度見直しを行ってきた。学部・学科・専攻ごとに修得すべき専門的知識と社会人としての基礎を身に付け、かつ、所定の在学期間を満たし、基準となる単位を修得した者に対して卒業を認定し、文学部については学士(人文学)、子ども学部については学士(子ども学)の学位を授与するというディプロマ・ポリシーを定めた。【資料 3-1-1】本学大学院においても、建学の精神を基とした教育目的の達成に向けて、研究の成果を学位論文にまとめ、審査に合格し学長が認定した者に対して、学位を授与するというディプロマ・ポリシーを策定している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

【資料 3-1-1】ディプロマ・ポリシー学部・学科一覧

【資料 3-1-2】ディプロマ・ポリシー大学院一覧

###### 2. ディプロマ・ポリシーの周知

本学では、ディプロマ・ポリシーを、学生に向けては「学生便覧」などの媒体にわかりやすく、具体的な言葉で掲載し、全シラバスにも掲載するなど周知するとともに、大学 Web サイトでも明示している。新入生に対しては、入学前段階から大学案内や大学 Web サイトでも明示し、入学後のミスマッチが生じないように努めている。さらに、新入生オリエンテーションや履修ガイダンスでも、学部長や教務担当 MS 等が、建学の精神やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等について、丁寧に学生への周知を図っている。【資料 3-1-3】また、単位認定及び卒業認定の基準を学生に明示している。大学院においても、本学 Web サイト上に公表し、周知も図っている。以上、本学のディプロマ・ポリシーは、建学の精神及び教育目的を反映し、学長を中心に、TS・MS の共通理解のもとに学生や地域に周知しているといえる。

【資料 3-1-3】新入生履修ガイダンス資料

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学ではディプロマ・ポリシーに基づいた教育課程を展開している。学生は、学部毎の履修規程及びそこに示されたカリキュラムマップ（年次配当表）を参照することにより自ら4年間の学びの計画を立てる。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

【資料 1-1-3】 2021 年度文学部履修規程

【資料 1-1-4】 子ども学部履修規程

【資料 3-1-4】 文学部 年次配当表

【資料 3-1-5】 子ども学部 年次配当表

#### 1. 単位認定基準、成績評価基準の策定と周知

本学では、「梅光学院大学学則 第4章 教育課程及び履修方法」【資料 3-1-6】及び「梅光学院大学院学則 第5章 授業科目、単位数及び履修方法」【資料 3-1-7】において、単位認定基準及び成績評価基準を明確に規定している。また、学生便覧にも履修規程と併せて学則を掲載して学生に周知している。

【資料 3-1-6】 梅光学院大学学則 第4章 教育課程及び履修方法

【資料 3-1-7】 梅光学院大学院学則 第5章 授業科目、単位数及び履修方法

表 3-1 成績評価区分

## 学部

基準点数区分	成績表示	GPA 評点	合否
100～90 点	S	4	合格
89～80 点	A	3	
79～70 点	B	2	
69～60 点	C	1	
—	P	GPA の算出には含めない	合格判定
—	N	GPA の算出には含めない	認定
59～0 点	D	0	不合格
評価不能	F	0	

## 大学院

基準点数区分	成績表示	GPA 評点	合否
100～90 点	S	4	合格
89～80 点	A	3	
79～70 点	B	2	
69～60 点	C	1	
59～0 点	D	0	不合格

成績評価については、梅光学院大学学則第 4 章の規程に沿って運用している。成績評価基準については表 3-1（表 成績評価区分）のとおりである。成績は、S、A、B、C、D、P、F で表し、S、A、B、C、P を合格とし、N を認定とする。

本学では、卒業要件の単位数を単に修得するだけでなく、よりよい成績で修了するよう促すために GPA（Grade Point Average 以下「GPA」という）を利用している。これは学業成績を総合的に判断する指標に用い、学期ごとに算出した当該学期 GPA と各学期を累積した GPA がある。GPA は、各科目の評価点の重みを加味して 5 段階のグレードポイント（4～0）に換算し、各科目の単位数を乗じて算出した平均点であらわす。その計算方法は、学生の各履修科目の成績評点にその科目の単位数を掛けた数値の合計を、履修科目の総単位数

で除して算出し、計算値は、小数点以下第3位を四捨五入して表記する。成績表示にはS、A、B、Cまでを成績評点として付与する。Sの成績評点は4で基準点数は100点～90点、成績表示Aの成績評点は3で基準点数は89点～80点、成績表示Bの成績評点は2で基準点数は79点～70点、成績表示Cの成績評点は1で基準点数は69点～60点、基準点数59点以下の成績評点は0とする。GPAは、不合格や試験を放棄した科目も算出に含めるため、途中で受講を辞め、試験を受けない場合はGPAの数値が低下する。

学生は教務のシステムUNIPAの成績照会によりGPAの値をいつでも確認することができる。GPAの数値は、履修科目登録上限や奨学金の申請・選考基準としても活用されている。

**【資料 2-4-6】**

各授業科目の評価方法や評価基準については、シラバスに具体的に示している。シラバスには、他にも、ディプロマ・ポリシーと授業の関連や授業計画を始め、特に評価方法については、授業への参加態度及び習熟状況・課題レポート等の評価指標も示している。全授業科目のシラバスは、ポータルサイトにて全ての学生に公開されている。その記載事項や活用については、履修ガイダンス等の機会を通じて、TSや教務担当MSから説明を行っている。また、定期試験の受験資格や受験上の注意等についても、学生への周知を行っている。**【資料 3-1-3】****【資料 3-1-8】**

**【資料 2-4-6】** 本学の奨学金一覧

**【資料 3-1-3】** 新入生履修ガイダンス資料

**【資料 3-1-8】** 履修規程第2章試験及び単位認定（受験資格）

## 2. 進級基準の策定と周知

本学では現在進級制限は設けていない。その旨は学生便覧に掲載するなどして周知している。なお、修業年限(4年)を満たしても、所定の授業科目および単位数を修得していない場合、4年終了時に「留年」となる。**【資料 3-1-9】**

**【資料 3-1-9】** 学生便覧 学修について 6. 進級・卒業

## 3. 卒業認定基準、修了認定基準の策定と周知

卒業認定基準については、大学設置基準第32条の規定に基づき、「梅光学院大学学則」第4章に定め、学生便覧に掲載し、学生へ周知している。**【資料 3-1-10】**また、本学では、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状(国語)、中学校教諭一種免許状(英語)、高等学校教諭一種免許状(国語)、高等学校教諭一種免許状(英語)、保育士資格等、多様な教職課程や資格取得の課程があり、複数免許・資格が取得できることから、学生の過剰な履修登録を防ぎ、各教職課程の学修量を確保し、学びの充実を図る意味で、半期での取得単位数の上限を文学部人文学科では原則26単位、子ども学部子ども未来学科では原則28単位と制限するとともに、学生便覧に掲載し、学生へ周知している。

**【資料 3-1-11】**さらに、大学事務局、学部、チューターが連携・協力して、それぞれの立場で、修得すべき単位数の学生への周知を徹底することに努めている。このように、本学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を明確に策定・公表し、周知を徹底している。

**【資料 3-1-10】** 卒業認定基準 学則第9条

【資料 3-1-11】 文学部・子ども学部履修規程第7条（受講制限）

1. 単位認定基準、成績評価基準及び進級基準の厳正な適用

単位の認定は、シラバスにおいて事前に基準を公表した上で、授業担当者がその基準に基づき、決定している。単位修得状況のよくない学生には、チューターが面談などを通して進路について相談するなど、改善に向けて対応している。

2. 卒業認定基準、修了認定基準の厳正な適用

卒業・修了判定は、「梅光学院大学学則」第4章(教育課程及び履修方法)【資料 3-1-6】「梅光学院大学大学院学則」第5章(授業科目、単位数及び履修方法)、第6章(試験、課程の修了及び学位の授与)【資料 3-1-12】、梅光学院大学学位規程【資料 3-1-13】に沿って、大学事務局(教務グループ)が判定資料を作成し、大学運営会議及び教授会の意見を聴いて学長が決定している。【資料 3-1-14】

【資料 3-1-12】「梅光学院大学大学院学則」第6章(試験、課程の修了及び学位の授与)

【資料 3-1-13】梅光学院大学学位規程

【資料 3-1-14】卒業判定資料 教授会議事録

3. 学年暦の作成

学年暦【資料 3-1-15】は、単位認定、成績評価、卒業認定、修了認定が適正になされるよう、各部署からの情報を集約・調整の上、大学運営会議及び教授会で意見を聴取し、決定されている。またその内容に沿って忠実に運用されている。

このように、本学、本学大学院ともに、単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、厳正かつ適正に運用されている。

【資料 3-1-15】2021年度学年暦

**(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)**

本学は小規模大学の特徴を生かし、これまでTS・MSの協働の下、学生に対するきめ細かいサポートを行い、学修成果を上げてきた。しかし、年々学生数が増加する中、志向する進路が多様化・高度化してきており、学生個々のニーズに応じた主体的な学修が必要となり、また自らの学修を自分で正しく把握し、コントロールする必要性がこれまで以上に高まっている。今後は、学生がより主体的かつ実質的に学修環境を構築できるように一層努める。

**3-2. 教育課程及び教授方法**

**3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

**3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**

**3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**

**3-2-④ 教養教育の実施**

**3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施**

**(1) 3-2の自己判定**

「基準項目 3-2 を満たしている。」

**(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

本学は、建学の精神に基づいて、学部の教育、研究及び人材育成上の目的を「梅光学院学則 第 1 条」に規定し、その目的の達成のために、カリキュラム・ポリシーを定めている。本学のカリキュラム・ポリシーは、以下の通りである。

■文学部 人文学科カリキュラム・ポリシー

文学部人文学科のカリキュラムは、教養教育と専門教育から構成されている。「教養教育」には、聖書の学びを土台にした「梅光コモンズ」科目群が設置されている。これらは、自己を見つめ、仲間とのつながりを確認するプログラムを通じて、主体的な学びの方法を修得し、自己の将来を思い描くことに目標を定めた教育内容とする。

「専門教育」には、「共通専門」科目群と4専攻の「専攻専門」科目群が設置されている。多様な専門科目を配置した「共通専門」科目群では、専門分野での学びをさらに幅広い視野で学べることを特徴とする。また、カリキュラムは、総合的にキャリア（就職）につながることを意識し、知識伝達型授業、実践的トレーニング重視の授業、実体験重視の授業などをバランスよく配置する。

■子ども学部 こども未来学科カリキュラム・ポリシー

1年次…子どもについて知り、教育・保育・福祉の目的や体系的な知識を理解し、具体的な課題を発見する。

2年次…子どもについて理解を深め、教育・保育・福祉に関する専門職としての基礎的知識や技能を修得し、現場を意識した学びができる。

3年次…実践的体験を通して、子どもの教育・保育・福祉に関する様々な内容や指導方法を理解し、技術の基礎を修得するとともに、研究的視点を持つ。

4年次…子どもや教育・保育・福祉に関する理念を統合的に活用し、解決すべき課題を探究し、幅広い実践力を修得する。各自の専攻に従って卒業研究・卒業制作を仕上げる。

大学院のカリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

■文学研究科 博士前期課程(修士)のカリキュラム・ポリシー

【日本文学専攻】

・日本語・日本文学の専門科目・関連科目が、ジャンル別（日本語学・古典文学・近現代文学・漢文学・地域文化学・国語教育）及び時代別（上代・中古・中世・近世・近現代）に開講されている。

・修士号取得を目指す院生は、2年以上在籍し、指導教員の担当科目を含め32単位以上を修得し、院生発表会で自己の研究成果を発表しなければならない。

・修士論文を提出せず専修免許の取得のみを目指す院生は、1年以上在籍し、学科目「教職」の授業科目を含む30単位以上を修得しなければならない。

【英米文学専攻】

・英米文学専攻では、英文学・米文学・英語学・英語教育の4領域からなるカリキュラムを設定し、専門分野における豊かな学識とすぐれた研究能力を身に付けることを目指す。

・英語教育では、中学校や高等学校での英語教育、及び児童英語教育の実践的科目

を開講し、地域の英語教育の指導者として活躍できる人材を養成する。

- ・修士号取得を目指す院生は、2年以上在籍し、指導教員の担当科目を含め 32 単位以上を修得し、院生発表会で自己の研究成果を発表しなければならない。
- ・修士論文を提出せず専修免許の取得のみを目指す院生は、1年以上在籍し、学科目「教職」の授業科目を含む 30 単位以上を修得しなければならない。

**■文学研究科 博士後期課程(博士)のカリキュラム・ポリシー**

**【日本文学専攻】**

日本語学・日本文学・地域文化学・国語教育の研究者・教育者として極めて高い能力・教育力・識見を身に付けるために、指導教員による徹底した指導を受けることが課せられる。院生は、指導教員の授業に出席するとともに、研究論文を作成して学会発表をしなければならない。

**【英米文学専攻】**

英米文学・英語学・英語教育の研究者・教育者として極めて高い能力・教育力・識見を身に付けるために、指導教員による徹底した指導を受けることが課せられる。院生は、指導教員の授業に出席するとともに、研究論文を作成して学会発表を行わなければならない。

カリキュラム・ポリシーの策定に関しては、三つのポリシーと併せて学長が主導的な役割を担う大学運営会議や教授会で意見を聴取するなど、多くの TS・MS がこのポリシーの策定のプロセスに関わっている。また、このカリキュラム・ポリシーは他の 2 つのポリシーと併せて「学生便覧」やホームページ等を通じて、TS・MS 及び学生に周知されている。

また大学院の三つのポリシーについても学生便覧や本学ホームページで周知を図っている。【資料 F-13】

【資料 F-13】 三つのポリシー一覧

**3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**

本学のカリキュラム・ポリシーは、3-1-①で述べたディプロマ・ポリシーに示された本学のスクール・モットー、建学の精神に基づいた教育目的を踏まえた学部・学科・専攻ごとの専門的知識と社会人としての基礎を、4 年間の学びを通して学生が修得できるよう、カリキュラム・ポリシーを策定している。

そのポリシーに基づき両学部とも教養科目と共通専門科目、専攻専門科目から構成されたものから卒業単位数を履修することによってディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけることができる。

	文学部	子ども学部
教養科目	基礎教養科目群 梅光コモンズ科目群 キャリア専門教養科目群	基礎教養科目群 梅光コモンズ科目群 キャリア専門教養科目群
共通専門科目	言語運用領域	児童・幼児教育共通専門領域

	文化理解領域 留学に関する領域	
専攻専門科目	日本語・日本文化専攻科目群 英語コミュニケーション専攻科目群 国際ビジネスコミュニケーション専攻科目群 東アジア言語文化専攻科目群	児童教育専攻科目群 幼児保育専攻科目群
ディプロマ・ポリシーを実現するための科目群の分類項目	<p>教養・文化に関する科目 (幅広い学びを通して社会観、世界観を身につけることができる科目)</p> <p>言語に関する科目 (徹底的な言語運用能力を身につけるための科目)</p> <p>異文化に関する科目 (地域社会及び日本・世界の多様な文化について広く身につけるための科目)</p> <p>ビジネスに関する科目 (ビジネスコミュニケーション能力を高め社会で活躍できるホスピタリティマインドを身につけるための科目)</p> <p>現場力に関する科目 (多様な場所に出向いていき、そこでの実践力を身につけるための科目)</p> <p>資格に関する科目</p>	<p>教養・文化に関する科目 (幅広い学びを通して社会観、世界観を身につけることができる科目)</p> <p>子ども学に関する科目 (教育学や心理学などの学びを深めて、子どもを理解し寄り添う力を身につけるための科目)。</p> <p>異文化に関する科目 (外国語のトレーニングを通じて、異文化理解を深めて、基礎的な言語運用能力を身につけるための科目。)</p> <p>授業づくりに関する科目 (授業・保育実践力を高めて、学校や保育所で活躍できる力を身につけるための科目。)</p> <p>現場力に関する科目 (多様な場所に出向いていき、そこでの実践力を身につけるための科目)</p>

大学院文学研究科では、ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力を養成し、修得するための専門研究の科目群の教育課程を編成するというカリキュラム・ポリシーを策定している。【資料 F-13】

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学及び大学院研究科は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程を専攻ごと、研究領域ごとに体系的に編成している。また、学部ごとのカリキュラムマップ（授業科目の年次配当表）【資料 1-2-6】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】により、TS・MS はもとより、学生が、卒業までの教育課程を体系的に捉え、履修計画・履修指導を容易に行なうことができる。また、本学では、CAP 制を導入し、半期での取得単位数の上限を文学部人文学科では原則 26 単位、子ども学部子ども未来学科では原則 28 単位と規定している。ただし、成績優秀者には次学期以降の履修登録時に、定められた履修登録単位の上限以上の履修を認めることとしている。【資料 3-1-11】このように、カリキュラムマップ（年次配当表）の通り、本学の教育目的の実現に向けて定められたディプロマ・ポリシーに基づく教育課程の体系的な編成がなされていると言える。

【資料 1-2-6】各学部カリキュラムマップ

【資料 3-1-4】文学部 授業科目の年次配当表

【資料 3-1-5】子ども学部 授業科目の年次配当表

【資料 3-1-11】文学部・子ども学部履修規程第 7 条（受講制限）

### 3-2-④ 教養教育の実施

グローバル化が進展する現代社会において、専門分野の枠を超えて求められる知識を修得するために教養教育を実施している。両学部とも共通して、「教養科目」群として、「基礎教養」、「梅光コモンズ」、「キャリア専門教養」がある。「梅光コモンズ」は、キリスト教教育をはじめ、聖書の学びを土台にした科目やボランティア活動により構成され、これらを通じて、自己を見つめ、仲間とのつながりを確認し、主体的な学びの方法を修得することができる。「キャリア専門教養」は、キャリアデザインなど、教職や一般企業等へのキャリア支援に関するキャリア領域の科目群である。これらにより本学のディプロマ・ポリシーに掲げた力の基礎を修得することができる。また、本学の教養教育担当者は、専任 TS 及び非常勤 TS を中心に多彩なメンバーで構成されている。【資料 3-2-1】

以上、本学の教育課程は、教養科目、専門科目ともに、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに沿って体系的に構成され、教育目的の実現にかなうものとなって、実践していると言える。

【資料 3-2-1】時間割・教職員名簿（抜粋）

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(ア) 教授方法の改善を進めるための組織体制の整備と運用

教育方法の改善を進めるため、本学高等教育開発研究所においては、計画的に FD(Faculty Development 以下 FD という)の推進を図っている。令和 2 年(2020)年度には、9 回の FD を開催した。【表 3-2-1】【資料 3-2-2】

【表 3-2-1】2020 年度 FD 研修会一覧

【資料 3-2-2】2020 年度 FD 研修会資料より

遠隔授業 FD・対面授業開始後のオンライン授業について FD 資料

【表 3-2-1】 2020 年度 FD 研修会一覧

回数	実施日	時間	内容	担当	出席者数
1	2020 年 4 月 9 日 (木)	13:00～ 15:00	オンライン授業実施について	学長補佐	35
2	2020 年 4 月 10 日 (金)	13:00～ 15:00	オンライン授業実施について	学長補佐	30
3	2020 年 4 月 22 日 (水)	10:00～ 15:00	オンライン授業実施について	学長補佐	43
4	2020 年 4 月 23 日 (木)	10:00～ 15:00	オンライン授業実施について	学長補佐	43
5	2020 年 6 月 4 日 (木)	17:30～ 18:30	対面授業開始後の対応について	学長補佐	34
6	2020 年 8 月 6 日 (木)	16:30～ 17:30	業績プロの取扱いについて	(株) エデュース	40
7	2020 年 8 月 27 日 (木)	10:00～ 12:00	オンライン授業の振り返りについて	TS	43
8	2020 年 10 月 1 日 (木)	16:30～ 17:00	梅光学院の財政状況について	財務部長	39
9	2020 年 10 月 29 日 (木)	16:30～ 17:00	データサイエンス・AI と社会のつながり	九州共立大学 TS	35

また、全ての学生を対象とした授業評価アンケートを全科目で前・後期 2 回（各中間及び期末）実施するとともに、その結果を【表 3-2-2】の通り、本学ポータルサイトにて学生に対して公開しており、教授方法の改善に努めている。【資料 3-2-2】平成 30（2018）年 4 月より「ベストティーチャー賞」を設けて【資料 3-2-4】、教育実践に顕著な成果をあげた TS に対して、その功績を表彰することにより、本学の TS の意欲向上と本学教育の活性化を図っている。

【表 3-2-2】 授業評価アンケート資料

【資料 3-2-2】 2020 年度 FD 研修会資料より 遠隔授業 FD・対面授業開始後のオンライン授業について FD 資料

【資料 3-2-3】 2020 年ベストティーチャー賞資料（関係議事録）

## 【表 3-2-2】 2020 年度授業評価アンケート結果

[授業評価一覧](#) > [授業評価結果参照](#)[戻る](#)

期間：2020/06/15（月） 00:00～2020/06/26（金） 23:59

対象人数(延べ数)：13458人 回答人数(延べ数)：7940人 回答率 59.0%

## 中間授業評価アンケート 2020年度前期

有意義な学生生活の第一歩は充実した授業です。この調査は、授業のさらなる向上をめざすためのアンケートです。回答者が特定されたり成績評価に結びつくことはありませんので、授業の現状に対する学生の皆さんの率直な思いを回答して下さい。

質問 1	この授業は適切なレベルと感じますか？ (必須)	比率	人数
a.	易しすぎる	1%	41人
b.	少し易しい	3%	245人
c.	適切である	73%	5794人
d.	少し難しい	21%	1649人
e.	難しすぎる	3%	211人
質問 2	この授業の進行速度は適切ですか？ (必須)	比率	人数
a.	早すぎる	1%	92人
b.	やや早い	10%	807人
c.	適切である	85%	6788人
d.	やや遅い	3%	233人
e.	遅すぎる	0%	20人

質問 3 後半の授業で改善してほしい点がありますか？あれば記入してください。

アンケートの回答にご協力いただき、ありがとうございました。このアンケート結果を参考にしていっそう授業の充実をはかっていきたいと思っております。

[集計結果CSV出力](#)

PW関連・安否確認

教室管理

授業関連

学生関連

掲示

アンケート

QA

システム管理

[ホーム](#) | [メール設定](#) | [サイトマップ](#) | [ログアウト](#)

授業評価一覧 &gt; 授業評価結果参照

[戻る](#)

期間：2021/01/19 (火) 00:00~2021/02/08 (月) 23:59

対象人数(延べ数)：12392人 回答人数(延べ数)：4345人 回答率 35.1%

## 期末授業評価アンケート 2020年度後期

この調査は、授業のさらなる向上をめざすためのアンケートです。回答者が特定されたり成績評価に結びつくことはありませんので、授業の現状に対する学生の皆さんの率直な思いを回答して下さい。尚、誹謗中傷は記載しないで下さい。

質問	回答内容	比率	人数
質問1 中間アンケートの結果がこの授業に反映していると思いますか？ (必須)	a. 大いに思う	40%	1745人
	b. それなりに思う	51%	2220人
	c. あまり思わない	7%	299人
	d. まったく思わない	2%	81人
質問2 この授業を受けてよかったと思いますか？ (必須)	a. 大いに思う	33%	1444人
	b. それなりに思う	61%	2645人
	c. あまり思わない	5%	206人
	d. まったく思わない	1%	50人
質問3	上記質問2で a を選んだ理由を具体的に答えて下さい。		
質問4	上記質問2でdを選んだ理由を答えて下さい。(★複数可)		
	a. 声量や板書など授業のやり方がまずいから 質問6へ		112人
	b. 授業の内容がよくわからないから 質問6へ		115人
	c. 学生目線に寄り添う感じがしないから 質問6へ		41人
	d. 授業に意欲が感じられないから 質問6へ		10人
	e. その他 質問5へ		18人
質問5	質問4で「e. その他」を選択した人はその理由を教えてください。		
質問6 学生の関心を高める「工夫」(AV機器の使用やプリントほか)がなされていきましたか？	a. 十分に工夫を感じた	52%	2135人
	b. それなりに工夫を感じた	42%	1741人
	c. あまり工夫を感じなかった	5%	200人
	d. まったく工夫を感じなかった	1%	36人
質問7 この授業はわかりやすい(適切なレベル)と思いますか？	a. たいへんわかりやすかった	46%	1920人

## (イ) 履修登録単位数の適切な上限設定と単位制度の実質を保つための工夫

単位制度の実質を保つため本学では、CAP 制を導入し、学生の過剰な履修登録を防ぎ、各教職課程の学修量を確保し、学びの充実を図る意味で、半期での取得単位数の上限を文学部人文学科では原則 26 単位、子ども学部子ども未来学科では原則 28 単位と規定している。ただし、直前学期の GPA(Grade Point Average)が、2.8 以上の場合、文学部の学生は 30 単位まで、子ども学部は、32 単位まで緩和することとし、GPA が 3.2 以上の学生においては、登録上限を設けていない。令和 3 (2021) 年度からスタートしたクォーター制においても同様に限定している。【資料 3-1-11】

【資料 3-1-11】文学部・子ども学部履修規程第 7 条 (受講制限)

【表 3-2-1】令和 2 (2020) 年度 FD 研修会一覧

【表 3-2-2】令和 2 (2020) 年度授業評価アンケート結果

### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラムとそれを実行する授業の内容と方法は、社会の要請と学生の実態に応じて常に改善・改革されなければならない。今後教養教育の内容を現代の人間と社会が直面している課題と結びつけるものにし、答えのない問いに答えていく能力を開発するような教授法、すなわちよりアクティブ・ラーニングができる形態へと変えていく。（令和4（2022）年度開設予定の文学部人文学科国際教養専攻の試み）

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用学修成果の点検・評価については、取得単位数、授業評価アンケートの結果、資格取得者数、就職状況の把握を行い、大学運営会議、教授会で報告されている。その結果は三つのポリシーやカリキュラムの改革につなげている。（令和4（2022）年度開設予定の文学部人文学科国際教養専攻の試み）

#### 1. 達成度自己評価システム（アセスメンター）の活用

学生の学修状況は達成度自己評価システムで学生、TS・MSが閲覧できるようになっており、学生は各自履修した科目について、シラバス上に示された到達目標を達成したか、5段階で自己評価するようになっている。各科目の到達目標はシラバスでディプロマ・ポリシーに基づき3つ設定している。その後学生の自己評価の結果と授業担当TSの評価（成績）を指導TSとともに見比べ、履修指導の材料としている。【基礎資料 F-12 シラバス】

#### 2. 卒業生アンケートの実施

卒業を控えた4年生を対象に卒業生アンケート【資料 3-3-1】を実施している。卒業生アンケートでは、希望していた資格や免許の取得の有無や本学で学んだことが進路選択に有用だったかについて調査を行い、今後の教育活動の改善の参考としている。

【資料 3-3-1】2020年度卒業生満足度アンケート調査

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学期ごとに授業アンケートを実施し、内容を集計後、各TSに集計結果のフィードバックを行い教育内容や方法の改善に活用している。また、取得単位数については、各学科で個別に学生への指導に活かしている。アンケート結果は教務システムで公開され、学生、TS・

MS が閲覧できるようになっている。授業担当 TS は中間アンケートに記載された「後半の授業で改善してほしい点」を踏まえ、教育内容や方法の改善に活用し後半の授業の改善に取り組む。期末アンケートでは教育内容・方法について 22 項目の評価の結果を確認し、各学期最終回の「振り返りの授業」でフィードバックを行う。さらに、アンケート結果で要望のある授業に関しては担当 TS に授業改善のため学長との話し合いの場が設けられている。

また、アンケート結果は TS の業績評価の参考基準のひとつとなっている。【資料 2-6-2】  
【資料 3-3-2】本学の TS 評価制度を通して、TS が自らの教育研究活動等の自己点検・自己評価を行うことで、TS の意識改革や自己改善を促し、本学の方針に沿った教育活動等の活性化をはかる。

【資料 2-6-2】梅光学院大学教員評価制度規程

【資料 3-3-2】梅光学院大学授業等評価実施内規

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

#### ① 「学生による授業評価アンケート」の見直し

授業評価アンケートの実施方法を書面から教務システムへ変更してから回収率が低下したことから、学生 FD を組織し、授業評価アンケートの内容や実施方法について学生の意見を取り入れ見直す。

#### ② アセスメント・ポリシーの策定

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立と運用をするためには、早急にアセスメント・ポリシーを策定し、本学の教育カリキュラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているか、本学で定める三つのポリシーが世の中の変化に適応したものになっているかを多面的、総合的に点検・評価し、改善につなげる。

授業評価アンケートの集計結果を大学の web サイト等で広く公開するとともに、集計結果の詳細な分析を基にして、学部ごとに TS へのフィードバックを行い、その後の個別対応による改善状況の把握に努めさらなる教育内容の充実化へつなげる。また、引き続き学修成果の測定として卒業時に学生へアンケート等を行う。学修成果の点検・評価の観点からも、教育内容・方法及び学修指導等をより効果的に改善していくよう運用方法についても見直す。

### 【基準 3 の自己評価】

本学は「光の子として歩みなさい」をスクールモットーとし、建学の精神「強くしなやかな精神と世界を切り拓く能力を、他者のために用いることのできる人間を育てる」を、各学部・大学院においてこれを達成するために、「三つのポリシー」を策定・周知し、単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準等を定め、厳正な適用に努めている。

教育課程及び教授法については、建学の精神に基づき各学部、大学院がカリキュラム・ポリシーとして教育課程編成・実施の方針を明らかにし、この方針に従って各学部、大学院の特色を出した体系的な教育課程を編成している。

単位認定、および卒業認定等に関しては、各学則、各履修規程等によって各学部、大学院ともに基準を明確にし、教授会で卒業および学位授与を審議し、適切に処理している。

教育目的の達成状況は、教職、保育士等の免許または資格を取得する学生の数や就職状況および公立学校教員採用試験合格者数にも反映されていると言える。これは各チューターと大学事務局との密な連携により、学生一人一人の学修状況を的確に把握し、きめ細やかな指導を行っていることによるものである。学修状況のフィードバックについては、毎年、毎学期実施している「学生による授業評価」において、その結果に対して担当 TS がフィードバックし、授業改善に努めている。

TS の配置・職能開発等については、大学設置基準に則り、教育目的および教育課程に即した TS 数を確保し、これを適切に配置している。TS の能力向上に関しては、高等教育開発研究所と学長主導のもと、毎年いろいろな形の FD 研修会が実施され、効果や課題等を共有しながら質的向上を目指し、TS の職能開発を行っている。

教育環境の整備については、大学設置基準が定める校地・校舎の要件を満たしているほか、講義室、演習室、学生自習スペース、学部の学生用実験室、実習室等を整備し、教育研究に有効に活用している。また、CL を中心に、アクティブ・ラーニング型の授業推進や教育のデジタル化に対応するため、学内の ICT 化および学びの場の整備を進め、教育活動の発展・充実に努めている。以上により、基準 3 を満たしている。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、学長が適切なリーダーシップを発揮できるために、「梅光学院組織規程」【資料 4-1-1】第 3 条第 2 項において「学長は校務をつかさどり、所属 TS・MS を統監する。」と規定し、大学を統括・運営にあたる学長の権限と責任が明確に定めている。併せて「学校法人梅光学院法人運営の基本方針」2-2（梅光学院大学の執行体制）【資料 4-1-2】においては、「学長は、梅光学院大学の人材育成目標を達成するため、教育・研究の質の向上を図るうえでリーダーシップを発揮する」、「TS・MS が、教育・研究・社会貢献に関する学長方針、中期計画、経営状況、大学を取り巻く環境変化、高等教育施策などを十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努める」と規定されている。同じく、2-2 において学長補佐体制についても規定しており、現在は、副学長 3 名（教学担当、学生支援・国際交流担当、教育改革担当）及び学長補佐 2 名（教学担当、地域連携・広報担当）、学部長で学長のリーダーシップの強化を図るための補佐制度を整備している。

【資料 4-1-1】「梅光学院組織規程」

【資料 4-1-2】「学校法人梅光学院法人運営の基本方針」2-2

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の教学マネジメントにかかわる協議・決定等については「梅光学院大学運営会議規程」【資料 4-1-3】に基づき、学長より諮問を受けた大学運営会議にて協議し、答申を行うなど使命・目的の達成に機能している。

教学上の意思決定については「梅光学院大学教授会規程」に基づき、学長が教授会を召集し、審議のうえ、集約された意見をふまえて行い、業務を指揮・執行する。【資料 4-1-4】また現場には「梅光学院大学学部会規程」に基づき、学部会を設けている。【資料 4-1-5】これは、学部に所属する専任 TS で構成され、「学部長がつかさどる教育研究に関する事項及び学部長が諮問する事項を審議し、学部長に意見を述べる。」ことができ、この会議において学長方針と現場の意見の調整を行っている。併せて、学長が大学院委員長を兼務することにより、大学院課程においてもリーダーシップを発揮できるようにしている。【資料 4-1-6】

本学の副学長は「梅光学院組織規程」【資料 4-1-1】第 3 条に基づき、「学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う」位置づけにあり、教学担当、学生支援・国際交流担当、教育改革担当と各役割に分かれている。

学長は、必要に応じて副学長及び学長補佐等を置くことができる。なお、副学長は、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う。

「梅光学院大学教授会規程」【資料 4-1-4】第 6 条に基づき、教育研究に関する重要な事項については「学長の求めに応じて意見を述べるものとする」と規定し、周知している。

本学は「梅光学院大学学則」第 54 条に基づき、教授会を置いている。教授会は、「梅光学院大学教授会規程」【資料 4-1-4】により運営されている。教授会の運営は、学長及び学部所属の専任の教授及び准教授をもって組織し、さらに「梅光学院大学教授会規程」第 2 条に基づき専任の講師、特任の TS 及びその他の MS、大学事務局長補佐を加えている。教授会は、毎月 1 回開催し、議事案件を教職協働体制で検討している。

また、「梅光学院大学学則」第 56 条に基づき大学運営会議を置いている。大学運営会議の運営は「梅光学院大学大学運営会議規程」【資料 4-1-3】に基づき運営をしており、学長、副学長、学長補佐、学部長、大学事務局長、大学事務局長補佐等を構成員として、それぞれの立場で業務を把握、執行している。なお、大学運営会議は、毎週 1 回開催し、大学全体の円滑で機動的な業務遂行及び各部署間における情報共有、教授会の議事案件の検討も行っている。以上により、大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われている。

【資料 F-13】梅光学院大学学則第 54 条梅光学院大学学則第 56 条

【資料 4-1-1】梅光学院組織規程

【資料 4-1-3】梅光学院大学大学運営会議規程

【資料 4-1-4】梅光学院大学教授会規程

【資料 4-1-5】梅光学院大学学部会規程

【資料 4-1-6】梅光学院大学大学院研究科委員会規程（第 3 条）

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学は、教学マネジメント遂行に当たり、「梅光学院事務分掌規程」【資料 2-4-1】により事務組織の所掌事務及びその分掌を明確に定めており、教学マネジメントの機能性に備えている。事務局は、法人事務局と大学事務局の二局体制としており、令和 2（2020）年 9 月からは大学事務局内の部署制度（学生部、教務部、キャリア支援部、入試広報部、国際交流部）を廃止することで全ての機能を一体化した「大学事務局」組織として編成しなおし、MS が、本学の使命・目的及び教育目的達成のために円滑に事務をつかさどることができるよう人材を有効に配置して活用する体制を取っている。教学マネジメントの機能強化のため、毎週大学運営会議を開会し、翌朝の朝礼で、法人事務局、大学事務局 MS へ報告を行い、情報の共有化と目標に対する意識の共有を図り、業務に齟齬が起こらないよう努めている。

【資料 2-4-1】「梅光学院事務分掌規程」

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントの機能性の改善向上には、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長3名、学長補佐2名、大学事務局長及び同補佐5名として機能強化を図り、学長の担う重要事項を審議する教授会の適正な牽制機能の確保と、教学マネジメントに関するPDCAサイクルの推進のために、FD・SD研修のさらなる充実を図り、効果的な大学運営を行う改革マインドを持つTS・MSの育成を行っている。また、学長をトップとするTSとMS事務局との教職協働や連携を促進し、意思疎通の向上に努める。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 1. 専任教員の配置の状況

本学は2学部2学科6専攻から構成されており、TS組織は大学設置基準の定めるところにより、各学部・各学科に必要なTSを配置している。また、大学院についても必要なTSを配置している。なお、本学においては大学設置基準上のTS数を確保し、教育の質を担保するため、定期的な人員配置の確認及び採用活動を行っている。

【表4-1】学部、学科の開設授業科目における専兼比率

【表4-2】職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）

#### 2. 教員の採用に関する規定とその運用状況について

TSの採用については、公募（本学HP、JREC-IN等）【資料4-2-1】を基礎として広く人材を募りながら実施しており、担当分野の教育研究業績等を書類審査し、面接及び模擬授業等によって人物及び授業評価を行うことで総合的な判断のもとに採用を決定している。

【資料4-2-2】

【資料4-2-1】公募要領（MS）Webページ募集記載内容（TS）

【資料4-2-2】梅光学院大学教員選考に関する手続

#### 3. 教員の評価・昇任に関する規程の整備および運用状況

TSの評価については「梅光学院大学教員評価制度規程」【資料2-6-2】及び「梅光学院大学教員等級制度規程」【資料4-2-3】に基づき、評価対象教員全員に教育活動シート（ティーチングポートフォリオ）、業績活動シート、行動評価シートを提出させ、学期ごとに学部長による面談、評価対象となる期間の期末に学長、副学長による面談を行い実施している。

【資料2-6-2】梅光学院大学教員評価制度規程

【資料 4-2-3】梅光学院大学教員等級制度規程

「梅光学院大学教員評価制度規程」では、専任 TS に対する評価制度の実施基準及び手続について定め、「教育の内部質保証」の機能強化のための人事施策として、TS 評価制度を位置付け、その運用を通して、組織と TS の連帯性・有機性を高めながら、本学の教育研究活動等の質保証をはかる。さらに、「梅光学院大学教員等級制度規程」では、TS 自らの能力開発と人材育成を促進することを目的に、専任 TS について、職能等級基準を設け、人事考課により、TS を各人の能力に応じた資格等級に決定する格付けをしている。

TS の昇任については、「梅光学院大学昇任規程」【資料 4-2-4】及び「梅光学院大学昇任規程に関する内規」【資料 4-2-5】に基づき、昇任委員会組織のもとに勤続年数、研究業績、教育指導及び大学への貢献度について毎年厳格に審議されている。

【資料 4-2-4】梅光学院大学昇任規程

【資料 4-2-5】梅光学院大学昇任規程に関する内規

**4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

本学においては「大学設置基準」第 25 条の 3 に定める、教育内容、教育の質保証等の改善のための組織的な研修等について、高等教育開発研究所の主導のもと全 TS を対象に定期的な FD 研修会を実施している。（【表】令和 2（2020）年度 FD 研修会の実施状況）加えて、新任 TS を対象として毎年 4 月及び 5 月に新任 TS 研修を開催している。【資料 4-2-6】また、令和 2（2020）年度のコロナ禍による即時双方向型のオンライン授業推進にともない、専任 TS はもとより、非常勤 TS に対してもオンライン・リモート授業実施のための研修会等を開催している。【資料 3-2-2】

また、授業改善に向けた学生の意見の反映システムとして、各学期末に学生による授業評価アンケートを実施している。授業評価の集計結果は、各 TS が教務システムから確認を行うことができ、各学期末に各 TS が振り返りを行うことにより授業の改善を促進させている。

## 令和 2 (2020) 年度 FD 研修会の実施状況

回数	実施日	時間	内容	担当者
1	2020年4月9日(木)	13:00~15:00	オンライン授業実施について	学長補佐
2	4月10日(金)	13:00~15:00	オンライン授業実施について	学長補佐
3	4月22日(水)	10:00~15:00	オンライン授業実施について	学長補佐
4	4月23日(木)	10:00~15:00	オンライン授業実施について	学長補佐
5	6月4日(木)	17:30~18:30	対面授業開始後の対応について	学長補佐
6	8月6日(木)	16:30~17:30	業績プロの取扱いについて	(株)エデュース
7	8月27日(木)	10:00~12:00	オンライン授業の振り返りについて	TS
8	10月1日(木)	16:30~17:00	梅光学院の財政状況について	財務部長
9	10月29日(木)	16:30~17:00	データサイエンス・AIと社会のつながり	九州共立大学 TS
10	11月5日(木)	16:20~16:40	研究倫理について	総務部 MS
11	11月5日(木)	17:10~18:40	BAIKO VISION について	副学長
12	2021年3月18日(木)	10:00~12:00	Microsoft Teams および教務システムについて	Microsoft オンライン研修
13	3月18日(木)	13:00~15:00	企業連携型 PBL (梅光プロジェクト) について	学長補佐
14	3月25日(木)	13:00~17:00	スチューデント EQ について	大学生協

【資料 3-2-2】2020 年度 FD 研修会資料より 遠隔授業 FD・対面授業開始後のオンライン授業について FD 資料

【資料 4-2-6】新任教員研修資料

### (3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 2 (2020) 年のコロナ禍の影響を深刻に受け止め、オンライン授業の手法の修得やアクティブ・ラーニングを主体とした新しいコンセプトの教育手法などに注視し、今後の FD 研修会の方法や内容について必要な改善に努める。

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

#### (2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 4-3-① SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学院では「梅光学院研修規程」【資料 4-3-1】定め、定期的に新任の TS・MS を対象とした長崎研修会を実施している。【資料 4-3-2】これは、建学の経緯、学院の歴史、建学の精神や本学院が大切にしてきた教育理念を共有する場、機会として重要な役割を担ってい

る。また、大学事務局の全体朝会を研修として、毎朝行っており、業務上の連絡にとどまらず、大学の仕組み教育行政の動き、本学の重要政策について等の理解と共有を促進している。【資料 4-3-3】

外部研修としては、大学マネジメント人材の育成及び大学マネジメントに関する調査研究・提言等を行う「大学マネジメント研究会」、私立大学の充実及び強化を推進する「日本私立大学協会」、キリスト教学校教育の充実発展及び我が国の教育への貢献を目指す「キリスト教学校教育同盟」をはじめとする各種研修会に定期的かつ積極的に MS を派遣している。

また、「梅光学院教職員奨学金規程」【資料 4-3-4】を定めて、TS・MS の業務知識・技術の修得に対して奨学金貸与による援助を実施している。これは、研修の受講費に要する費用の範囲内で無利息にて貸与されるものであり、その後 3 年間継続して本学院に勤務していた場合には返済義務が免除されるという仕組みになっている。

さらに学院、全 MS を対象とした全体朝礼を週に一度実施しており、SD の一環として、MS が司会及び日頃の業務で考えたことや学んだことなどを発表する機会を設けている。この取組みは、MS の資質・能力の向上に役立つとともに、担当業務の内容や課題等を TS・MS 間で共有化する目的もあり、理解と協働する上で有効と考えられている。【資料 4-3-3】

【表】令和 2（2020）年度学院全体朝礼一覧表

回数	実施日	テーマ	担当部署
1	4月8日	2020年度入試を終えて	入試広報部
2	4月13日	学院のシステム・ネットワークについて	総務部
3	5月20日	学修について	教務部
4	5月27日	広報の仕事	入試広報部
5	6月3日	タッチオンタイムの申請について(休日出勤の場合)	総務部
6	6月10日	異動後の経営企画部でのこと	経営企画部
7	6月17日	コロナ禍における就職活動の現状と今後の予想	キャリア支援部
8	6月24日	本学の奨学生が何人か知っていますか?	学生部
9	7月8日	国際交流部の業務について	国際交流部
10	7月15日	2020年度学生健康診断:コロナウイルス感染症対策について	総務部保健室
11	7月22日	障がい学生の就職状況について	学生部
12	8月19日	私立大学等改革総合支援事業について	総務部
13	8月26日	2020年度前期の学費納入の現状について	財務部
14	9月9日	組織改編(担当業務の入替え)に思うこと	総務部
15	9月16日	衛生委員会について	総務部
16	9月23日	VDT 症候群と予防対策について	総務部保健室
17	9月30日	営業(高校訪問について)	大学事務局
18	10月14日	2020年10月現在 本学の就職状況と今後の取組み	大学事務局
19	10月21日	私の業務内容	大学事務局
20	10月28日	事務室の仕事	中高事務室
21	11月11日	2020年度中高オープンスクールについて	中高事務室

梅光学院大学

22	11月18日	大学保健室の業務について	総務部保健室
23	11月25日	学生・教職員との協働とコーディネートの関係	大学事務局
24	12月9日	Wake-Up 全員留学について	中高事務室
25	12月16日	子ども学部幼児保育専攻の実習について	大学事務局
26	12月23日	労災保険について	総務部
27	1月13日	「ペーパーレス」と「コニカミノルタ複合機」について	総務部
28	1月20日	2020年10月～12月の学生保健室利用状況について	大学事務局
29	1月27日	ジョブカン経費精算システム導入について	財務部
30	2月10日	梅光学院 BCP 策定への挑戦	総務部
31	2月17日	私学事業団からのお知らせについて	財務部
32	2月24日	面接対策講座を振り返って	大学事務局
33	3月10日	介護等体験について	大学事務局
34	3月17日	業務効率化 Excel の活用と作成ファイルの紹介	大学事務局
35	3月24日	2021年度大学機関別認証評価の受審について	経営企画部
36	3月31日	規程・「じょうれいくん」について	総務部

【表】令和2(2020)年度SD研修会一覧

	実施日	時間	内容	担当
1	7月29日(水)	16:00～17:00	新任者対象人事評価説明会	副学長、総務部長
2	9月9日(水)10日(木)	1時間ずつ計9回 に分けて分散実施	AED研修会	総務部MS(保健師)、保健室MS
3	11月2日(月)	9:30～11:00	「BAIKO VISION」の振り返り及び 全国学生調査の結果から考える 梅光学院大学の今後やるべきこと について	副学長
4	11月9日(月)	9:30～12:00	梅光学院大学の未来像について	副学長
5	11月18日(水)	11:00～15:00	BAIKO VISION FOR 2025 について	副学長
6	3月25日(木)	13:00～17:00	スチューデントEQについて	学長補佐、大学事務局長補佐、 大学生協

【資料4-3-1】梅光学院研修規程

【資料4-3-2】長崎研修報告2018年(2019年延期・2020年中止)

【資料4-3-3】2020年度学院全体朝礼職員発表内容資料

【資料4-3-4】梅光学院教職員奨学金規程

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

年間を通じた FD・SD 研修会の企画立案、学内への周知徹底を図り、TS・MS の積極的な参加を促す。今後の大学運営を考えると、事務局の機能性や MS の働き方が非常に重要になってくるため、学内の SD 研修会の充実はもとより外部団体が実施する研修会への積極的派遣にも努めていく。FD・SD をさらに TS・MS 主導のものとし、大学教育を支える業務のオーナーシップ意識向上に努める。そのために、TS・MS 自身が FD・SD の企画から運営、さらに相互にフィードバックできる体制を整えると共に、教職協働を一層推進するために TS・MS 同士の共同研修を行っていくものとする。

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、高等教育における教授法や教育課程、教育評価等に関する調査・研究を行うことにより、本学の教育の一層の充実・発展に寄与することを目的に、高等教育開発研究所を設置し研究環境の整備と適切な運営・管理に努めている。現在は理事長を所長に、教学担当副学長を担当者としている。【資料 4-4-1】

【資料 4-4-1】梅光学院大学高等教育開発研究所運営規程

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、専任 TS が研究計画の遂行又は研究成果の発表に必要な経費に充てることを目的として支給される個人研究費に関する「梅光学院大学個人研究費規程」【資料 4-4-2】、広く社会の要請に応える学術的、学際的研究を奨励するための研究費の助成に関する「梅光学院大学公的研究費補助金取扱規程」【資料 4-4-3】、及びこれに基づく「梅光学院大学補助金等不正防止対策要綱」【資料 4-4-4】により、不正防止対策の基本方針を定めている。また、年に 1 回、FD 研修会として全 TS が研究倫理について学ぶ機会を設けており、研究倫理の確立に努めている。【資料 4-4-3】

【資料 4-4-2】梅光学院大学個人研究費規程

【資料 4-4-3】梅光学院大学公的研究費補助金取扱規程

【資料 4-4-4】梅光学院大学補助金等不正防止対策要綱

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

TS に対しては、年間 20 万円を上限に個人研究費を支給している。また、個人研究費以外に、広く社会の要請に応える学術的、学際的研究を奨励するために「梅光学院学術研究費助成」【資料 4-4-5】を設けるとともに、TS 等が本学の教育の質的向上を目的とする教

育方法の工夫改善を中心とした教育活動など、教育改革活動を行うための「梅光学院大学教育改革推進奨励金」【資料 4-4-6】を設け、研究や活動の支援を行っている。

この二つの助成を受けるためには、研究内容や予算概要等を記載した申請書を提出のうえ、それぞれ規程に則り選考委員会を設けて助成の決定を行っている。また、当該年度内に報告書を提出のうえ、研究や活動内容については今後の研究に資するために紀要・論集等に掲載することを義務付けている。さらに、本学院の学術・教育の振興と向上を目指し、また本学専任 TS の研究発表を促進するために、学術図書出版に関する経費を助成する「梅光学院学術図書出版に関する助成」制度を設けている。【資料 4-4-7】 【資料 4-4-8】

【資料 4-4-5】梅光学院学術研究費助成規程

【資料 4-4-6】梅光学院大学教育改革推進奨励金規程

【資料 4-4-7】梅光学院学術図書出版に関する助成規程

【資料 4-4-8】学術リポジトリ公開資料

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

全 TS に対する個人研究費については、令和 2（2020）年度には 93%が執行され、その研究結果は学内の紀要や論集等に掲載されている。令和 2（2020）年度「梅光学院学術研究費助成」及び「梅光学院大学教育改革推進奨励金」を受けた個人（グループ）は計 2 件で年度内に予算執行書とともに報告書が提出され、学内の紀要・論集等に研究成果を発表済みである。以上のように、学内の助成制度については十分に活用されていると言えるが、今後、科研費はもとより、特色ある教育方法や実際の活動の取組みに対して助成する企業助成金など、教育研究のための外部資金の獲得についての支援に力を入れていく。

### 【基準 4 の自己評価】

本学では、3 名の副学長と 2 名の学長補佐により学長のリーダーシップの強化を図るための補佐体制を整備している。教学上の意思決定については、「大学運営会議規程」第 2 条の(8)「その他本学の教学に関する重要な事項」に基づき、学長が大学運営会議を招集、審議し、さらには「梅光学院大学教授会規程」に基づき、学長が教授会を招集し、審議のうえ、集約された意見を踏まえ、業務を指揮・執行している。

TS の配置については、大学設置基準上の TS 数を確保し、教育の質を担保するため定期的な人員配置の確認及び採用活動を行っている。採用については、学院の求める人材像に合致する TS を得るべく、書類審査、面接、模擬授業など実施により総合的な判断のもとに採用を決定している。TS の評価や昇任については、「梅光学院大学教員評価制度規程」及び「梅光学院大学教員等級制度規程」、「梅光学院大学昇任規程」及び「梅光学院大学昇任規程に関する内規」に基づき実施している。

職能開発に関しては、TS 研修については、新任 TS 研修や定期的な FD 研修会を実施している。SD 研修については、大学事務局の全体朝礼での研修や、毎週 1 回法人全ての MS を対象とした全体朝礼で、MS が司会し、日頃の業務について考え学んだことなど発表する機会を設け SD 研修会の一環としている。

研究支援については、「梅光学院大学個人研究費規程」により、TS に対して個人研究費を支給し、個人研究費以外に「梅光学院学術研究費助成」や「梅光学院大学教育改革推進

奨励金」を設け研究活動の支援を行っている。不正防止対策の基本方針は、「梅光学院大学  
公的研究費補助金取扱規程」に基づく「梅光学院大学補助金等不正防止対策要綱」に定め、  
適正に行われている。以上のことから、基準4を満たしている。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### **(1) 5-1 の自己判定**

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### **(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

学院は「学校法人梅光学院寄附行為」【資料 F-1】に基づき経営し、大学は学則などの各種規程により学内の管理運営体制を整備して適切に運営されている。学院の経営方針は、学院経営の代表者たる理事長と学院長が諮問をしたことについて答申する常任理事会【資料 5-1-1】によって議論され、最終的には、外部有識者（地域の行政、金融、企業経営経験者）等で構成される評議員会の意見を参考とし、理事会で決定している。監事に大学運営に適切な経験と知識を持つ監事を配置し、学院経営に規律と誠実さが担保されるよう専門的な知識と経験に裏付けられた監査を実施している。【資料 5-1-2】【資料 F-10】

【資料 5-1-1】梅光学院常任理事会規程

【資料 5-1-2】梅光学院監事監査規則

【資料 F-10】学校法人梅光学院監事名簿

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

学院の使命と目的は、学校法人梅光学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 3 条に「この法人は、キリスト教の信仰に基づく人格教育を基盤とし、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を養成することを目的とする。」とあるように、キリスト教信仰に基づく人格教育をその柱としている。さらに、この精神は、寄附行為第 41 条に「この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、第 3 条は、キリスト教の精神により教育を施す趣旨を変更してはならない。（以下略）」とあるように、学院の存在がある限り、存続・継承されていくものとして規定されている。こうした本学における、その教育の使命と目的は、日々本学で行われている学院礼拝によって、学生、TS・MS や一般の来校者に伝えられている【資料 5-1-4】。本学院と本学が創設されて以来、行われてきた礼拝に、この学校法人が目指してきた教育の使命と目的への継続的な実現意志が具現化されている。

【資料 5-1-3】2020 年度学院礼拝出席者数

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

環境保全に関しては、毎月第 1 水曜日の朝礼の時間を環境整備の時間として、大学周辺のゴミ拾い等地域清掃を実施している。また、冷暖房におけるエコ対策を実施し、地域の

環境に配慮した勤務のあり方を考えてきた。【資料 5-1-4】さらに、大学の教育プログラムの中でも教養科目「自然と環境」「自然参入実習Ⅰ」【資料 5-1-5】などで環境に対する意識を醸成してきた。

一方、人権や安全に対する配慮では、必要な規程を設け、適切に実施している。ハラスメントの防止対策として、「学生相談室・保健室」が学生と TS・MS の相談に対応し、ハラスメント防止対策委員会や「梅光学院大学セクシュアル・ハラスメントの防止と対策に関する規則」等を設けている。学院全体のハラスメント規定については令和 3（2021）年度中には整備することとなっている。【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】さらに、育児休業や介護休業などが整備され、安心して働くことができる環境を実現している。【資料 5-1-8】安全については、地震災害への対応として、本学内の昭和 56(1981)年以前に建築された建物の耐震改修工事はすべて完了し、新耐震基準に適合している。また、学校保健安全法や消防法等の法令を遵守するとともに、消防設備、電気設備、AED の点検及び TS・MS 対象の講習会を定期的実施している。【資料 5-1-9】

学生に対しては、新学期オリエンテーション時に、下関市警察署より講師を招き交通安全・防犯講習会を実施してきた。毎年 11 月 5 日津波の防災の日には、全学で授業の時間の一部を使い、防災に関する意識付け、訓練を行っている。【資料 5-1-10】

なお、個人情報の保護については「梅光学院個人情報の保護に関する規程」【資料 5-1-11】「梅光学院個人情報の安全管理措置に関する規則」【資料 5-1-12】を定め、個人情報を適切に保護している。

【資料 5-1-4】冷暖房におけるエコ対策に関する告知資料・梅光学院大学服装規定

【資料 5-1-5】「自然と環境」「自然参入実習Ⅰ」「自然参入実習Ⅱ」シラバス

【資料 5-1-6】2021 年度委員会等一覧（ハラスメント防止対策委員会）

【資料 5-1-7】梅光学院大学セクシュアル・ハラスメントの防止と対策に関する規則

【資料 5-1-8】梅光学院育児介護休業規程

【資料 5-1-9】2020 年度 AED 研修 救急対応研修報告書・資料

【資料 5-1-10】防災の日に関する資料

【資料 5-1-11】梅光学院個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-12】梅光学院個人情報の安全管理措置に関する規則

### **(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）**

本学院は、経営の規律について諸規程の整備を図るとともに、それに基づき誠実に運営している。経営や教育の使命、目的の継続的な実現努力として、現在「学院報 HIKARI」を定期発行している。これにより、本学院の経営や教育の使命、目的が学院内外の人々にさらに明確に伝わることを企図している。

今後も引き続き諸規則の法令遵守を維持することはもとより、環境保全、人権や安全への配慮という点では、その時々によってその意味や必要性の度合いが変わる。時代の要請にいち早く対応するために、大学運営会議等でこのことにつき定期的に確認し、必要に応じて諸規程を改め実施していく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人全体の管理運営については、理事会を中心とした体制を整備し、適切に実施している。理事会は、法令及び寄附行為により、学校法人業務の意思決定機関であり、業務執行機関となっている。理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。さらに学院長もこの法人を代表して、この法人の業務を掌理する。寄附行為第 11 条【資料 F-1】また、理事、監事、評議員の選任も寄附行為に基づいて適切に行われている。理事会は、寄附行為により会議を開催し、決算、予算の他、大学学則等の改正、諸規程の制定・改廃、専任 TS・MS の採用・人事、理事・評議員の選任、経営改善改革について審議等を行う。令和 2 (2020) 年度は 5 回開催した。理事会の開催は、寄附行為の規程に基づき理事長が招集し、原則開催日の 1 ヶ月程前に書面にて、日時、場所、議案を明示して通知している。また、理事はもとより監事も含め全員出席できるよう、予め日程調整を行ったうえで、決定している。理事の出席状況は良好であるが、止むを得ない事情により出席できない場合は、理事会の付議事項について議案ごとに賛否を記した委任状の提出をもって出席と認めている。【資料 5-2-1】 また、理事会の円滑な運営を図るため、理事会を補佐する体制として日常的に協議を行う常任理事会（原則隔週開催）を置き、法人の日常業務の他、理事会から付託された事項を審議、決定し、決定事項については理事会に報告し、承認決定を受けている。

【資料 5-1-1】

【資料 F-1】 寄附行為第 11 条 梅光学院大学大学運営会議規程

【資料 5-1-1】 梅光学院常任理事会規程

【資料 5-2-1】 令和 2 (2020) 年度提出委任状（直近の書面議決書 1 名分）

#### (3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会には、法と時代の要請に従って外部理事を置いているが、本学の状況について一層の理解を進めるために現在も行っている「政策レビュー」など理事及び評議員の研修の機会をさらに増やしていきたい。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

#### (2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

主に学内理事をもって構成する常任理事会は、法人の日常業務の他、理事会から付託された事項を審議、決定し、決定事項については理事会に報告し、承認決定を受けている。理事会と大学の情報の共有化、連携を図るため、大学運営会議を設置、定期的を開催し（原則毎週1回）、理事会から付託された事項及び、大学運営に関する重要な事項等について協議し、理事会に報告を行っている。また、理事会の決定事項は大学運営会議で報告し、教授会、MSの朝礼等を通じて、学内に周知している。このように、理事長の意思は、理事会、評議員会、常任理事会を通じて適切に反映され、大学運営会議、教授会、朝礼等の場を通じて、TS・MSに周知し、リーダーシップを発揮できる内部統制環境が整えられている。

【資料 4-1-1】

【資料 4-1-1】梅光学院組織規程(第2条)

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人と大学の管理運営機関の相互チェックの体制として、理事会、常任理事会、監事、評議員会が機能している。更に、意思疎通と連携を保つために大学運営会議を置き、相互のチェックの機能を果たしている。大学の運営機関である、教授会、大学運営会議では、法人・大学事務局長、大学事務局長補佐等管理職が出席して意見を述べ、相互チェックとともに連携が図られている。監事については、寄附行為第7条に基づきこの法人の理事、MS以外の者であって理事会によって選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任した二名が就任している。監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに学校法人の業務（教学関係事項を含む）、財産の状況について意見を述べる。（寄附行為第13条監事の職務）監事の出席については、理事会の開催日程決定において十分配慮し、出席を得ている。監事のうち1名が必ず常任理事会に出席することになっている。監査の内容は、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎年、監査報告書を作成し、当該年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。【資料 F-11】

評議員会は、寄附行為第18条で運営され、諮問事項は第20条により理事会決定の前にあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととされている。評議員の選任については第22条により実施され、出席状況も9割以上を超え、適切に運営されている。【資料 F-11】評議員には、学外の学識経験者や実務経験者等が選任されていることから、相互のチェックによる管理・運営がなされている。

【資料 F-11】監査報告書

【資料 5-3-1】2020年度 理事会役員出席状況一覧

### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では、寄附行為、常任理事会規程、大学運営会議規程等各種規程により適切な運営がなされているが、理事会機能の更なる強化を図るために、理事、監事の情報共有、意思疎通を一層図るとともに、社会情勢の変化に迅速に対応し、適切な大学運営を行うため、理事として、産業界等の経験豊富な人材の登用、管理部門、教学部門における情報の共有、コミュニケーション等を図る努力を引き続き行い学校法人のガバナンス機能強化に取り組んでいく。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

#### (2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学院は、幼稚園、中学校、高等学校、大学、大学院を擁し、その財務運営は法人全体で行っている。中長期計画では、法人・各学校種の間組むべき事項を明確化するとともに実行の裏付けとなる財務の見通しを明示し、9月の理事会では、理事長による次年度の予算編成方針案を審議事項としている。【資料 5-4-1】したがって、課題がある場合、本来的には大学の財務計画だけでは、それは解決しない。ただし、大学の事業活動収入は法人全体の事業活動収入の 8 割強となっており、非常に大きなウェイトを占めていることは事実であり、大学の財務の健全化を本学院全体の財務運営の中で重要な課題として捉えている。【資料 5-4-2】また、経費の大半を占める人件費比率の縮減に注力しており、50%未満となるよう基準教員数超過人員を極力削減し、人事評価による給与水準の訂正も実施している。教育研究経費は 30%超となるよう計画的に投資し、特に ICT 関係には注力してきた。予算統制を厳格に実施するため予算編成方針に沿い予算ヒアリングを実施した上で予算査定をおこなっている。平成 27(2015)年度に平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度の中長期計画を策定し重要度、緊急度に応じてスピード感をもって運営に当たってきた。また、遊休資産の処分も積極的に行っている。【資料 5-4-3】

こうしたことを踏まえ、本学の中長期計画では、生徒・学生の確保、適切な人事配置、経費支出の見直しなど、財政状況改善に向けた分析を行い、努力を続けている。

【資料 5-4-1】 2021 年度理事長の予算編成方針

【資料 5-4-2】 財務比率の推移（2013 年度から 2019 年度まで）

【資料 5-4-3】 遊休資産の処分に関する資料

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

高等教育機関として教育研究活動を継続的に発展させるためには、経営が安定し財務状況が健全であることが必要である。法人の財務基盤は、5-4-①で記した通り確立している。

中長期計画を策定し重要度、緊急度に応じてスピード感をもって運営に当たり、予算編成方針に沿って、予算ヒアリングの上予算査定するなど予算統制を厳格に実施している。学院の経常収支差額をプラスにすることを目標とし、そのためには、学生の定員数確保、人件費比率を50%以下に抑えることなどに努めている。収益動向においては、中学・高等学校の定員未充足による収益減があるものの、大学における、過去の（平成28(2016)年度の子ども学部子ども未来学科で80人から100人へ、平成31(2019)年度の文学部人文学科で190人から210人へ）入学定員増の認可による定員数増加及びこれに伴う入学者数の増加により収入と支出のバランスは保たれている。【資料5-4-4】

また、外部資金の導入の努力としては、私立大学経常費補助金及び私立大学等研究推進費補助金（国庫補助金）、私立学校施設整備費補助金、科学研究費助成金など、補助金の申請に積極的に取り組んでいる。

表 補助金獲得推移(百万円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常費等補助金 (百万円)	全体	358	398	347	300	319
	大学	198	237	200	187	210
施設設備補助金 (百万円)	全体	16	8	214	20	40
	大学	10	0	214	20	10
科学研究費助成金 (件数)	大学	1	1	1	2	2

【表5-2】事業活動収支計算書関係比率（法人全体）

【表5-3】事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

【表5-4】貸借対照表関係比率（法人全体）

【表5-5】金融資産の運用状況（過去5年間）

【資料F-11】決算等の計算書類（過去5年間）

【資料5-4-4】令和3年度収支予算書

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5の自己判定

「基準項目5-5を満たしている。」

#### (2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本学院では、会計処理に係る主な機関・組織として理事会、評議員会、法人事務局、大学事務局がある。予算の作成にあたっては、中長期計画、理事長の予算編成方針や前年度の収支実績をもとに各部署から提出された予算申請書に基づき、財務部で取りまとめている。

る。作成した当初予算案は、毎年3月開催の理事会で審議し、評議員会に提出して評議員の意見を聞いた後、理事会の議決を受けている。予算の執行において、支出については、予算執行部署の担当者が、調達決裁願（物品購入決裁願、営繕工事決裁願）、出張伺書（旅費計算書）等の諸決裁願書を作成し、これに見積書等の関係書類を添付して財務部に提出し、金額に応じて、（10万円から100万円までは）財務部長、（100万円以上は、）学院長の決裁を受けて行っている。2020年6月からは、クラウドによる稟議システムを導入し、より迅速な決裁が可能となっている。諸決裁願の回議は、予算執行部署の長、総務部長、財務部長、法人事務局長、学院長の順に行い、決裁後、財務部から予算執行部署の担当者に決裁済の通知を行う。支払は、財務部で、請求書と決裁済の諸決裁願書および添付書類を照らし合わせ、適正であることを確認して、起票責任者（起票者）が会計伝票を作成し、査印して決裁する。原則として毎月10日を請求書の締切日とし、15日から月末までを支払日として財務部で支払処理を行う。予算の執行に際しては、原則として、転用、増額および追加は認めていない。ただし、予備費を常任理事会で計上しているため、常任理事会の承認を受けた後、稟議書としての決裁願を財務部に提出し、学院長の決裁を受けて、予備費の範囲内での充当が可能である。予備費で対応できないものがあるときは、補正予算を編成し、11月または3月に開催される理事会で審議し評議員会の意見を聞き、理事会で議決を受け、これを執行している。【資料5-5-1】 【資料5-5-2】 資産運用についても、資産運用規程に則り運用に努め、運用状況は理事会に報告している。【資料5-5-3】 【資料5-5-4】

決算については、会計年度終了後、2か月以内に財産目録、決算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表および付属明細表）を作成し、会計監査法人および監事の監査を受けて、5月の理事会および評議員会に事業報告書と財産目録および決算書類を提出し、承認を得ている。また、これらの事業報告書と財産目録および決算書類を私立学校法第47条第2項の規定による閲覧に供するとともに、これらの書類に基づいて財務情報公開資料を作成し、Webサイトに掲載して公開している。

【資料5-5-1】 梅光学院経理規程

【資料5-5-2】 梅光学院経理規程取扱要領

【資料5-5-3】 学校法人梅光学院資産運用規程・学校法人梅光学院資産運用内規

【資料5-5-4】 梅光学院資産運用状況（資産運用について）

## 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学院では、監査法人による会計監査と監事による監査を行っている。私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき、会計監査は、監査法人と契約し、2020年度実績で監査実施日数54日、うち本学院に出向いての監査延べ日数45日となっており、理事会の議事録や取引証憑、会計帳簿、月次決算書類および年度末決算書類などを対象に監査が行われている。また、監査手続きの一つであるコミュニケーションが本学院の監事及び理事長を対象に行われている。【資料5-5-5】 【資料5-5-6】 私立学校法第37条第3項の規定に基づく監事による監査は、1名が私立学校教育関係者（他学校法人理事長）、他の1名が税理士（事務所所長）である非常勤の監事2名により、本学院の業務及び財産の状況の監査を行っており、年度末決算に対しては監査報告書を作成し、理事会および評議員会に提出

している。

【資料 F-11】 監事監査報告書

【資料 5-5-5】 監査契約書

【資料 5-5-6】 監査実施報告書

### **(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）**

会計処理の適正な実施および会計監査の体制整備と厳正な実施については、今後も、監査法人による会計監査と監事による監査による検証をはじめ、月次決算等を通じて理事長および学院長による検証を適切に行い、監査法人や監事より指摘があった際は、是正する。また、会計事務に携わる教職員に対して、内部統制の意義やコンプライアンス意識の向上等について周知徹底していく。学校法人としてのアカウンタビリティを果たすため、法定された閲覧に供すべき事項のみならず会計処理の透明性に寄与する事項を選別して、積極的に公開することができるよう、公開に当たっては、多くの図やグラフを活用する等、より分かりやすい内容となるよう創意工夫し、改善を図る。

### **【基準 5 の自己評価】**

私立学校は、その特性から自主性が重んじられ、公共性を高めることが求められていることから、社会、経済情勢の変化等への対応力を養い、様々な諸課題に対して自主的かつ機動的に対処できる体制を築くことが求められている。本学においては、学校教育法、私立学校法等関係法令を遵守し、寄附行為、学院諸規程等を整備し、組織体制を構築し、適切に行われている。

管理運営については、本学の使命目的の実現に向けて、寄附行為に沿い理事会の適正な機能が図られるとともに、理事長及び学院長のリーダーシップの下で迅速な意思決定が行われ適切な業務執行が行われている。さらに、大学運営会議等を通し、教員と職員のコミュニケーションや情報共有も図られ、教育情報や財務情報の情報公開も適切になされ、全体として業務執行の体制は適切に維持されている。

また、財務については、中長期計画、理事長の予算編成方針に基づき、財政基盤の強化を重要課題として全学で共有し、大学の入学定員確保による収入の確保、支出の抑制に努めている。会計では、学校法人会計基準、経理規程等諸規定を遵守し、適切な会計処理を実施し、監査法人と監事による監査も厳正に実施されている。以上により、基準 5 経営・管理と財務について基準を満たしている。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学における内部質保証のための組織機能は大学運営会議・理事会・評議員会にあり、その責任体制として学院全体では理事長・学院長、大学では学長のリーダーシップに基づき、各諮問会議の定例会・協議・検討をもって運用している。

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の質保証に関する全学的な方針としては、令和 2(2020)年 1 月の理事会審議事項・第 1 号議案「法人運営の基本方針の策定に関する件」の協議【資料 6-1-1】にて従前の方針をまとめたが、それを明確化した「学校法人梅光学院法人運営の基本方針」【資料 1-2-3】（第 2 章 梅光学院の公共性）については、大学 Web サイトを通じて内外に対して明示している。また、内部質保証を担保・実行する取組みとしてこの方針を具現化しているものが中長期計画書「BAIKO VISION」の策定であり、これについても大学 Web サイトと共に印刷・製本を行い、内外に対して明示している。なお、本学における質保証に関する学則・規程は次の通りである。

##### ・学校法人梅光学院監事監査規則【資料 5-1-2】

第 1 条である学校法人梅光学院（以下「学院」という）の監事による監査が適正かつ有効に行われ、学院の教育研究機能の向上と財政の基盤確立等に寄与することを目的とする。

##### ・梅光学院大学大学運営会議規程 第 2 条【資料 4-1-3】

大学運営会議は次に掲げる事項について、学長より諮問を受けた場合、これを協議し、答申する。

##### ・梅光学院大学教員評価制度規程 第 1 条 目的【資料 2-6-2】

2-(1) 本学は、大学の認証評価項目である“教育の内部質保証”の機能強化のための人事施策として TS 評価制度を位置付け、制度運用を通して組織と TS の連携を高めながら、本学の教育研究活動等の質保証を図る。

##### ・梅光学院大学授業等評価実施内規 第 1 条【資料 3-3-2】

この内規は、梅光学院 大学教員評価制度規程第 1 条の規定に基づき、各教員の教育活動等の状況についての点検評価活動の一環として実施する授業等評価の実施と運営について必要な事項を定めるものとする。

・梅光学院大学教育改革推進奨励金規程 第2条【資料4-4-6】

教育改革奨励金は、TS等が本学の教育の質的向上のための改革を目的とする教育方法の工夫改善を中心とした教育活動を行うこと（以下「教育改革活動」という）に対して交付するものとする。ただし、学外の個人又は団体との連携により行われるものは、原則として対象としない。

内部質保証のための恒常的な組織体制として、理事会、常任理事会、大学運営会議、法人事務局の中長期計画推進本部会議、経営企画部、大学事務局等を恒常的に設置している。そして、その組織体制において、内部質保証を担保・実行する取組みである「BAIKO VISION」に対するPDCAサイクルを確立しており、質保証に向けた運営をおこなっている。

また、この組織体制を機能させる為のMSの配置については、業務内容および業務量の変化に応じて、MS一人一人のキャリアや能力が活かされるように、適切に人員および人数を配置している。

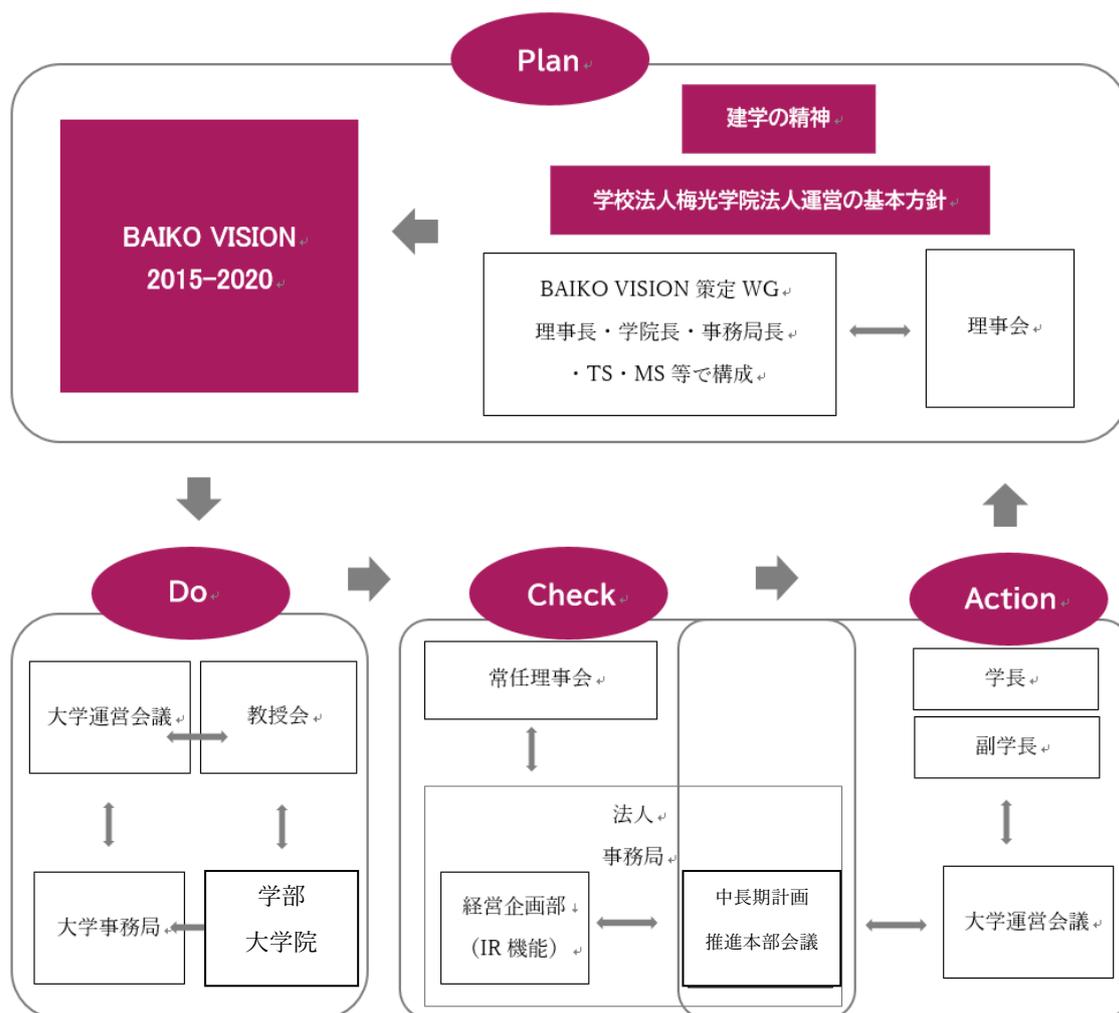
このように、学院の組織については「梅光学院組織規程」【資料4-1-1】、事務組織および分担業務については「梅光学院事務分掌規程」【資料2-4-1】に定め、適切な運用を行っている。なお、学院および大学の使命、目的の一層の実現のために令和2(2020)年9月より各部署を統合させ、事務局長1名と事務局長補佐5名を配置する新体制の「大学事務局」を設置した。大学運営会議は従来と同様にTS・MS一体の教職協働で運営されている。これにより各業務に応じた適切な課題の検討および遂行がなされる体制となっている。

また、大学院においては「梅光学院大学大学院学則」【資料F-3】に則り、「梅光学院大学大学院研究科委員会」を設置し、「大学院研究科委員会規程」【資料4-1-6】に基づき運用している。大学院の学務については大学院研究科委員長(大学学長)が管掌し、研究科の教学事項については必要に応じて開催し、「大学運営会議」で協議・共有し、教授会で報告している。

なお、平成23(2011)年度まで毎年度、各セクションで独自の自己点検(業務総括)を実施し、報告書を作成してきた自己点検・評価委員会組織は、大学改革の一環として平成24(2012)年度より学長主導による担当責任者制に改められ、平成27(2015)年度より

「BAIKO VISION」策定に伴い、自己点検・評価については現行の「内部質保証のための恒常的な組織体制図」のように移行、実施している。

内部質保証のための恒常的な組織体制図



内部質保証のための責任体制は基準 5-2、5-3 にあるように、毎週開催する大学運営会議ならびに毎月開催の教授会にあり、学院全体の責任体制には常任理事会(隔週開催)ならびに理事会評議員会(年 4 回開催)にあり整備している。令和 3(2021)年度現在、学院長・学長は同一者であり、学長ガバナンスに基づき、副学長 3 名、学長補佐 2 名よる補助体制も整備し、学長のリーダーシップの下、質保証の強化促進を明確にしている。【資料 6-1-2】

【資料 6-1-1】 理事会議事録・第 1 号議事案「法人運営の基本方針の策定に関する件」  
(令和 2(2020)年 1 月 15 日)

【資料 1-2-3】 「学校法人梅光学院法人運営の基本方針」 (第 2 章梅光学院の公共性)

【資料 1-2-5】 BAIKO VISION for 2020 中長期計画書

【資料 5-1-2】 学校法人梅光学院監事監査規則

【資料 4-1-3】 梅光学院大学大学運営会議規程(第 2 条)

【資料 2-6-2】 梅光学院大学教員評価制度規程(第 1 条)

【資料 3-3-2】 梅光学院大学授業等評価実施内規

【資料 4-4-6】 梅光学院大学教育改革推進奨励金規程

【資料 4-1-1】 梅光学院組織規程

- 【資料 2-4-1】 梅光学院事務分掌規程
- 【資料 4-1-6】 梅光学院大学大学院研究科委員会規程
- 【資料 6-1-2】 令和 3(2021)年度学院責任者一覧表
- 【資料 6-1-3】 梅光学院職員等級制度規程 第 1 条
- 【資料 F-3】 梅光学院大学大学院学則

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では内部質保証の改善・向上方策として、令和 2(2020)年 9 月より「大学事務局」を一つに統合した。これにより、大学 MS の育成・能力向上を図ると共に、大学事務機能の一元化により機動性向上等を進めている。更に、その主要構成員（大学事務局長 1 名(TS)と大学事務局長補佐 5 名(MS)と TS 役職者による「大学運営会議」を毎週開催し、TS・MS 一体で協議・運営する組織として質保証にかかわる事項等を検討、協議を行っている。更に IR 機能の強化や各種データの整備統合を進めていく。

大学院については志願者の減少や在籍者状況及び社会のニーズや社会状況により、文学研究科の各専攻の継続やその内容について検討していく。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自主的・自律的な自己点検・評価として特に注力している取組みは、「BAIKO VISION」の 3 カ月毎に行っている進捗状況確認及びそれについての中長期計画推進本部会議ならびに常任理事会への報告である【資料 6-2-1】。併せて、毎年実施する大学 TS 評価と MS の業務 PDCA の実施（年間振返りと半期計画の表作成及び業務マニュアルの更新等）も、法人を含む全 TS・MS 個々の質向上へつなげる取組みである。なお、前者は平成 27(2015)年 4 月施行の「大学教員評価規程」第 1 条【資料 2-6-2】に則り、以下の通り、その目的と位置付けを明確に規定した上で自己点検・評価を実施している。後者は本学院の事務組織の所掌事務及びその分掌に関し、必要な事項を定めた「梅光学院事務分掌規程」【資料 2-4-1】に基づき業務 PDCA を作成し自己点検・評価【資料 6-2-2】を行っている。

#### ・梅光学院大学教員評価制度規程 第 1 条【資料 2-6-2】

(目的)

第 1 条 この規程は、梅光学院大学(以下「本学」という。)の教員に対する評価制度(以下「教員評価」という。)の実施基準及び手続について定めるものである。

2 教員評価の位置付けと目的は次の通りとする。

(1) 本学は、大学の認証評価項目である“教育の内部質保証”の機能強化のための人事施策として教員評価制度を位置付け、制度運用を通して組織と教員の連携性・有機性を高めながら、本学の教育研究活動等の質保証を図る。

(2) 教員評価制度を通して、本学の教員が、自らの教育研究活動等の自己点検・自己評価を行うことで、教員の意識改革を促すとともに、活動等の自己改善に努め、本学の経営方針に沿った活動等の活性化を促進する。

(3) 教員評価制度を定期的、かつ組織的に運用することで、教員一人ひとりの教育研究活動等の水準が当該教員の職にふさわしいものであることを総合的に明らかにし、活動等の質の高さを受益者と社会に対して説明する。

(4) 教員の能力、実績を客観的かつ公正に評価し、評価結果を給与等の処遇へ適切に反映させることで、教員の能力・実績を認め、教育研究活動等への意欲を高める。

#### ・梅光学院職員等級制度規程 第1条 【資料4-2-3】

(目的)

第1条 この規程は、法人が職員の担当する職務の責任の重さと難易度により資格等級を区分し、これに基づいて職員の公平な処遇を行うとともに、職員自らの能力開発と人材育成を促進することを目的とする。

#### 1. TSの自己点検・評価

基準4-2にあるとおり、期末に実施する学生授業アンケートと各期振返り授業を行い、学生の学修の理解度、習熟度等を掌握し、TSの教授法の工夫や見直しを促している。

TSの評価については「梅光学院大学教員評価制度規程」【資料2-6-2】及び「梅光学院大学教員等級制度規程」【資料4-2-3】に基づき、評価対象TS全員に教育活動シート（ティーチングポートフォリオ）、業績活動シート、行動評価シート【資料6-2-3】を提出してもらい、学期ごとに学部長による面談、評価対象となる期間の期末に学長、副学長による面談を行い実施している。

#### 2. MSの自己点検・評価

MSは「業務PDCA」を行い、各自自己点検を行っている。更に、学院長・学長、副学長、上長は「業務報告」を面談資料とすることで、個々のMS人事評価を行っている。「業務報告」は課題等の洗い出し、共有して、業務内容の抜本的な見直しと改善につなげている。また、業務マニュアルも毎年更新され、組織や業務の課題の有無等を毎年点検し、必要に応じ、迅速な検討と解決を適宜図っている。

#### 3. 学生の学びにおける自己点検・評価

学生が自身の学修の状況を自ら管理し自己点検・評価できるようGPAを導入している。また、シラバス【資料F-12】にはディプロマ・ポリシーに基づく到達目標、教授方法、ICT活用などを明記し、カリキュラムマップ、授業科目の年次配当表、科目ナンバリングを明記するなど、事前に履修科目の意図や学修の視点を学生に周知させ、より効率的な学修成果へつなぐ機能を持たせている。

一方、学生の学びに対する大学としての自己点検・評価については基準 3-2、3-3 の項にある通り、全学生を対象とした「学生生活アンケート」、「学生授業評価アンケート」【資料 2-6-1】 【資料 3-2-3】等を毎年実施している。

#### 4. 中長期計画「BAIKO VISION」

学院組織の事業に関する自己点検評価の指標として「BAIKO VISION」がある。これは内部質保証を具現化するための学院全体の各部門・事業内容別による5ヵ年中長期計画書であり、第一期は平成 27(2015)年度に開始している。第一期「BAIKO VISION」は、平成 30(2018)年度に事業優先度と進捗度を明示した「改訂版」【資料 1-2-5】を作成した。なお、第二期「BAIKO VISION」は、全学院 TS・MS による各事業の振返りを目的とした FD・SD 研修(基準 4-2-②令和 2(2020)年度 FD 研修会の実施状況、基準 4-3-①【表】令和 2(2020)年度 SD 研修会一覧)実施して、見直し事業や新規事業案を提示し合い、令和 2(2020)年度 11月の「政策レビュー」【資料 6-2-5】で全体共有され、それに基づき策定を進めている。学院全体の自己点検・評価としては、「BAIKO VISION」に基づき、各部門・事業内容別による3ヵ月毎の点検を行い、常任理事会、理事会評議員会へ上申、承認を得ている【資料 6-2-1】。

#### 5. 大学機関別認証評価

平成 8(1996)年度の大学基準協会による「相互評価」の受審以降、平成 15(2003)年に「梅光学院大学自己評価報告書」を作成し、平成 19(2007)年度、平成 26(2014)年度には日本高等教育評価機構の「大学機関別認証評価」を受審している。前回「改善を要する点」として指摘を受けた2点については内容を協議し、「認証評価結果に対する改善報告書 1・2」を作成し、学内共有を図るとともに大学 Web サイトで公表している【資料 F-15】。現在令和 3(2021)年度受審に向けて「自己点検評価書」を作成し、外部評価による自己点検・評価活動を行っている。

なお、「学生の学びにおける自己点検・評価」、「BAIKO VISION」「大学機関別認証評価」については、大学 Web サイト等を通じて学内外に共有しており、また「TS の自己点検・評価」、「MS の自己点検・評価」については学内システムを使い学内で共有している。

【資料 6-2-1】 令和 2(2020)年度中長期計画進捗報告書

【資料 6-2-2】 令和 2(2020)年度 MS の業務 PDCA 記入書式一括

【資料 6-1-3】 梅光学院職員等級制度規程 第 1 条

【資料 6-2-3】 教育活動シート (ティーチングポートフォリオ)、業績活動シート、行動評価シート

【資料 6-2-4】 教員評価に伴う評価者研修資料・令和 2(2020)年度

【資料 2-6-1】 【資料 3-2-3】 「学生授業評価アンケート」

【資料 1-2-5】 BAIKO VISION for 2020 中長期計画書

【資料 6-2-5】 「政策レビュー」令和 2(2020)年 11 月

【資料 F-15】 「認証評価結果に対する改善報告書 1・2」大学 web サイトより

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

## IRの機能体制

平成25(2013)年度後半にIRシステムの導入を図り、平成27(2015)年より法人部門に「IR室」を開設した。更に、平成31・令和元(2019)年度にはIR機能のさらなる強化に向けて、IR室より業務を移行させ「経営企画部」を開設している。

本学のIRの機能体制は、平成27(2015)年5月施行の「梅光学院事務分掌規程」第13条IR室に基づき、旧統轄本部管轄「IR室」の設置により始まる。IR関連セミナーを定期的に受講したIR担当MS1名(室長)を配置した。更に、平成30(2018)年には、IR機能強化を図る目的で「平成30年度私立大学等改革総合支援事業タイプI(IR強化)」の補助金申請を行い、採択されている【資料6-2-6】。

また、平成31・令和元(2019)年6月1日法人組織の改編に合わせて、IR機能は「梅光学院事務分掌規程」第3条【資料2-4-1】に則り、法人事務局に新設した「経営企画部」へ業務移行し、学内数値データ等を集約すると共に、過去の必要数値を現行システムへ反映させるなど数値管理を行っている。更には部署の各種アンケート調査票作成の対応が大学事務局の誰もが業務可能になるようなセキュリティー・ルールと仕組みづくりを構築中である。

なお、平成31・令和元(2019)年度開設の「経営企画部」において、部長(1名)、IR専任MS(1名)やその他専任MS(2名)を配置し、大学の質的保証に資するエビデンスの収集及びその学内共有を担うと共に、令和3(2021)年度大学機関別認証評価にかかわる情報集約と窓口的役割をはたしている。

研究活動においては令和2(2020)年度より研究業績を管理するシステム(研究業績プロ)を導入し、大学Webサイト「情報公開」とリンクさせることにより、各TSが入力した最新の研究業績を確認できるような仕組みへと移行した。

【資料6-2-6】平成30年度私立大学等改革総合支援事業タイプI(IR強化)の補助金申請・採択書

【資料2-4-1】「梅光学院事務分掌規程」第3条

### (3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

「経営企画部」を開設以来、質的保証にかかわるデータを組織的に収集するため、各種学内データを再整備し、大学事務局全体で活用可能な仕組みづくりを構築している。教学においては着手推進中であるGPAの有効活用や科目ナンバリングの有効性など、さらに今後アセスメント・ポリシーの策定等にともない、集積したIRデータ結果に基づき、本学で定める三つのポリシーが世の中の変化に適応したものになっているかを多面的、総合的に点検・評価し、改善につなげる。

またIR集計結果の活用については、学修面では個々の学生の取得単位数とGPA数値との相関関係から、成績不振による留年や退学につながる可能性のある学生の早期把握につながる。TSと当該学生との個人面談等による早期対応が図れるようにしている。また、入試広報・学生募集活動については、地域の18歳人口数減少率等の分析結果を受け、過去の入学者・志願者等の出身地分析等により、学生募集及び経営戦略等にもつなげられるようにしていく。大学院については、志願者の減少や在籍者状況及び社会のニーズや社会状況により、文学研究科の各専攻の継続やその内容について検討していく。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

三つのポリシーを起点とする内部質保証の取組みには、基準 3-3-1 にあるとおり、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、取得単位数、授業評価アンケートの結果、資格取得者数、就職状況の把握を行い、大学運営会議(週 1 回)、教授会(月 1 回)で報告され、三つのポリシーやカリキュラムの改革へ繋がっている。

教育の改善・向上に反映した事例として、

- ① 学生と TS・MS が閲覧できる「達成度自己評価システム」の活用から、学生の学修状況を把握し、学生の自己評価の結果と授業担当 TS による評価(成績)をもとに見比べ、履修指導に役立てている。
- ② 「卒業生満足度アンケート」【資料 3-3-1】では、希望していた資格や免許の取得の有無や本学で学んだことが進路選択に有用だったかについて調査を行い、今後の教育活動の改善の参考としている。
- ③ 学期ごとに実施する「授業評価アンケート」の結果については、教務システムで公開され、学生、TS・MS が閲覧でき、授業担当 TS は中間アンケートに記載された「後半の授業で改善してほしい点」を踏まえ、教育内容や方法の改善に活用し授業の改善に取り組む契機としている【資料 3-2-3】【資料 3-3-2】
- ④ 期末アンケートでは教育内容・方法について 22 項目の評価の結果から、各学期最後の「振り返りの授業」でフィードバックを行っている。
- ⑤ アンケート結果で改善要望の多い授業に関しては、担当 TS に授業改善のため学長との話し合いの場を設けている。
- ⑥ アンケート結果は TS の業績評価の参考基準のひとつであること。  
などが挙げられる。

このような取組みを通じて、TS が自らの教育研究活動等の自己点検・自己評価を行うと共に、TS の意識改革や自己改善を促し、本学の方針に沿った教育活動等の活性化をはかっている。

特に学修面においては、カリキュラムマップ(年次配当表)を設定し、ディプロマ・ポリシーに基づく本学の教育目的の実現に向けて質の向上に努めている【資料 1-2-6】。また、教育環境の質向上を図るため、学長が学生の意見を直接聞く「学長懇談会」を定期開催し、その結果は必要に応じて学内共有され、改善へ繋げている。更に、修学方法の見直しと質を高める目的で、令和 3(2021)年 4 月よりクォーター制度を導入している。その理由については、全学生に対して下記の通り学長メッセージを発信している。

「クォーター制度では少ない科目を短期で集中して学びますので、中弛みすることなくモチベーションを保ちながら学びができるという特色があります。同時に学びの質を高め

ることにもつながります。また、1回の授業が90分×2コマ続きですので、アクティブ・ラーニングの形態が増えてきた大学の学びでは、話し合い、調べ学習、発表等の時間を1回の授業で十分にとることができます。加えて、今後は第1クォーターを学外での実習や研修、海外留学等に当てることができます。実際に2021年度の教育実習は第2クォーターに設定しているものもあります。そうすることによって実習に集中できます。」

(「学長メッセージ」より抜粋)

そして、施設面においては、アクティブ・ラーニング化を標榜しているカリキュラム・ポリシーに基づき、CLを中心に、アクティブ・ラーニング型の授業推進や教育のデジタル化に対応させ、教育活動の発展・充実に努めている【資料2-5-2】。

大学院においても学部と同様に三つのポリシー【資料F-13】を設定し、「梅光学院大学大学院文学研究科履修規程」【資料1-1-5】に基づき、研究科の現状課題等は大学院研究科委員会にて協議し、大学運営会議等にて共有している。

大学院ではディプロマ・ポリシーを踏まえて、毎年年度当初に学生に研究計画書を提出させ、それを研究科委員会にて審議し、その後の学生の研究支援に役立て、複数回の学内の大学院生の研究発表会において検証している。また、修士論文・博士論文の審査の際には、複数のTSが研究計画書及びディプロマ・ポリシーに沿ったものであるかを確認している。またカリキュラム・ポリシーの検証の1つとして、各学期末に「学生による授業評価」を実施している。アドミッション・ポリシーについては、入学試験の口頭試問において、志願者に対して確認している。

なお、本学は平成26(2014)年に日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、自己点検評価書と評価報告書を大学Webサイト「情報公開」に公表しているが、その結果内容と本学独自の「自己点検・評価報告書」の内容を受け、「中長期計画推進本部会議」を立ち上げ、「2015年度中長期計画策定ワーキンググループ」の検討・協議を経て本学独自の中長期計画「BAIKO VISION」を策定している。なお、これを大学Webサイト「情報公開」で公表している。また、第二期「BAIKO VISION」については、令和2(2020)年度のTS・MS研修において第一期中長期計画の点検・見直しを含む検討・協議を経て、現在策定中である。

【資料3-3-1】2020年度卒業生満足度アンケート調査

【資料3-2-3】2020年度授業評価アンケート資料

【資料3-3-2】梅光学院大学授業等評価実施内規

【資料1-2-6】カリキュラムマップ

【資料2-5-2】CROSSLIGHT資料

【資料F-13】大学院研究科の三つのポリシー

【資料1-1-5】梅光学院大学大学院文学研究科履修規程

### (3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

大学の運営・向上に資するために、「MSによる業務PDCA」や「教員評価制度」などの施策を継続実施すると共に、IR機能の強化を図り、更には次期「BAIKO VISION」策定を推進することとする。また、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立と運用をさらに強固なものとするために、早急にアセスメント・ポリシーを策定し、本学の教

育カリキュラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているか、本学で定める三つのポリシーが世の中の変化に適応したものになっているかを多面的、総合的に点検・評価し、改善につなげる。更には、学修成果の点検・評価の観点からも、教育内容・方法及び学修指導等をより効果的に改善していくよう運用方法についても見直しを行っていく。大学院に対しても同様の取組みを行っている。

### 【基準6の自己評価】

本学の内部質保証を担保・実行する取組みとして「BAIKO VISION」が策定及び実行されてきた。また、内部質保証担保に向けては、理事会、常任理事会、大学運営会議、法人事務局の中長期計画推進本部、経営企画部、大学事務局等を恒常的に設置し、学院の現状を共有、点検、分析、検討し、その運営が適切にされている。

このような組織体系の下、大学の運営と質保証を進めた結果、平成24(2012)年度には183名(定員充足率67.8%)であった入学者だが、平成27(2015)年度には269名(定員充足率99.6%)、令和2(2020)年度には過去最高となる379名(122.2%)の入学者を迎え入れることができた。

更に内部質保証のための自主・自律的な自己点検・評価として、「BAIKO VISION」の着実な履行とそのPDCAサイクルの仕組みが形成され、毎年実施する「MSによる業務PDCA」や「大学教員評価規程」に基づく取組みが行われている。さらには学生の学びにおける自己点検・評価にはIRを活用した調査データに基づき、教育課程の体系的な編成を行い、三つのポリシーを起点とする内部質保証の取組みには学生授業アンケート等の集計結果から大学運営会議、教授会へ共有検討され、学修成果とその運用成果を検証している。このように本学では総合的に内部質保証のための自己点検評価を行っている。

一方、今後15年間で全国18歳人口の減少は加速度的に進み、90万人を割り込むことが予想されている中、今後はIR機能の強化による全学的な自己点検・評価方法を構築・実施することによって、教育の質保証、大学のブランディングおよび経営強化のためにその方策を明確にしていく。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 学生の「社会人基礎力」涵養

##### A-1. グローバル化する現代社会に対応できる学生の「社会人基礎力」涵養

##### A-1-① 授業を通じて学生の「国際性」及び「社会人基礎力」の涵養を行っている

##### A-1-② 授業以外の機会を通じて学生の「社会人基礎力」の涵養を行っている

##### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 授業を通じて学生の「国際性」及び「社会人基礎力」の涵養を行っている。

「建学の精神」実現に向けて、本学ディプロマ・ポリシーにおいては、“コミュニケーション能力”、“国際性”、“デザイン力”を身につけることを明記している。このことはグローバル化する現代社会に対応できる「社会人基礎力」に資するものであり、本学ではこの達成に向けて、大学の「国際性」向上に努めており、特に学生の海外派遣及び外国人留学生の受入れ、そして学生の語学力向上に注力してきた。その結果、学生の海外派遣学生数は平成 31・令和元(2019)年度には 246 名になり平成 26(2014)年度比で 131 人(113.9%)増加している(令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により、マレーシアを除いて学生の海外派遣を中止とした)。

大学海外派遣及び受け入れ者推移 (2014年度～2020年度)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
海外派遣学生(人) ※1	115	95	180	249	246	246	136(52)
受け入れ者(人) ※2	81(19)	77(16)	74(11)	129(24)	119(21)	112(26)	68

※1 ( ) 内数字は、日本国内から遠隔授業を受講した学生数(再掲)

※2 ( ) 内数字は、交換/現地留学生数(再掲)

一方、TOEIC 受験者数も平成 26(2014)年度には 336 名であったが、平成 31・令和元(2019)年度には 963 名に増加(令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により、受験機会が減少)。また、学生の TOEIC スコア(受験生平均)についても、平成 26(2014)年度には 418 点であったが、令和 2(2020)年度には 442 点にアップしている。

TOEIC受験者数及びスコア推移 (2014年度～2020年度)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
受験者数(人) ※1	336	339	483	373	535	963	417
スコア(点) ※2	418	374	380	363	382	336	442

※1 年間延べ受験者数

※2 年間受験者の平均スコア

こうした取組みを進める中、本学はイギリスの高等教育情報誌「Times Higher Education (THE: タイムズ・ハイヤー・エデュケーション)」が発表する日本版大学ランキングにおいて、平成 29(2017)年には「短期留学率」全国第 1 位を獲得。また「国際性」についても、平成 30(2018)年から令和 3(2021)年にかけて、全国 27 位→同 15 位→同 5 位→同 6 位と高評価を獲得するなど、大学の「グローバル化(国際性向上)」は着実に進んでいる。

<Times Higher Education 日本版大学ランキング ホームページ>

2019年版

順位	大学名	スコア	スコア	スコア	スコア
11	近畿大学	42.0	44.1	52.7	52.2
12	京外理法大	42.7	51.2	46.7	48.2
13	福岡女大	42.0	47.9	74.2	52.9
14	東洋学園大	49.2	44.2	43.1	46.8
15	梅光学院大	22.9	17.2	-	73.8

2020年版

順位	大学名	スコア	スコア	スコア	スコア
1	国際教養大	77.2	82.4	82.0	71.2
2	立命館アジア太平洋大	66.2	52.7	64.2	62.4
3	国際基督教大	74.2	82.4	62.0	67.4
4	大塚女子大	10.2	14.2	-	17.4
5	梅光学院大	16.2	11.2	-	46.4

2021年版

順位	大学名	スコア	スコア	スコア	スコア
1	国際教養大	65.0	42.5	92.0	41.6
2	立命館アジア太平洋大	62.0	20.0	85.4	47.9
3	国際基督教大	71.6	42.8	91.3	26.6
4	大塚女子大	14.3	42.2	-	47.7
5	梅光学院大	21.0	-	89.0	22.4

一方、「社会人基礎力」の涵養に向けては、アクティブ・ラーニングの一つでもある課題解決型学習（PBL/Project Based Learning）を積極的に導入。平成 31・令和元（2019）年度からは、全学生が必修となっている 3 年次のゼミナール（「梅光プロジェクトⅢ・Ⅳ」・「子ども未来学演習Ⅰ・Ⅱ」）において企業連携型 PBL を実施し、令和 3（2021）年度には 3 年目を迎えている。本授業では、主に山口県内の企業・団体がパートナーとなり、学生たちは 1 年間を通じてパートナー企業・団体から出された課題の解決に向けて、新たな価値の提案やプロジェクトの企画及びその実践を行っている。

なお、特に本授業においては、本学ディプロマ・ポリシーにある“コミュニケーション能力”、“デザイン力”等を身につけることに比重を置いている。同授業における学生の評価（令和 2（2020）年度期末授業評価アンケート）では、「問題解決までの一連の流れを将来教員になれた時に授業で取り入れてみたい」、「自ら課題を設定し解決する活動は、社会に出た時にも大いに役に立つ」、「学ぶことがたくさんあり、チームリーダーとして大きく成長できた」、「いろいろな人と関わる中で、コミュニケーションをとることができた」、「話す力が特に身についた」等のコメントが見られ、本授業はディプロマ・ポリシーの養成に繋がっているものと考えられる。

# 梅光学院大学

## 【平成 31・令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度 PBL パートナー・テーマ一覧】

<2019年度>

パートナー	プロジェクトタイトル
サードブラネット	"集いの場"作りプロジェクト
山田石油チェーン	温浴施設を活用したコミュニティデザインによる地域活性化
ナック	利用者が喜べる食とは
東京住友	①人材確保、②マスコットキャラクターの活用方法、 ③新たなビジネス展開（不動産、保険、介護以外）、④空き家の有効活用
OZ	雑貨店におけるインバウンド集客提案
CCC	周南市立徳山駅前図書館シェアハビプロジェクト ～みんなで繋がる幸せ空間～
下関商業開発	インバウンド活性化
山口産業	新しいフィットネスジム会員の入会促進
国際貿易	牛島プロジェクトA・B・C
国際貿易	光市室積海商通りの活性化～室積シェアオフィスを基点として～

パートナー	プロジェクトタイトル
全日本空輸	山口宇部空港と地域の活性化
NHK山口放送局	映像コンテンツで下関盛り上げ大作戦
CAIシステム	ベトナムで使える日本語教材作成
エイチ・アイ・エス	①若者よ！もっと海外へ 学生目線で海外旅行商品の造成 ②インバウンド向け着地型旅行商品の造成
エキマテ下関推進協議会	イベントによる下関駅前活性化とまちづくり
くまざわ書店下関店、袖、 創業支援カフェKARASTA	ビリオバトル企画開催による地域貢献
向山小学校	UD×PBLプロジェクト
梅光学院大学、 下関市内小学校	みんなの「学び」の広場プロジェクト
旅行代理店等	下関体験型ツアープロジェクト
ブリヂストン 徳山竹林ボランティア他	自然体験企画提供プロジェクト

<2020年度>

パートナー	プロジェクトタイトル
サードブラネット	地域子育て応援プロジェクト
全日本空輸	県内（山口）エアラインファンの創出
晩会フェニックス	「すくすく・わくわく・どんなときもプロジェクト」
国際貿易	国際貿易におけるリクルート提案
CAIシステム	日本語学習支援（AMY日本語センター）
日本フーズ	ロハス農園の商品化
西会昭和病院	目指せ！愛・感動・NEXT ～地域に愛される病院～！
ぎじろくセンター	ぎじろくセンターにおけるテレワーク(リモートワーク)の構築
JR西日本	「旅」の概念とJRの役割

パートナー	プロジェクトタイトル
コプロス	業界のイメージアップ
ザ・メディアジョン リージョナル	魅力の街・下関へ！
コンダクト株式会社	住いの未来プロジェクト
NHK山口放送局	地域における公共放送の役割
ブリヂストン、 徳山竹林ボランティア他	自然体験企画提供プロジェクト
中東まちづくり協議会	赤岸通りの活性化
向山校区コミュニティスクール	向山校区教育力アッププロジェクト
iYes Language School	フィリピン英語学校活性化

<2021年度> ※タイトルは2021年5月1日現在（プロジェクトの進行状況等により変更となる可能性あり）

パートナー	プロジェクトタイトル
サードブラネット	地域子育て応援プロジェクト
晩会フェニックス	つながる楽しさ～かがやく笑顔プロジェクト
西会昭和病院	目指せ！愛・感動・NEXT ～地域に愛される病院～！
花の海	地域共存プロジェクト
エストラスト	新卒学生に向けての自社の魅力的なアプローチとは？
ブリヂストン	自然体験企画提供プロジェクト
向山小学校運営協議会	向山小CS・地域教育力アッププロジェクト
全日本空輸	山口宇部空港の利用促進
CAIシステム	ベトナムの日本語学習者支援
日本フーズ	通販商品の販促手法の提案

パートナー	プロジェクトタイトル
ぎじろくセンター	山口県宇部市のSDGsを考える ～パンフレットを作って小学生に伝えよう～
コプロス	業界のイメージアップ
ザ・メディアジョン リージョナル	商店街活性化プロジェクト ～唐戸商店街・グリーンモール商店街を中心に
コンダクト	住いの未来プロジェクト
NHK山口放送局	地域における公共放送の役割を考える
第一交通	山口県の地域交通の抱える課題解決
カモンFM	プロジェクトC
コーヒーボーイ	全てのコーヒーファンへ コーヒーの幸せをサポートする
Bewin	山口県への新卒就職を促進するアプリの開発

**A-1-② 授業以外の機会を通じて学生の「社会人基礎力」の涵養を行っている**

本学においては平成 31・令和元（2019）年度から「学内ワークスタディ報奨事業」を導入。本事業は、経済的事情により修学困難な本学学部生を対象に、(1)本学の教育研究活動に係る補助的な業務、(2)本学の修学環境整備に係る補助的な業務等に従事することによって、学生自身の職業意識や職業観を育み社会性の向上を図ることを目的としている。実際に学生が担当している業務は、「ティーチングアシスタント（TA）」、「インフォメーション業務」、「礼拝奏楽」、「図書館カウンター業務」等、30 種以上に亘り、平成 31・令和元（2019）年度は 101 人、令和 2（2020）年度は 67 人（「新型コロナウイルス感染症」の影響で減少）、これまで延べ 168 人の学生が活動をしている。また、学生が就業後に提出する業務報告書には、「リーダーとして大きく成長することができた。この経験を次の学習に生かし、更なる成長を目指す」「素早い対応を心がけて、意識をもって仕事をした」「さらに意識を高く持ち、この仕事をしながら成長していきたい」「さらに笑顔で対応するなど、スキルアップを目指す」「一層、学生が深く関わり、主体的に動ける大学を目指したい」等のコメントが見られ、この活動を通して学生には責任感や向上心等が生まれ、成長に繋がっているものとする。なお、本事業を経験した学生の就職率は平成 31・令和元（2019）年度 100.0%、令和 2（2020）年度 84.6%である。これは同年度の全国就職率<sup>\*</sup>を共に大きく上回っており、本事業については「学生自身の職業意識や職業観を育み社会性の向上を図る」という事業目的に適い、かつ「社会人基礎力」の涵養に繋がっているものとする。

※令和 2（2020）年度学校基本調査（確定値）Ⅱ-2「大学(学部)卒業後の状況」の「卒業者に占める就職者の割合」より（令和 3 年（2021）年分は未発表）

また、本学においては平成 26（2014）年度から全日本空輸グループ（ANA ビジネスソリューション株式会社）と教育連携協定を締結し、希望学生を対象として同社の学習プログラム「ANA エアラインスクール学内講座」を提供してきている。同プログラムは、本学内での短期集中講座と空港での実務体験をセットにしたプログラムである。学内講座は ANA グループの現役キャビンアテンダントやグランドスタッフ講師が、立ち居振る舞い、接遇、ビジネスマナー、コミュニケーション力等、ANA のエッセンスを取り入れたプログラムを通して学生のホスピタリティマインドを育み、さらには社会人基礎力を学ぶ内容である。また空港実務体験では、学内講座で学んだ“おもてなしの基本”を、旅客サービス業務のサポート等の実務を通して体験することで、より実践的な接遇基礎力を身につけることを目指している（令和 2（2020）年度の学内講座については、コロナ禍の影響によりプログラム内容を一部変更）。なお、本プログラムの受講生数は令和 2（2020）年度までに延べ 71 名となっており、その多くは航空業界やホテル等、本講座の学びを活かせる職場に就職を果たしている。

<ANA エアラインスクール学内講座プログラム概要> ※2019 年度実績

〈学内講座〉

1日目	2日目	3日目	4日目 CA講座	5日目 GS講座
オリエンテーション	接遇の基本Ⅰ	就活サポートⅡ	客室業務紹介	接遇の基本Ⅱ (GS)
マインドセット	言葉遣い	就活サポートⅢ	接遇の基本Ⅱ (CA)	空港サービス 基礎知識
第一印象	声の印象	ビジネスマナー	機内 コミュニケーション力	空港旅客サービス コミュニケーション力
立ち居振る舞い	就活サポートⅠ	自己PR実習 ～表現力アップ～	機内サービス アクション力	空港旅客サービス アクション力

〈ANA福岡空港実務体験〉

1日目	2日目
端末訓練・ 空港施設見学 ほか	カウンター業務・ ゲート業務・ 旅客サービス・ ロールプレイ ほか

【2014～2020 年度間の受講者数】

年度 (年)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
受講者数 (人)	8	14	13	12	7	9	8

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、これまでの間、様々な機会を通じて学生の「国際性」と「社会人基礎力」の涵養に取り組んできた。一方、昨今の社会情勢は、人工知能技術が加速度的に発展し、世界の至る所でその応用が進むことにより、広範な産業領域や社会インフラなどに大きな影響を与えている。更に、政府の「AI 戦略 2019（統合イノベーション戦略推進会議）」（平成 31・令和元（2019）年 6 月）において、「教育改革」の具体目標として、大学教育における“初級レベルの数理・データサイエンス・AI の習得”や“リベラルアーツ教育の充実”等が言及されている。こうした中、本学における「国際性」と「社会人基礎力」涵養の改善・向上方策（将来計画）としては、従前の取組みをさらに拡充させると共に、世界規模での人工知能技術の加速度的発展を鑑み、カリキュラムの更なる見直しや新たな専攻の開設等を通じて、上記「教育改革」の具体目標でもある“初級レベルの数理・データサイエンス・AI の習得”、“リベラルアーツ教育の充実”等に取り組んでいきたい。

#### 【基準 A の自己評価】

本学は、建学の精神「強くしなやかな精神と、新しい世界を切り拓く能力を、他者のために用いることのできる人間を育てる」の実現に向けた取組みの一つとして、様々な教育機会等を通じた学生の「国際性」と「社会人基礎力」の涵養に取り組んできた。その結果として、学生の国際性や就職率の向上等に繋がっており、基準 A に設定した「グローバル化する現代社会に対応できる学生の『社会人基礎力』涵養」が本学の教育の質保証に有益であると評価している。

## V. 特記事項

### 1. 「The Learning Station CROSSLIGHT」

CLは、平成31(2019)年3月竣工した本学校舎の呼称であり学生・TS・MSの公募によってその名称が決められた。命名に際しては、外光(light)を多く取り込み、人々がこれまで以上に交流(交差)する(cross)という校舎の特長に加え、キリスト教のシンボルである十字架(cross)と本学のスクールモットー「光(light)の子として歩みなさい」への想いが込められている。また、本施設のコネプトは下記の通りである。

Concept 1「光と風と人が交錯するオープンな空間」：教室や廊下の区別を極力なくし、各空間を連続体としてゆるやかに連ねた設計。活発な導線を生み出し、人と人との多様な交流の実現をめざしている。また、自然の光や風を取り込めるように設計された心地よい空間デザインとなっている。

Concept 2「自分で考え、新しい価値を生み出していく力を育む場」：将来の予測が困難な時代を生き抜くためには、すでに存在する「正解」を見つけるのではなく、自分で考え、新しい価値を生み出していく力が求められる。本校舎は学生たちのそうした力を育むため、体験・経験を重視した学びを可能にする。

Concept 3「教職協働のフリーアドレスオフィス」：「教職協働(TSとMSが一体となって学生を育てる)」の観点から、校舎1階のフリーアドレスオフィスで、TS・MSがともに学生を育てる。

以上のコンセプトで設計・施行された本校舎であるが、令和元(2019)年11月の本学「政策レビュー」において、本学TS・MSより下記のような発表が行われ、学生の教育面やTS・MSの働き方等において一定の成果が見られている。

#### 【政策レビューでの主たる評価項目】

- ・授業における変化(TS アンケート)：①プレゼンの機会や方法、②GWの機会や方法、③授業の展開や方法/空間の設定や方法
- ・働き方における変化(TS アンケート)：①TS間の連絡/連携、②MSとの連絡/連携
- ・働き方における変化(MS アンケート)：TS&MSとの距離が近くなった、②学生との距離が近くなった

また、本校舎竣工後には多くのメディアに取り上げられており、更に、「第15回日本ファシリティマネジメント大賞」の特別賞(教職協働で学生を育てる、大学における新しいワークプレイス)を受賞、また卓越した改革の取組みを対象とする「THEアワードアジア2020」(「THE(Times Higher Education)」)の「組織の活性化」カテゴリにおいて日本から唯一最終選考にノミネートされる等、各方面から注目を集めており、ブランディング面での価値向上等、本学経営的にも大きな影響をもたらしている。

## VI. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「学則」第 1 条に明記している	1-1
第 85 条	○	「学則」第 2 条に明記している	1-2
第 87 条	○	「学則」第 4 条に明記している	3-1
第 88 条	○	「学則」第 4 条に明記している	3-1
第 89 条	—	本学に早期卒業制度はない	3-1
第 90 条	○	「学則」第 33 条に明記している	2-1
第 92 条	○	「学則」第 52 条、「学院組織規程」第 3 条・第 4 条・第 7 条に明記している	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「学則」第 53 条・第 54 条、「教授会規程」に明記している	4-1
第 104 条	○	「学則」第 25 条、「大学学位規程」に明記している	3-1
第 105 条	—	本学の学生以外のものを対象とした特別の課程の編成はない	3-1
第 108 条	—	本学は 4 年制大学である	2-1
第 109 条	○	本学 Web サイトに公表している	6-2
第 113 条	○	本学 Web サイトに公表している	3-2
第 114 条	○	「梅光学院事務分掌規程」に明記している	4-1 4-3
第 122 条	○	「学則」第 36 条に明記している	2-1
第 132 条	○	「学則」第 36 条に明記している	2-1

## 学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	「学則」に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	—	学校種が違う	3-2
第 26 条 第 5 項	○	「学則」第 43 条と第 71 条に明記している	4-1
第 28 条	○	「文書取扱規程」を定め、各担当部署・大学事務局に備えている	3-2
第 143 条	○	「教授会規程」第 4 条に明記している	4-1
第 146 条	—	共同教育課程の編成はない	3-1
第 147 条	—	早期卒業制度はない	3-1
第 148 条	—	修業年限 4 年を超える学部はない	3-1
第 149 条	—	早期卒業制度はない	3-1

梅光学院大学

第 150 条	○	「学則」第 33 条に明記している	2-1
第 151 条	—	早期入学（飛び級）制度はない	2-1
第 152 条	—	早期入学（飛び級）制度はない	2-1
第 153 条	—	早期入学（飛び級）制度はない	2-1
第 154 条	—	早期入学（飛び級）制度はない	2-1
第 161 条	○	「学則」第 33 条、第 36 条に明記している	2-1
第 162 条	—	制度は設けていない	2-1
第 163 条	○	「学則」第 5 条に明記している	3-2
第 163 条の 2	○	秋季入学制度は大学院のみに、秋季卒業は学部・大学院にある	3-1
第 164 条	—	本学の学生以外の者を対象とした特別課程は設けていない	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを学部（学科）、大学院は専攻ごとに定めている	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「学則」第 23 条、「大学教員評価制度規程」に明記している	6-2
第 172 条の 2	○	本学 Web サイトに公表している	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「学則」第 25 条に明記している	3-1
第 178 条	○	「学則」第 36 条に明記している	2-1
第 186 条	○	「学則」第 36 条に明記している	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準に従い、水準の向上に努めている	6-2 6-3
第 2 条	○	「学則」第 1 条と「履修規程」第 4 条に明記している	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	大学事務局が、適切な体制を整え行っている	2-1
第 2 条の 3	○	大学運営会議等など、教員（TS）と事務職員（MS マネジメントスタッフ）の連携・協働はできている	2-2
第 3 条	○	教育研究上、適切な規模内容、教員組織、教員数である	1-2
第 4 条	○	適切に設けている	1-2
第 5 条	○	教職課程を設けている	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本となる組織は設置していない	1-2

梅光学院大学

			3-2 4-2
第7条	○	適切に教員を配置している	3-2 4-2
第10条	○	設置基準に従い適切に授業担当者を配置している	3-2 4-2
第10条の2	○	該当教員はシラバスに実務者教員と明記している	3-2
第11条	○	運営に専念するため授業を担当していない教員がいる	3-2 4-2
第12条	○	設置基準に従い専任教員を配置している	3-2 4-2
第13条	○	専任教員数は基準を満たしている	3-2 4-2
第13条の2	○	適格者である	4-1
第14条	○	「昇任規程に関する内規」に明記している	3-2 4-2
第15条	○	「昇任規程に関する内規」に明記している	3-2 4-2
第16条	○	「教員規程」第1条・第2条の2に明記している	3-2 4-2
第16条の2	—	本学に助教は置いていない 助教の資格はない	3-2 4-2
第17条	○	「教員規程」第2条の2に明記している	3-2 4-2
第18条	○	「学則」第3条に明記している	2-1
第19条	○	「学則」第9条に明記している	3-2
第19条の2	○	Aキャンパスを実施（※今年度は希望者なし）	3-2
第20条	○	「学則」第8条と「履修規程」第2条に明記している	3-2
第21条	○	「学則」第9条、第16条に明記している	3-1
第22条	○	学年暦・シラバスに明記している	3-2
第23条	○	「学則」第17条・シラバスに明記している	3-2
第24条	○	教育効果を考慮し、適切な数で行っている	2-5
第25条	○	「学則」第16条、シラバスに明記している	2-2 3-2
第25条の2	○	「学則」第17条、第19条、「履修規程」第20条に明記している	3-1
第25条の3	○	「履修規程」第12条に明記している	3-2 3-3 4-2
第26条	—	本学は昼夜開講制ではない	3-2

梅光学院大学

第 27 条	○	「学則」第 16 条、第 18 条、シラバスに明記している	3-1
第 27 条の 2	○	「履修規程」第 7 条に明記している	3-2
第 27 条の 3	○	単位の認定をしている。	3-1
第 28 条	○	「学則」第 27 条、第 28 条、第 29 条に明記している	3-1
第 29 条	○	「学則」第 29 条・「大学以外の教育施設等における学修等に関する規程」に明記している	3-1
第 30 条	○	「学則」第 29 条、第 30 条・「入学前に修得した単位等の認定の取扱いに関する規程」に明記している	3-1
第 30 条の 2	○	「学則」第 42 条・「長期履修学生に関する規程」に明記している	3-2
第 31 条	○	「学則」第 60 条・「科目等履修生に関する規程」に明記している	3-1 3-2
第 32 条	○	「学則」第 9 条に明記している	3-1
第 33 条	—	特例はない（医学科又は歯学科ではない）	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整えている	2-5
第 35 条	○	本学敷地内に体育館を設け、設置基準に従っている	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は基準に従い適切に備えている	2-5
第 37 条	○	校地面積は基準を満たしている	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は基準を満たしている	2-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館について適切に備えている	2-5
第 39 条	—	該当学部ではない	2-5
第 39 条の 2	—	該当学部ではない	2-5
第 40 条	○	適切な機械、器具等を備えている	2-5
第 40 条の 2	—	二つ以上の校地をもたない	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、教育研究費を予算化し、研究にふさわしい環境の整備に努めている	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	適合している	1-1
第 41 条	○	適切な事務組織を設けている	4-1 4-3
第 42 条	○	適切に職員を配置している	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	適切な体制を整えている	2-3
第 42 条の 3	○	適切に機会を設けている	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連携課程実施基本組織はない	3-2
第 43 条	—	専門職学科、共同教育課程はない	3-2
第 44 条	—	共同教育課程はない	3-1
第 45 条	—	共同学科はない	3-1
第 46 条	—		3-2 4-2

梅光学院大学

第 47 条	—		2-5
第 48 条	—		2-5
第 49 条	—		2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部はない	3-2
第 49 条の 3	—		4-2
第 49 条の 4	—		4-2
第 57 条	—	国際連携学科はない	1-2
第 58 条	—	大学院大学ではない	2-5
第 60 条	—	該当しない	2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	「学則」第 25 条に明記している	3-1
第 10 条	○	「学則」第 25 条に明記している	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程はない	3-1
第 13 条	○	「学位規程」に明記している	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている	5-1
第 26 条の 2	—	収益を目的とする事業はない	5-1
第 33 条の 2	○	「寄附行為」はオンライン上でも閲覧できる	5-1
第 35 条	○	「寄附行為」第 5 条に明記している	5-2
			5-3
第 35 条の 2	○	「寄附行為」第 15 条に明記している	5-2
			5-3
第 36 条	○	「寄附行為」第 14 条に明記している	5-2
第 37 条	○	理事長、学院長、監事の職務について「寄附行為」第 11 条及び第 13 条に明記している	5-2 5-3
第 38 条	○	「寄附行為」第 6 条、第 7 条、第 22 条に明記している	5-2
第 39 条	○	「寄附行為」第 7 条に明記している	5-2
第 40 条	○	「寄附行為」第 9 条に明記している	5-2
第 41 条	○	「寄附行為」第 18 条に明記している	5-3
第 42 条	○	「寄附行為」第 20 条に明記している	5-3

梅光学院大学

第 43 条	○	「寄附行為」第 21 条に明記している	5-3
第 44 条	○	「寄附行為」第 22 条に明記している	5-3
第 44 条の 2	○	「寄附行為」第 43 条、第 44 条に明記している	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	「法人運営の基本方針」に明記している	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	学校法人として役員賠償責任保険に加入し、役員に賠償責任が及ぶような事態が生じた場合に備えている	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	「寄附行為」第 41 条に明記している	5-2 5-3
第 45 条	○	「寄附行為」第 41 条に明記している	5-1
第 45 条の 2	○	「寄附行為」第 31 条に明記している	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「寄附行為」第 32 条に明記している	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第 33 条に明記している	5-1
第 48 条	○	「寄附行為」第 35 条・「役員の報酬等に関する規則」に明記している	5-2 5-3
第 49 条	○	「寄附行為」第 37 条に明記している	5-1
第 63 条の 2	○	「寄附行為」第 34 条に明記している	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	「大学院学則」第 1 条に明記している	1-1
第 100 条	○	「大学院学則」第 5 条に明記している	1-2
第 102 条	○	「大学院学則」第 24 条、第 28 条に明記している	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	「大学院学則」第 24 条に明記している	2-1
第 156 条	○	「大学院学則」第 28 条に明記している	2-1
第 157 条	—	早期入学（飛び入学）制度はない	2-1
第 158 条	—	早期入学（飛び入学）制度はない	2-1
第 159 条	—	早期入学（飛び入学）制度はない	2-1
第 160 条	—	早期入学（飛び入学）制度はない	2-1

梅光学院大学

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	大学院設置基準を必要最低限の基準と心得、水準の向上に努める	6-2 6-3
第1条の2	○	「大学院学則」第1条、「大学院履修規程」第2条に明記している	1-1 1-2
第1条の3	○	「大学院学則」第24条、第28条、「博士課程入学者選考規程」に明記している	2-1
第1条の4	○	「大学院学則」第10条2に明記している	2-2
第2条	○	「大学院学則」第2条、第5条に明記している	1-2
第2条の2	—	夜間の開講はない	1-2
第3条	○	「大学院学則」第2条・第3条に明記している	1-2
第4条	○	「大学院学則」第2条・第4条に明記している	1-2
第5条	○	「大学院学則」第9条に明記している	1-2
第6条	○	「大学院学則」第5条に明記している	1-2
第7条	○	適切に配慮する	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科ではない	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織はない	1-2 3-2 4-2
第8条	○	必要な教員組織を置く	3-2 4-2
第9条	○	適切な教員配置を行う	3-2 4-2
第10条	○	「大学院学則」第37条に明記している	2-1
第11条	○	「大学院学則」第11条、第12条、第13条、シラバスに明記している	3-2
第12条	○	「大学院学則」第11条に明記している	2-2 3-2
第13条	○	大学院設置基準第9条の規定により置かれる教員が指導を行う	2-2 3-2
第14条	—	該当しない 特に定めていない	3-2
第14条の2	○	「大学院学則」第15条～第19条、シラバスに明記している	3-1
第14条の3	○	「大学院履修規程」第12条に明記している	3-3 4-2
第15条	○	準用している	2-2

梅光学院大学

			2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	「大学院学則」第 16 条に明記している	3-1
第 17 条	○	「大学院学則」第 17 条に明記している	3-1
第 19 条	○	大学院専用の講義室等は設けていないが、教育研究に支障はない	2-5
第 20 条	○	適切に備えている	2-5
第 21 条	○	図書等の資料は適切に備えている	2-5
第 22 条	○	教育研究上、支障がないため、学部と共用で使用している	2-5
第 22 条の 2	—	該当しない 校地は一つである	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整えている	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	適切である	1-1
第 23 条	—	独立大学院ではない	1-1 1-2
第 24 条	—		2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程はない	3-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	—		3-2 4-2
第 28 条	—		2-2 3-1 3-2
第 29 条	—		2-5
第 30 条	—		2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当しない 文学研究科のみである	3-2
第 31 条	—	共同教育課程はない	3-2
第 32 条	—		3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科ではない	3-2
第 34 条の 3	—		4-2
第 42 条	○	事務を遂行するための組織を設ける	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	大学事務局で適切に対応する	2-3
第 42 条の 3	○	大学院募集要項に日本学生支援機構の奨学金制度を記載	2-4
第 43 条	○	必要な取り組みを行う	4-3
第 45 条	—	外国に設ける組織はない	1-2

梅光学院大学

第 46 条	—	新たな設置はない	2-5 4-2
--------	---	----------	------------

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2

梅光学院大学

			3-1
			3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2
			3-1
			3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2
			6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	「大学院学則」第 20 条、「学位規程」第 4 条に明記している	3-1
第 4 条	○	「大学院学則」第 20 条、「学位規程」第 5 条に明記している	3-1
第 5 条	○	「学位規程」第 14 条に明記している	3-1
第 12 条	○	「学位規程」第 21 条、第 22 条に明記している	3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2
			6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2
			3-2

梅光学院大学

第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

## 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人梅光学院寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	BAIKO2021	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	梅光学院大学学則、梅光学院大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2021 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	梅光学院大学学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人梅光学院 2021 年度事業計画書	

梅光学院大学

【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人梅光学院 2020 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	梅光学院大学アクセスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人梅光学院規則集（じょうれいくん）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	梅光学院役員評議員リスト、理事会、評議員会の前年度開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	梅光学院決算等計算書類、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2021 年度シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	梅光学院大学・大学院ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	梅光学院大学文学部人文学科収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	聖書エフェソの信徒への手紙 5 章 8 節	
【資料 1-1-2】	梅光学院の基本 スクールモットーと建学の精神	(学生便覧より抜粋)
【資料 1-1-3】	梅光学院大学文学部履修規程	
【資料 1-1-4】	梅光学院大学子ども学部履修規程	
【資料 1-1-5】	梅光学院大学大学院履修規程	
【資料 1-1-6】	梅光コモンズ	大学案内 p 4
【資料 1-1-7】	学院報「HIKARI」 Web 紹介ページ	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	規程集の閲覧方法(規程集管理システム「じょうれいくん」アクセス方法資料)	
【資料 1-2-2】	非常勤講師連絡会資料(案内メール)	
【資料 1-2-3】	学校法人梅光学院法人運営の基本方針	
	第 1 章梅光学院の自律性 1-1 建学の精神 1-2 教育と研究の目的【大学】	
【資料 1-2-4】	学校法人梅光学院法人運営の基本方針	
	1-3 中期計画の策定とその実現に必要な取り組み	
【資料 1-2-5】	BAIKO VISION for 2020 中長期計画書	
【資料 1-2-6】	各学部カリキュラムマップ(学生便覧)	

梅光学院大学

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2021 年度学生募集要項第 1 年次入学生 P5-7 総合型選抜	
【資料 2-1-2】	2021 年度学生募集要項第 1 年次入学生 P8-11 学校等推薦型選抜	
【資料 2-1-3】	2021 年度学生募集要項第 1 年次入学生 P12-16 一般選抜	
【資料 2-1-4】	2021 年度外国人留学生入試要項	
【資料 2-1-5】	2021 年度社会人入試要項	
【資料 2-1-6】	2021 年度帰国子女入試要項	
【資料 2-1-7】	2021 年度 3 年次編入学入試要項	
【資料 2-1-8】	2021 年度大学院生募集要項	
【資料 2-2-1】	チューターハンドブック 2020	
【資料 2-2-2】	梅光学院大学障がい学生修学等支援規程	
【資料 2-2-3】	合理的配慮提供の流れ (2020 年・2021 年学生便覧より)	
【資料 2-2-4】	読書会・研究会一覧	
【資料 2-2-5】	オフィスパワーの紹介	
【資料 2-2-6】	SA に関する資料 (出勤簿写し)	
【資料 2-2-7】	プロジェクター等 簡易操作マニュアル	
【資料 2-2-8】	オンライン授業研修会資料	
【資料 2-2-9】	梅光学院大学退学勧告に関する内規	
【資料 2-2-10】	留学説明会危機管理安全管理説明会資料	
【資料 2-2-11】	2020 年度保護者懇談会中止のお知らせ及び本学のコロナ対策送付文書	
【資料 2-2-12】	8 代目 BUCHI サポーター募集要項	
【資料 2-2-13】	① 梅光学院大学学生リーダーズ・スクール (BGLS) 資料 ② 2020 年度チームビルディング&ピアサポート研修資料	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	「梅光コモンズ」科目群	
【資料 2-3-2】	「キャリアデザイン」シラバス (前期担当者 7 名分)	
【資料 2-3-3】	進路デーに関する資料 (2019 年)	
【資料 2-3-4】	「梅旅」資料.	
【資料 2-3-5】	エアラインプログラム (BAIKO 2021 大学案内 P9.) 学内講座説明会配布資料	
【資料 2-3-6】	「山口県教師力向上プログラム」資料 修了者について (通知)	
【資料 2-3-7】	「北九州教師養成みらい塾」 in 梅光 チラシ資料	
【資料 2-3-8】	夏休み教員採用試験対策特別講座資料	
【資料 2-3-9】	「本学の卒業生 (一般就職先) 評価調査」アンケート資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	梅光学院事務分掌規程	
【資料 2-4-2】	保健室利用状況資料 2020 年度通期保健室利用者集計	
【資料 2-4-3】	保健室からのお知らせ	
【資料 2-4-4】	デジタルサイネージ資料 (コロナ対策)	
【資料 2-4-5】	健康チェック学内設置掲示資料	
【資料 2-4-6】	本学の奨学金一覧	

梅光学院大学

【資料 2-4-7】	梅光学院緊急貸与奨学金規程	
【資料 2-4-8】	梅光学院被災者学費等納付金減免に関する規程	
【資料 2-4-9】	学内ワークスタディ報奨事業に関する運営規程	
【資料 2-4-10】	海外留学支援奨学金規程	
【資料 2-4-11】	web 説明会用「うめワーク」資料	
【資料 2-4-12】	2019 年度課外活動等育成費の申請についての資料	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	キャンパス配置資料	F-8
【資料 2-5-2】	CROSSLIGHT 資料	
【資料 2-5-3】	大学生協資料 (PC サポート、新入生の PC 購入に関する資料)	梅光学院大学生生活協同組合発行冊子より抜粋
【資料 2-5-4】	図書館統計資料 (2019 年度・2020 年度)	
【資料 2-5-5】	教室一覧資料 (施設名教室座席数等資料)	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生による授業評価アンケート	
【資料 2-6-2】	梅光学院大学大学教員評価制度規程	
【資料 2-6-3】	ベストティーチャー賞規程	
【資料 2-6-4】	オンライン授業&家計急変に関するアンケート結果	
【資料 2-6-5】	北館ワークショップ資料	
【資料 2-6-6】	配慮申請書	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ディプロマ・ポリシー学部・学科一覧	
【資料 3-1-2】	ディプロマ・ポリシー大学院一覧	
【資料 3-1-3】	新入生履修ガイダンス資料	
【資料 3-1-4】	文学部年次担当表 (学生便覧 2021 P84~P86)	
【資料 3-1-5】	子ども学部年次担当表 (学生便覧 2021 P99~P102)	
【資料 3-1-6】	梅光学院大学学則 第 4 章 教育課程及び履修方法	
【資料 3-1-7】	梅光学院大学院学則 第 5 章 授業科目、単位数及び履修方法	
【資料 3-1-8】	学部履修規程 第 2 章 試験及び単位認定 (受験資格)	
【資料 3-1-9】	学生便覧 学修について 6. 進級・卒業	(学生便覧 抜粋)
【資料 3-1-10】	卒業認定基準 学則第 9 条	
【資料 3-1-11】	文学部・子ども学部履修規程第 7 条 (受講制限)	
【資料 3-1-12】	梅光学院大学院学則第 6 章 (試験、課程の修了及び学位の授与)	
【資料 3-1-13】	梅光学院大学学位規程	
【資料 3-1-14】	卒業判定資料 教授会議事録 (抜粋)	
【資料 3-1-15】	2021 年度 学年暦	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	時間割・教職員名簿 (抜粋)	
【資料 3-2-2】	2020 年度 FD 研修会資料より 遠隔授業 FD・対面授業開始後のオンライン授業について FD 資料	
【資料 3-2-3】	2020 年度授業評価アンケート資料	
【資料 3-2-4】	ベストティーチャー賞資料 (関係議事録)	2020 年 4 月議事録
3-3. 学修成果の点検・評価		

## 梅光学院大学

【資料 3-3-1】	2020 年度卒業生満足度アンケート調査	
【資料 3-3-2】	梅光学院大学授業等評価実施内規	

### 基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	梅光学院組織規程	
【資料 4-1-2】	学校法人梅光学院法人運営の基本方針 2-2	
【資料 4-1-3】	梅光学院大学大学運営会議規程	
【資料 4-1-4】	梅光学院大学教授会規程	
【資料 4-1-5】	梅光学院大学学部会規程	
【資料 4-1-6】	梅光学院大学大学院研究科委員会規程	(第 3 条)
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	公募要領 (MS) Web ページ募集記載内容 (TS)	
【資料 4-2-2】	梅光学院大学教員選考に関する手続	
【資料 4-2-3】	梅光学院大学教員等級制度規程	
【資料 4-2-4】	梅光学院大学昇任規程	
【資料 4-2-5】	梅光学院大学昇任規程に関する内規	
【資料 4-2-6】	新任教員研修資料	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	梅光学院研修規程	
【資料 4-3-2】	長崎研修報告 2018 年 (2019 年延期・2020 年中止)	
【資料 4-3-3】	2020 年度学院全体朝礼職員発表内容資料	
【資料 4-3-4】	梅光学院教職員奨学金規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	梅光学院大学高等教育開発研究所運営規程	
【資料 4-4-2】	梅光学院大学個人研究費規程	
【資料 4-4-3】	梅光学院大学公的研究費補助金取扱規程	
【資料 4-4-4】	梅光学院大学補助金等不正防止対策要綱	
【資料 4-4-5】	梅光学院学術研究費助成規程	
【資料 4-4-6】	梅光学院大学教育改革推進奨励金規程	
【資料 4-4-7】	梅光学院学術図書出版に関する助成規程	
【資料 4-4-8】	学術リポジトリ公開資料	

梅光学院大学

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	梅光学院常任理事会規程	
【資料 5-1-2】	梅光学院監事監査規則	
【資料 5-1-3】	2020 年度学院礼拝出席者数	
【資料 5-1-4】	冷暖房におけるエコ対策に関する告知資料 梅光学院大学服装規定	第 6 条
【資料 5-1-5】	「自然と環境」「自然参入実習Ⅰ」「自然参入実習Ⅱ」シラバス	
【資料 5-1-6】	2021 年度委員会一覧（ハラスメント防止対策委員会）	
【資料 5-1-7】	梅光学院大学セクシュアル・ハラスメントの防止と対策に関する規則	
【資料 5-1-8】	梅光学院育児介護休業規程	
【資料 5-1-9】	2020 年度 AED 研修 救急対応研修報告書・資料	
【資料 5-1-10】	防災の日に関する資料	
【資料 5-1-11】	梅光学院個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-12】	梅光学院個人情報の安全管理措置に関する規則	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	令和 2（2020）年度提出委任状（直近の書面議決書 1 名分）	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	2020 年度理事会開催日役員出席状況	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	2021 年度理事長の予算編成方針	
【資料 5-4-2】	財務比率の推移（2013 年度から 2019 年度まで）	
【資料 5-4-3】	遊休資産の処分に関する資料	
【資料 5-4-4】	令和 3 年度収支予算書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	梅光学院経理規程	
【資料 5-5-2】	梅光学院経理規程取扱要領	
【資料 5-5-3】	学校法人梅光学院資産運用規程・内規	
【資料 5-5-4】	梅光学院資産運用状況（資産運用について）	
【資料 5-5-5】	監査契約書（令和 2 年度）	
【資料 5-5-6】	監査実施報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	理事会議事録・第 1 号議事案「法人運営の基本方針の策定に関する件」 令和 2(2020)年 1 月 15 日	
【資料 6-1-2】	令和 3(2021)年度学院責任者一覧表	
【資料 6-1-3】	梅光学院職員等級制度規程 第 1 条	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 2(2020)年度中長期計画進捗報告	
【資料 6-2-2】	令和 2(2020)年度 MS の業務 PDCA 記入書式一括	

梅光学院大学

【資料 6-2-3】	教育活動シート（ティーチングポートフォリオ）、業績活動シート、行動評価シート	
【資料 6-2-4】	教員評価に伴う評価者研修資料・令和 2(2020)年度	
【資料 6-2-5】	「政策レビュー」令和 2(2020)年 11 月	
【資料 6-2-6】	平成 30 年度私立大学等改革総合支援事業タイプ I (IR 強化)の補助金 申請・採択書	
6-3. 内部質保証の機能性		